

▲ : 敷地出入口 ▲ : 建物出入口

凡例

 特記事項
 建物名称
 図面名称

 012_滑石9AP
 位置図

滑石9AP外壁改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-001	改修特記仕様書(その1)	007	案内図・配置図	013	階段断面詳細図 2
002	改修特記仕様書(その2)	008	平面図	014	建具表
003	改修特記仕様書(その3)	009	立面図 1	015	外壁補修標準図
004	改修特記仕様書(その4)	010	立面図 2		
005	改修特記仕様書(その5)	011	矩計図		
006	改修特記仕様書(その6)	012	階段断面詳細図 1		

長崎県土木部建築課	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者
平成22年8月					

滑石9AP外壁改修工事設計図

仕様書

I 工事概要

工事場所 長崎市滑石6丁目
 延床面積 509.12㎡

3. 工事種目・改修工事

4. 工事内容 · 外壁改修工事 · 塗装改修工事

Ⅱ 工事仕様

1. 特記事項

- (1)項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- (2)特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
- 〇印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 〇印と窓印の付いた場合は、共に適用する。
- (3)特記事項に記載の(. .)内表示番号は、下記標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (4)特記事項に記載の(別 . .)は(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。
- (5)製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。 (6)GI印は長崎県の「環境物品等調達方針」の特定調達品目を示す。

2. 工事種目 及び 共通仕様

(1)下記工事種目全てを工事範囲とする。なお、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、下記の各共通仕様による。

工事種目	共通仕様	
• 建築工事	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成19年版) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
• 電気設備工事	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成19年版)公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成19年版)公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・機械設備工事	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成19年版)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成19年版)公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
• 昇降機設備工事	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(2) 木造の場合は、木造建築工事共通仕様書(建設大臣官房官庁営繕部監修 平成10年度版)を適用する。

3.工事科目(●印の付いたものが対象工事)

建物別及び屋外		エ	事 種	別	
工事科目				概	要
● 仮設工事	一式	一式	一式		
つ 土工事	一式	一式	一式		
〇 地業工事	一式	一式	一 式		
〇 鉄筋工事	一式	一式	一式		
〇 コンクリート工事	一式	一式	一式		
○ 鉄骨工事	一式	一式	一式		
○ コンクリートプロック・ALCパネル・押出成型セメント板工事	一式	一式	一式		
●防水工事	一式	一式	一式		
〇 石工事	一式	一式	一式		
〇 タイル工事	一式	一式	一式		
〇 木工事	一式	一式	一式		
〇 屋根及びとい工事	一式	一式	一式		
〇 金属工事	一式	一式	一式		
〇 左官工事	一式	一式	一式		
〇 建具工事	一式	一式	一式		
〇 カーテンウォールエ事	一式	一式	一式		
● 塗装工事	一式	一式	一式		
〇 内装工事	一式	一式	一式		
〇 ユニット及びその他の工事	一式	一式	一式		
〇排水工事	一式	一式	一式		
〇 舗装工事	一式	一式	一式		
〇 植栽工事及び屋上緑化工事	一式	一式	一式		
● その他	一式	一式	一式		
0	一式	一式	一式		
	一式	一式	一式		
電気設備工事					

	1	建物別	及び屋外		エ	事種		別		
エ	事科目						設	備	概	要
〇電	灯	設	備	一式	一式	一式				
〇 動	カ	設	備	一式	一 式	一式				
〇 受	変	電影	设 備	一式	一式	一式	$O3\phi$	kVA	Ο1φ	k۷
〇 静	止 形	電源	設備	一式	一式	一式		Ah		t.
〇 自	家 発	電	設備	一式	一式	一式				kV.
〇 雷	保	護 該	设 備	一式	一式	一式	OBJIS		〇新川	S
〇構	内 情 報	通信網	罔 設 備	一式	一式	一式				
〇電	話	設	備	一式	一式	一式				
〇構	内 交	換	設 備	一式	一式	一式	外線	回 線	内 線	回絲
〇 拡	声	設	備	一式	一式	一式	増幅器	W		回線
〇音	響 〇映	像	設 備	一式	一式	一式				
0 出	退 〇情	報 表 疗	示 設 備	一式	一式	一式				
〇 電	気 時	計	設 備	一式	一式	一式				
0 1	ン タ ー	・ホン	設備	一式	一式	一式				
O テ	レビ共	同受信	まこ 設 備	一式	一式	一式				
〇 自	動火災	報知	設備	一式	一 式	一式	OP型	0	R型	回約
〇 中	央 監 視	制 御	設備	一式	一式	一式				
〇 防	犯	設	備	一式	一式	一式				
				一式	一式	一式				
〇構	内 配	電	線 路	一式	一式	一式				
〇構	内 通	信	線 路	一式	一式	一式				
〇 外	灯	設	備	一式	一式	一式				
						1				

	建物別及び屋外		エ	事 種		別		
工事科目				屋外	設	備	概	1
〇 空気調和設備		一式	一式	一式				
〇 換気設備		一式	一式	一式				
〇 排煙設備		一式	一式	一式				
〇 自動制御設備		一式	一式	一式				
〇 衛生器具設備		一式	一式	一式				
〇 給水設備		一式	一式	一式				
〇 排水設備		一式	一式	一式				
〇 給湯設備		一式	一式	一式				
〇 消火設備		一式	一式	一式				
〇 厨房機器設備		一式	一式	一式				
〇 ガス設備		一式	一式	一式				
〇 浄化槽設備				一式				
								_

機械設備工事

昇降機設備工事						
建物別		エ	事 種	別	J	
工事科目				設	備 概	要
〇 一般エレベーター	一式	一式	一式			
〇 一般油圧エレベーター	一式	一式	一式			
〇 普及型エレベーター	一式	一式	一式			
〇 非常用エレベーター	一式	一式	一式			
〇 機械室レスエレベーター	一式	一式	一式			
〇 小荷物専用エレベーター	一式	一式	一式			
〇 エスカレーター	一式	一式	一式			

長定 工「あ登 変 な そ所	現名は、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規定、長崎県建築工事検査基準、 (1.3.1) 混選案工事検査専門職員職務要綱に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に 選設工事の請負契約の原則に基づく施工監理体制を遵守する。 (1.1.4) 表情情報サービス(CORINS)に基づを、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として あカルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更が と日から、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に 申請をしなければならない。 是金銭時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの り場合は原則として登録を必要としない。 最後、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届き次第、督職員に提示すること。 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 事を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、) の請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、 の構実に記載した拡工体制と値を作成し、工事現場に構えるとともに、監督職員に提出する。 と、再下請が生じた場合には、再下請負担知書を作成し、監督職員に提出すること。 、下請け契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 は工事下諸基本契約書を添付する。 こし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 (1.1.5) を作成し、監督職員に提出すること。 と、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上あるま、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に 時は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。	 電気保安技術者 10 施工条件 11 工事関係者連絡会議 12 騒音振動の防止 13 排建設機械 14 過積載の防止 	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 ・不要 ・不要 ・ 不要 ・ 不要 ・ 不要 ・ 不要 ・ 不要 ・ 不
全	程建築工事検査専門職員職務要綱に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に 5建設工事の請負契約の原則に基づく施工監理体制を遵守する。 (1.1.4) 長額情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として 事力ルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更が と日から、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に 申請をしなければならない。 一般な一般である。 一般な一般である。 一般な一般である。 「工事力ルテ受領書」が届き次第、督職員に提示すること。 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 本を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、(1.1.5) もの請負代金の総額)が3、000万円、建築一式工事においては、4、500万円)以上になる時は、 の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。 また高内容に変更が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 また事下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 また事で変更が生じた場合には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 ま工事下請は契契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 ま工事下請基本契約書を添付する。 近し、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 した、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 こし、監督職員に提出すること。 こ、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある は、それらの請負代金の総額)が3、000万円(建築一式工事においては、4、500万円)以上に 寺は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する こしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。	11 工事関係者連絡会議 12 騒音振動の防止 13 排出設機械	※組織する 工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間の安全 に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調 行うため、工事関係者連絡会議を組織する。 低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示1536号) により指定された建設機械を使用する。 適用工事(土、地業、コンクリート、舗装、植裁、とりこわし等) 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平局10月8日建設省経機免第249号、最終改正平成14年4月1日国総施第225号)」に基づき指定されたガス対策型建設機械を使用する。 また、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課度「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス沖化装置を装着した建設機械を使用するで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協承諾を得なければならない。 (ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る)・パックホウ(ベースマシンを含む)・トラクタショベル(車輪式)・ブルトーザー ・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・プルトーザー ・発動発電機(可搬式)・適圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイブロハンマ、油圧式鋼管圧入技機、オールケーシング掘削機、リパースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機、リパースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機、リパースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工
長定 エ「あ登 変 な そ所 記な又た 請」 ま合る律 処 設請出毎ま 業請の か	程建築工事検査専門職員職務要綱に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に 5建設工事の請負契約の原則に基づく施工監理体制を遵守する。 (1.1.4) 長額情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として 事力ルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更が と日から、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に 申請をしなければならない。 一般な一般である。 一般な一般である。 一般な一般である。 「工事力ルテ受領書」が届き次第、督職員に提示すること。 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 本を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、(1.1.5) もの請負代金の総額)が3、000万円、建築一式工事においては、4、500万円)以上になる時は、 の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。 また高内容に変更が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 また事下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 また事で変更が生じた場合には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 ま工事下請は契契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 ま工事下請基本契約書を添付する。 近し、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 した、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 こし、監督職員に提出すること。 こ、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある は、それらの請負代金の総額)が3、000万円(建築一式工事においては、4、500万円)以上に 寺は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する こしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。	12 騒音振動の防止 (13) 排出ガス対策型建設機械	工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間の安全に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調行うため、工事関係者連絡会議を組織する。 低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示1536号)により指定された建設機械を使用する。 適用工事(土、地業、コンクリート、舗装、植裁、とりこわし等) 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平所10月8日建設省経機発第49号、最終改正平成14年4月1日国総施第225号)」に基づき指定されたガス対策型建設機械を使用する。 また、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課長「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協承諾を得なければならない。 (ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る)・パックホウ(ベースマシンを含む)・トラクタショベル(車輪式)・ブルトーザー・発動発電機(可搬式)・プルトーザー・発動発電機(可搬式)・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入技機、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機)・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
工「あ登 変 な その様、内に載わけ目請 登場後変 な そ所 款 用 場な法 ・ 建 請出毎ま 業請の	実績情報サービス (CORCINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として 事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更が に日から、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に 申請をしなければならない。 更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの の場合は原則として登録を必要としない。 課後、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届き次第、督職員に提示すること。 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 事を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、(1.1.5) この請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、 の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。 と、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 さ、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出すること。 3、成内容に変更が生じた場合には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 は工事下請基本契約書を添付する。 とし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 過金額が500万円以上の工事の場合、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出 (1.1.5) を作成し、監督職員に提出すること。 こ、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に 寺は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する こしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。	(13) 排出ガス対策型建設機械	により指定された建設機械を使用する。 適用工事(土、地業、コンクリート、舗装、植裁、とりこわし等) 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平所10月8日建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日国総施第225号)」に基づき指定されたガス対策型建設機械を使用する。 また、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課所で建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協承諾を得なければならない。 (ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る)・パックホウ(ベースマシンを含む)・トラクタショベル(車輪式)・ブルトーザー・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイブロハンマ、油圧式鋼管圧入技機、オールケーシング掘削機、リパースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機)・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
を	の場合は原則として登録を必要としない。 录後、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届き次第、督職員に提示すること。 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 事を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、(1.1.5) の請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、 の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。 は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 は、内容に変更が生じた場合には、再下請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約は工事下請基本契約書を添付する。 とし、理設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 をこれ事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上あるは、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に 時は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関することに、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関することにかって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。 理方法、処理場等は現場説明書による ※構外搬出適切処置 (1.3.8)	建設機械	10月8日建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日国総施第225号)」に基づき指定されたガス対策型建設機械を使用する。また、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協承諾を得なければならない。 (ディーゼルエンジン(エンジン出カ7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る)・バックホウ(ベースマシンを含む)・トラクタショベル(車輪式)・ブルトーザー・発動発電機(可搬式)・カーチー・発動発電機(可搬式)・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイブロハンマ、油圧式鋼管圧入技機、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機)・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
を所	の請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、 の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。 に、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出すること。 成内容に変更が生じた場合においても、その都度すみやかに監督職員に提出すること。 6、下請け契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約 は工事下請基本契約書を添付する。 どし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。 過金額が500万円以上の工事の場合、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出 (1.1.5) を作成し、監督職員に提出すること。 に、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に 時は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する こしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。 理方法、処理場等は現場説明書による ※構外搬出適切処置 (1.3.8)	①4)過積載の防止	「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協承諾を得なければならない。 (ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る)・バックホウ(ベースマシンを含む)・トラクタショベル(車輪式)・ブルトーザー・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入 抜機、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機)・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
5 施工体系図 用 場な法 ・ 建 排る 産 そ た は 時に 理 廃負事かた 廃負 都の処理等 発生材の処理 の と は 計る 産 業 請の を ま で 、 乗 者 度 を を ま で 、 乗 者 度 を を を ま で 、 乗 者 度 を を を を を ま で 、 乗 者 度 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	急金額が500万円以上の工事の場合、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出 (1.1.5)を作成し、監督職員に提出すること。 こ、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上あるは、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に持は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関するこしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。 里方法、処理場等は現場説明書による ※構外搬出適切処置 (1.3.8)	①4)過積載の防止	 ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入抜機、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工全周回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
場な法 ・	は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に 寺は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する こしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。 里方法、処理場等は現場説明書による ※構外搬出適切処置 (1.3.8)	①4)過積載の防止	抜機、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工 全周回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
建設語は出版を発生を表現である。 建設語は出版を発生を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		(14) 過積載の防止	
請負者	高者(排出事業者)は、建設廃棄物の適正処理をするため、排出事業者と収集運搬業者及び 事業者と処分業者で建設廃棄物処理委託契約(二者契約)を行い、建設廃棄物を運搬処理す いつ品目毎(混合廃棄物は除く)にマニフェストを発行して委託処理する。 に、工事中に発生する梱包材等も建設廃棄物として適正に処理すること。		ダンプトラック等による過積載等の防止について (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては資材納入業者の利益を不害することのないようにすること。 (4) さし枠の装着又は物品載荷装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りするのないようにすること。
工事完	を棄物処理フロー図、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表 合者は、工事着工前に産業廃棄物処理フロー図を作成する。記載内容に変更があった場合、 部度すみやかに訂正すること。 に、産業廃棄物を搬出する場合においては、マニフェストにより適正に処理されているこ 権認すること。 事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を作成し、監督職員へ提出する。 その他の資料については請負者にて整備保管し、監督職員から請求があった場合はこれを		 (5)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 (6)下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたを排除すること。 (7)以上のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。
請負金 所定の様	京すること。 員金額が500万円以上の工事の請負者は、再資源利用計画書及び再資源利用促進計画書を D様式に基づき作成し、監督職員に提出する。また、工事完了後、実施状況を記録し、監督	15 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督員が 指示する様式の工事事故報告書を作成し、指示する期日までに提出する。
提出はされたも	に提出する。 出は、所定の様式及び電子ファイル(建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)により作成 ともの)とする。 受工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事の計画の策定及び説明 の適用しない	(16) 不可抗力による損害	工事の施工中に、天災等、不可抗力による災害が発生した場合には、直ちに工事災害通知書により、監督職員に報告する。 なお、天災等とは、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも影響 ぼしたと認められる場合をいう。ただし、請負者が善良な注意義務を怠ったことに基づくもの 除く。
	设リサイクル法の対象工事の請負者は、当該建設工事に係わる特定建設資材廃棄物の再資源 が完了したときは、再資源化報告書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。	17) 建築材料等	本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JI 及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たす のとする。
エ事のまた、 適切な (1) (2) (3) (4)	施工計画書 ※ 作成する ・作成しない (1.2.2) 事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 に、内容を変更する必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう のな措置を講ずる。 1) 工事概要 2) 実施工程表 3) 現場組織表 4) 施工体系図(請負金額500万円以上の場合) 5) 主要工事		(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明なる資料又は外部機関((社)公共建築協会 他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出て承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでは
(7) (8) (9) (10) (11) (12)	 品質計画 (品質目標、管理方針、重要管理事項、工種別施工計画書作成要領、検査立会項目等) (おり) 養生計画 (おり) 緊急時の体制及び対応 (おり) 安全・環境対策 (の設計画 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 企業廃棄物処理フロー図 その他 		い。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
**	&基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 ※風速(Vo=) ※地表面粗度区分(・I ・Ⅲ ・Ⅲ ・Ⅳ) ・積雪区分 建告示第1455号 別表()		

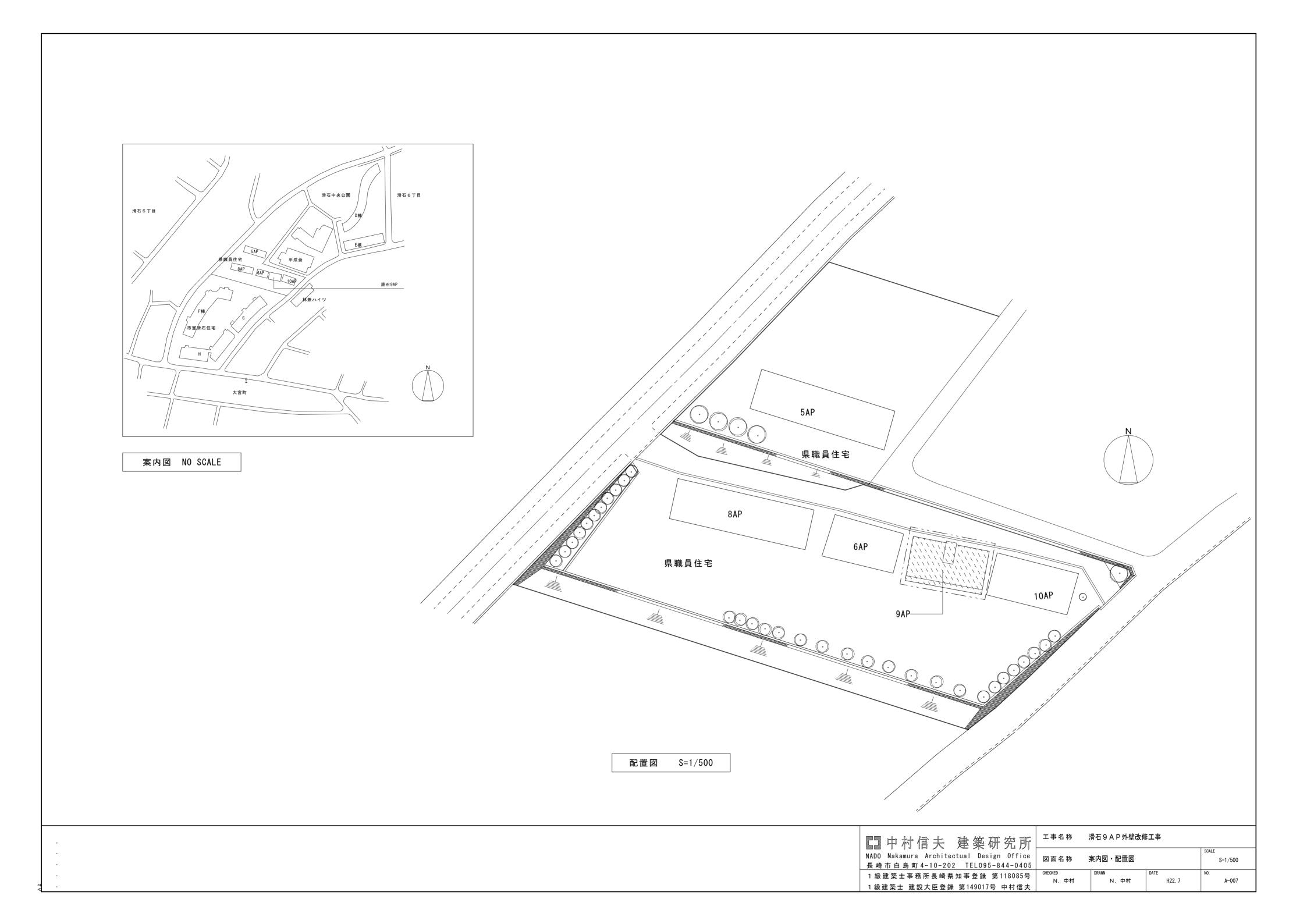
(18) 化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散の極めて少ないものとする。	②4)保険の付保及び 事故の補償	請負者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。 また、雇用者等の義務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任を持って、適正 な補償を行う。 請負者は、建設業退職金共済組合に該当する場合は、同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)	32 保全に関する資料	※ 提出する 提出部数 ()部 ・ 提出しない [1.8.3] 1.8.3(a)の他、下記について必要事項を記入の上監督職員に提出する。 提出は、所定の様式及び電子ファイルとする。 管理者のための建築保全の手引き(改訂版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)	43 交通誘導員	・ 1・2級交通誘導警備検定合格者 (一般国道10路線と敷地入口が接する場合等) ※ 1・2級交通誘導警備検定合格者または交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等 として監督職員が認めた者
	 2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3)接着材はフタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 		を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に発注者に提出しなければならない。 また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	33)提出書類	契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等は、監督職員を経由して行う。 ただし、次に定めるものを除く。 (1) 請負代金に係わる請求書 (2) 代金代理受領諾申請書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係わる書類		資格 資格要件 1・2級交通誘導警備 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。 交通誘導に関し専門的な知識を対ける指定講習を終了した者または警備業法における指定講習を終了した者または警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者。
	5) 1)、3)及び4)の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の計器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。	25 技能士			工事中、取合工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復する。	44 工事監理連絡会	・設置する
	規制対象外 ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品 ② 建築基準法施工令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のある J A S 規格品		防水改修工事 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業	35 設備工事との取合い 36 設計GL	設備機器の位置、取合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 ※図示・現状地盤の平均高さとし、監督職員の指示による。		請負者は、契約後1ヶ月以内に設計図書の照査を行い、質問や提案事項等を整理し、監督職員が確認できる資料および質問書を書面により提出すると同時に、工事監理連絡会の開催を要請する。
	a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用		・ ウー リング 切	(37) 施工体制点検調査への協力	長崎県が「公共工事現場点検強化事業業務」を委託している「調査監」が、工事現場において、 施工体制等の点検調査を実施するときは、これに協力すること。 1)本工事は、工事現場における施工体制等の点検調査を(財)長崎県建設技術研究センターに 委託しているので、(財)長崎県建設技術研究センターの「調査監」により本調査を実施す ることがある。	45 土砂等運搬に使用する ダンプトラックに ついて	1. 適正な契約のもとに使用すること。2. 運送契約による場合は事業用車両(緑ナンバー)を使用すること。3. 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。
	f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ 規格品 ②建築基準法施工令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品		・自動ドア施工作業		2) 「調査監」は点検調査を実施するものであり、本工事における指示等の権限を有しない。 3) 「調査監」は、本調査時には技術調査監証明書(身分証明書)を携帯し、請負者に提示する。	46 環境物品等調達品目について	環境物品等調達品目に規定される製材等及びフローリングを使用する場合、原料となる原木の合法性等を証明する資料(証明書もしくは納品書)を提出すること。 また、その写しを完成図書に添付すること。
	③旧JISのE0規格品 ④旧JASのFCO規格品		・壁装作業・大工工事作業・タイル張り作業 塗装改修工事 ・建築塗装作業 耐震改修工事 ・鉄骨組立作業・型枠工事作業・とび作業・鉄筋組立作業 コンクリートブロック ・コンクリートブロック工事作業		「調査監」の証明書 (表) (表) (表) (表) (表) (表) 1. 調査は「施工体制等調査要領」による。 下記の者は「調査監」として 2. 調査監は、点検等には本証を携帯し、必要な場合には、	④7)工事の一時中止	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、次に該当する場合は、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
19 揮発性有機化合物の 室内濃度の測定	施工完了時に指定した室の測定対象化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認して監督職員に報告する。なお、報告書は、所定の様式及び電子ファイルとする。 測定法 ※パッシブ型採取法・検知管法・検知紙法・定電位電解法・吸光光度法 施工前の測定・行う・行わない		・ A L C パネル工事 ・ 石張り作業 植栽工事 ・ 造園工事作業 機械設備工事 ・ 配管施工(配管工事) ・ 熱絶縁施工(保温工事)		認定したものであることを証明する。 所属 長崎県建設技術研究センター 氏名 ○○○○ 生年月日 年 月 日 発 行 日 年 月 日 有効期限 年 月 日 有効期限 年 月 日		(1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合。 (2)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。 (3)工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。
	測定対象化学物質 ・学校施設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン		・建築板金施工(ダクト製作および取付け)・冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)	_	長崎県建設技術研究センター 理事長 〇〇〇〇 印		2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要
	エチルベンゼン、スチレン ・学校以外の施設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン			(38) 調査・試験に	請負者は、長崎県、国及び長崎県が指定する第三者が行う調査及び試験(公共工事労務費調査、		と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中 止させることができる。 3. 前1項及び2項の場合において、請負者は工事全体の施工を一時中止(主たる工事の部分中止により工期が延長になった場合を含む)する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注
	測定場所(※図示・・・・・・・・) 測定箇所数(・・・)箇所	26 建設機械等	軽油仕様の建設機械等に使用する軽油は、規格 (JIS) にあったものを使用する。 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等から採油する調査に対して	対する協力 (39) 重点的な監督業務	諸経費動向調査、施工合理化調査等)に対して、監督員の指示によりこれに協力する。 WTO対象工事において、低入札調査基準価格を下回って落札した場合は、重点的な監督業務		者に提出すること。 また、請負者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。
②0 資材等の県内優先 調達	工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用 しなければならない。	(27) 工事写真	監督員の指示によりこれに協力する。		を実施する。	48 解体工事等における	1. 解体工事等を行う現場において、石綿等の使用の有無を事前に調査した結果等を、作業員及び
	ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。 請負金額が、500万円以上になる場合、本工事に使用した資材(アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリートニ次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。)を工事完成までに、書面(様式-2)(県内業者、県内産建設資材の活用用):建設資材使用報告書)及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。 請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面(様式-3(県内業者、県内産建設資材の活用用):長崎県内産資材を使用しない理由書)及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。	区 分 分 類 規格 撮影箇所数 部数 原版の大きさ		- 40 暴力団等による不当 要求の排除対策	上記以外で重点的な監督業務を実施する工事 ・対象工事 ※対象外工事 請負人は、当該工事の施工にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱(平成18年7月1日一部 改正)に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。 (違反したことが判明した場合、指名除外の措置を行う等、厳正に対処する。) 1. 不当要求を受けた場合(下請け業者が受けた場合も含む)は、毅然として拒否し、所轄の警察 署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督員に報告する。	石綿障害予防措置について	公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 2. 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去を行う際は、作業場所を隔離すること。 3. 石綿等の除去を行う際は、作業場所を隔離するとともに、隔離作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。 また、隔離作業場所を負圧に保つとともに、隔離作業場所の出入口に前室を設置すること。 4. 隔離の解除にあたり、事前に隔離作業場所内における石綿等の粉じんを処理すること。 5. 請負者は、石綿等の除去を行う作業員に、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上
			内部 () ・1部 2部増 工事写真の綴じ方は、「工事写真の綴じ方(参考)」(長崎県土木部建築課)による。	-	2. 暴力団又は暴力団関係者から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、所轄の警察署 に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督員に報告する。 3. 上記 1, 2の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2の要因により工期に遅れが生じるおそ		の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。
	工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければ ならない。		デジタルカメラを使用する場合の仕様は次による。 仕様項目 内容 総画素数 100万画素以上	- - -	れがある場合には、速やかに監督員と工程に関する協議を行う。		
	県内生産品とは ①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。 「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの(二次製品)であれば、 県内生産品として取り扱う」		記録画素数 640×480以上ファイル形式 JPEG圧縮率 1/1>圧縮率≥1/10程度MO、CD-ROM、CD-R	- (41) 現場技術者等の - 腕章着用 	現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用する。 なお、腕章の仕様については、下記例を参考として監督職員と協議する。 (例 1) 現場代理人の場合		
	②公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)その他関連する 仕様書等の基準を満たす資材・製品であること。	28 完成写真	下記完成写真を監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。 分類・規格 撮影箇所数 提出部数 原板の大きさ ・カラー	-			
21 特別な材料の工法 (22) 下請負人	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。 下請負人は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。		※キャビネ版 外部() 内部() ※2 ・6 ※100×125以上 ※べた焼 (他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出) ・カラー半切木製パネル 外部() 内部() ※2 ・		現場代理人		
	(1)請負者が、工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負人が長崎県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3)下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 (4)下請負人が共同企業体でないこと。		324×400 (mm) ・電子データ 外部 () 内部 () ※2 ・ ※200万画素以上 ※300dpi以上 100×125以上の原板を使う場合は、監督職員にあらかじめべた焼を提出し確認を受ける。	-	(例2) 監理技術者、主任技術者の場合		
	下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定しなければならない。 ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう 努めるものとする。		100×123以上の原板を使り場合は、監督職員にあらかじめべた焼を提出し確認を受ける。 電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出とする。 完成写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督職員の指示による。 ※監督職員の承諾する撮影業者 (ただし、建築完成写真撮影の実績のある業者とする)		O O 技 術 者		
	請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面(様式-1 (県内業者、県内産建設資材の活用用):下請企業使用報告書)及び電子ファイルによって監督職員 に提出すること。	②9 完成図	・既存図面修正 【1.8.1~2】【表1.8.1 ※作成する 完成図の種類		(例3) 現場代理人と技術者を兼務している場合		
	請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付し		元成凶の種類 ※改修標仕表1.8.1による ただし、種類は当該工事で該当する図面、表及び計画書とする。		現場代理人 3 cm程度 9 cm程度 9 cm程度 1		
	た書面(様式-4(県内業者、県内産建設資材の活用用):長崎県内下請企業を使用しない理由書)及び 説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。 なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を 「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。		・ 完成図の原図サイズ及び仕様 ※原図 部数 1部				
②3 使用人等の管理	請負者は、使用人等(下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものを含む) の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保する。 また、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとと		※陽画複写図形態A (2)版2つ折り製本部数(1)部・CADデータ形態CD-Rファイル形式DXF形式及びオリジナル形式		※ ①会社名・会社マーク等の記載も可。 ②既に使用の腕章で類似品も可。 2. 請負代金が500万円以上の工事の場合には、請負者が配置する監理技術者、主任技術者(下請の		
	もに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督する。	(30) 施工図	部数 1部 ・ 提出しない 【1.8.1~2]		主任技術者を含む)、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料(技術者証や 免許証等)を携行しなければならない。		
		00 加工區	※ 提出する 提出部数 (1)部 工事完成後は監督職員の指示する施工図を提出する。なお、本工事に係る施工図等の著作者の 権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。	42 瑕疵点検	※行う ・行わない 瑕疵点検の時期 竣工後 ※1年 ※2年 ・ 瑕疵点検を行うときは、事前に内容、方法、立会等について監督職員に確認を受ける。		
		③1)施工計画書	※ 提出する 提出部数 (1)部 ・ 提出しない 【1.8.1~2] 工事完成後は監督職員の指示する施工計画書を提出する。なお、本工事に係る施工計画書等の 著作者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。				
			21070		長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405 1 級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号 1 級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫 H22.7		エ事設計図 AP外壁改修工事 図番 ************************************

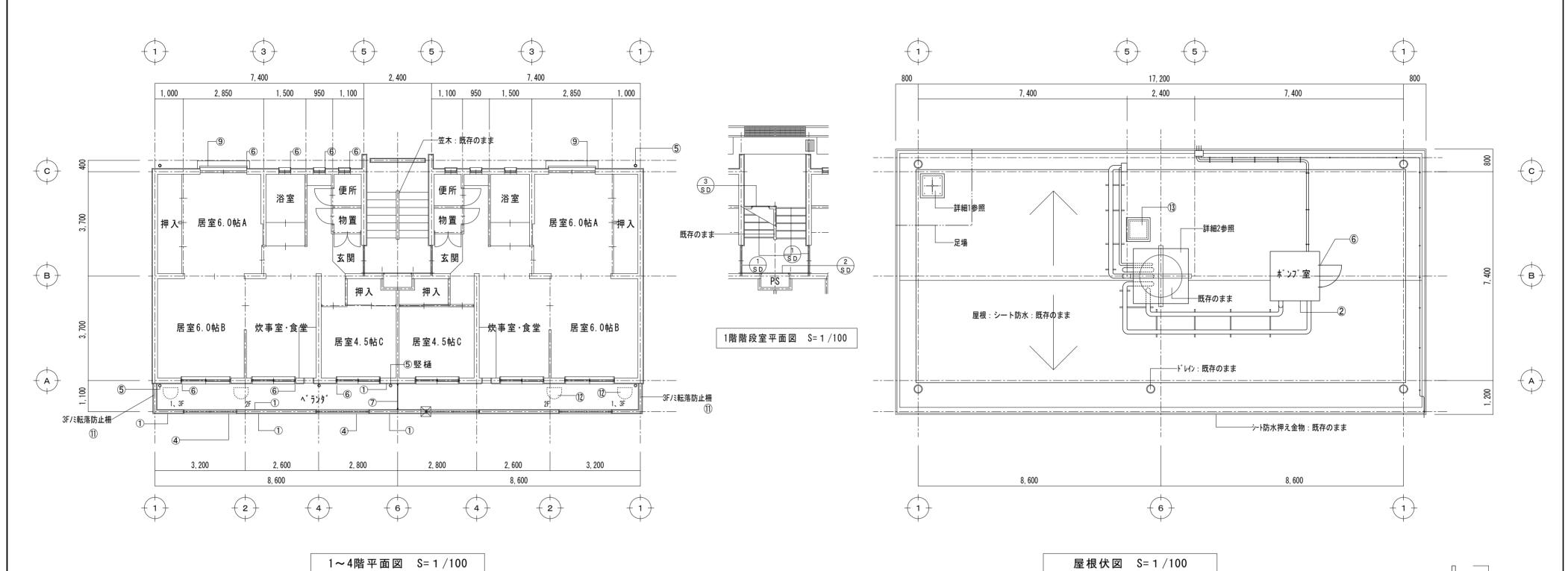
			T	T T	T	1	
2 2 足場その他	内部足場 種別 ※きゃたつ、足場板等・ [2.2.1]	7 20	といの材種 [3.8.2] [表3.8.1] ※配管用鋼管 ⊙硬質塩化ビニル管 ・排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP-VU) G		・ポリマーセメントモルタル ポリマーセメントモルタルの種類	3 欠損部改修工法	既存モルタル面の欠損部 [4.1.4] [4.4.8~9] 改修工法の種類 材 料 品質・規格等
仮 設	外部足場 種別 ※ A種 ・B種 ・C種 ・D種 【2.2.1】【表2.2.1】 防護シートによる養生 ※行う ・行わない		鋼管製といの防露 (カラー) [3.8.3] [表3.8.5] ・次の箇所は行わない ()		合成ゴム系、アクリル系、エチレン一酢ビ系等 曲げ強さ 圧縮強さ 接着強さ(N/mm²)		
エー	足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省 基発第0424		ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		(N/mm²) 標準時 湿潤時 低温時 6. O以上 2 O. O以上 1. O以上 0. 8以上 0. 5以上		・モルタル塗替え工法 改修標仕 4 . 2 . 2 (g)による 塗り厚 2 5 m m を超える場合の補強 ※行う ・行わない ・図示
	001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解		掃除口 ※有り ・なし 縦どい受け金物の取付け [3.8.3]		表面状態 だれの下がり量は5mm以下とし、ひび割れが発生していないこと。 透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。		既製目地材 ・適用する (形状 ※図示 ・) 【4.2.2】
	体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。		※図示 ・標仕13.5.3(d)(2)による		均質で有害と認められる異物の混入がないこと。	4 浮き部改修工法	【4.1.4】 [4.4.10~15] [表4.4.3~4] 改修工法の種類 アンカーピンの本数 (本/m²) 注入口の箇所数 (箇所/m²) 充てん量
	材料、撤去材料等の運搬 【2.2.1】【表2.2.2】	8 アルミニウム製笠木	[3.9.2~3] [表3.9.1] 種類 呼称肉厚(mm) 表面処理 固定間隔 備 考		・ポリマーセメントスラリー 広がり速度 長さ変化率 引張接着性 曲げ性能 吸水性 耐久性		(モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量 ・アンカーピンニング部分 ※16 ※25 ※25ml
	· A 種		・250形 1.6以上 ※A-1種又は 固定方法及び間 隅角部及び突当たり部等の役物は ・300形 1.8以上 B-1種 隔は品質計画で 本体製造所の仕様による		(cm/s) (収縮) (材齢28日) (材齢28日) (72時間) (劣化曲げ強さ) 3以上 3%以下 0.5N/mm² 5.0N/mm² 15%以下 5.0N/mm²		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・アンカーピンニング全面 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25ml
2 養生	既存部分の養生※ビニルシート等・[2.3.1] [2.3.1]既存家具等の養生※ビニルシート等・		・350形 2.0以上 ・B-2種 定めたもの ・100形 ()		以上 以上 以上 以上 保水係数 O. 35~O. 55		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・アンカーピンニング全面 ※13 ※20 ※12 ※20 ・25ml
	固定家具等の移動 ※行わない・行う(図示)				粘調係数 O. 50~1.00		ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ※50ml ・注入口付アンカーピンニング部分 ※9 ※16 ※25ml
3 仮設間仕切	仮設間仕切り等の種別 【2.3.2】[表2.3.1] 種別 下地 仕上材(厚さmm) 充てん材 塗装		板材折曲げ形の取付工法 ・図示 [3.9.3]		・吸水調整材 項目 全固形分(%) 吸水性(g) 接着強度(N/mm²) 界面破断率(%)		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16
	・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・) ※無し ・B種 ・木下地 ※せっこうボード(※9.5 ・) 厚さ mm ・片面	9 折板葺	形式 ※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形		品質・性能 表示値±1%以内 30分で1g以下 0.98以上 50%以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml
	※ C種 単管下地 防炎シート ※木製扉 ※合板張り程度・ ※無し		形状(mm) 山高() 山ピッチ() 板厚※ 0.6 ・ 0.8 材料 ※塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯				ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・鋼製扉 ※片面フラッシュ程度 ・		(規格等) (CGLCCR-20-AZ150)	4 1 ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法 【4.1.4】【4.3.4~7】 注入工法の種類 ひび割れ幅(mm) 注入口間隔(mm)注入量(m l / m) 備 考		アンカーピン 【4.2.2】 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
4 監督職員事務所	・既存建物内の一部を使用する ・構内に設置する ・設けない [2.4.1] ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による		軒先面戸板 ※有り ・無し 断熱材 ※有り(種別: 厚さ: mm) ・無し	外 壁	※自動式低圧エポキシ 0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※ 樹脂注入工法 ・ ・		・ 注入ロ付アンカーピン [4.2.2]
5 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)		耐火性能 ※30分耐火 ・無し	改	・手動式エポキシ樹脂 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40 注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70		材質 ※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm
6 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)	4 1 施工数量調査	調査範囲 ※外壁改修範囲 ・図示の範囲 [1.5.2]	コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・機械式エポキシ樹脂 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130 注入工法 ・	4 3 1 既存タイル張りの撤:	去 ・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲
3 1 アスファルト防水	[3.3.2~3] [表3.1.1] [表3.3.3~10] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別	<u> </u>	調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び 錆汁の流出の有無を調査する。		注入材料 【4.2.2】 ※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形)	外 局幹 2 ひび割れ部改修工法	撤去範囲 ※下地モルタルまで ・張付けモルタルまで ・タイルのみ 改修箇所 ※既存タイル張り面
) 防 zk	R	堂 改	頭汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の 形状、寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。	コン	※建築補修用注入エホキシ樹脂 (JIS A 6 0 2 4 低粘度形又は甲粘度形) 検査 (コア抜取り) ※行わない [4.3.4]	は は と	改修箇所 ※既存タイル張り面 - 既存タイル撤去面(・コンクリート面 ・モルタル面)
小 改 修	防 ・P 2 A I ・A I - 2 ・A - 1 ※A I - 2 ・A - 1 ※A - 2	16 エ ま	形状、寸法等を調査する。コングリート表面のはかれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	クリリ	・行う(抜取り部の補修方法:)		※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.3.4] [4.5.5] 注入工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入口間隔 (mm) 注入量 (m l / m) 備 考
	露出 · M 4 C 防水 · M 3 D · P O D · D - 1 ※ D - 2	事	調査報告書の部数 ※2部・		・Uカットシール材充てん工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5] 充てん材料 品質・規格等 備 考	事	※自動式低圧エポキシ
尹	屋内 ・P1E ・P2E 防水 ・E-1 ※E-2 (保護層は図示による)	共 ② ^{改修材料}	保水率 単位容積重量 接着強さ(N/mm²) 長さ変化率 曲げ強さ	打 放	・シーリング用材料 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充てん ポリウレタン系シーリング材 ※行わない ①行う	8	・手動式エポキシ樹脂 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40 ・ 注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70 ・
	アスファルトの種類 ※3種 ・4種 [3.2.2] [3.3.2]	事	(%) (kg/l) 標準時 温冷繰返し後 (%) (N/mm²) 7 0.0以上 1.80程度 0.60以上 0.40以上 0.20以下 4.0以上	し仕	・可とう性エポキシ樹脂	イ ル	・機械式エポキシ樹脂 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130 注入工法 ・ ・
	保護コンクリートのコンクリート種類 ※普通コンクリート POD工法の二重ドレン ※設けない・設ける [3.2.5]		・パテ状エポキシ樹脂	上	・シール工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.6]	張	注入材料 [4.2.2] ※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024低粘度形又は中粘度形)
	M3D、P0D工法の脱気装置※設けない・設ける[3.3.3]既存露出防水層表面の仕上げ塗装(M4C工法の場合)・除去する[3.2.6]		初期硬化性(標準) 接着強さ(標準) 圧縮強さ 曲げ強さ 硬化収縮率 2. ON/mm²以上 6. ON/mm²以上 5 O. ON/mm²以上 3 O. ON/mm²以上 3 . O(%)以下	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	住 上	・ 検査 (コア抜取り) ※行わない [4.3.4]
	断熱工法の断熱材 厚さ (mm) ※25 ・ [3.3.2] ただし、特定フロンを含まないもの。		a. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 b. 対象となる被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。		※充てん工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.7]	げ 外	・行う(抜取り部の補修方法:
	立上り部の保護 ・れんがの種類 ※見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが形コンクリート		c. 常温・常湿 (温度 5 ℃~ 3 5 ℃、湿度 1 5 %~ 8 5 %) において製造所の指定する期間又は製造後 6ヶ月保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。		・エポキシ樹脂モルタル・ポリマーセメントモルタル	壁	しカットシール材充てん工法 (既存タイル張り撤去面)【4.1.4】【4.2.2】【4.3.5~6】充てん材料品質・規格等備 考
	ブロックとする。 ・乾式保護材の材料 ※押出成形セメント板 厚さ15mm		・可とう性エポキシ樹脂	3 鉄筋腐食の補修	回復目標レベル [改修監理指針4.7.3] [改修監理指針図4.7.4]		・シーリング用材料 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充てん ポリウレタン系シーリング材 ※行わない ・行う
			性能常温物性低温性加熱変化引張接着性引張強さ1. O N/mm²以上1. O N/mm²以上1. O N/mm²以上最大引張応力1. O N/mm²以上		・恒久 ・延命 ・暫定 補修の方法		・可とう性エポキシ樹脂
2 改質アスファルト シート防水	「3.4.2~3] [表3.4.1~3] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 厚さ (mm)		伸び 30.0%以上 30.0%以上 30.0%以上 30.0%以上 比重 表示値±0.10		・ひび割れ補修工法 ・ 鉄筋腐食補修工法	3 欠損部改修工法	・タイル部分張替え工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.5.7]
	・M4AS工法 ・AS-1 ・AS-2 ・AS-3 ・M3AS工法 ・AS-4 ・AS-5 ・AS-6		押出し性 60秒以下 スランプ 3mm以下		含浸材使用 ・有り ・無し 表面被覆 ・無し ・中性化抑制材料 ・塩化物浸透抑制材料		接着剤の種類 品質・規格等 ※ポリマーセメントモルタル
	· POAST法 · ASI-1 · ASI-2		加熱減量 5%以下 a. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。		・鉄筋腐食抑制工法 ・中性化抑制工法 ・塩害抑制工法		・タイル部分張替え工法用接着剤 「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した 外装タイル・石張りシステムの開発』(建設大臣官房技術調
	・M4ASI工法 ・P0ASI工法		b. 対象となる被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 c. 常温・常湿 (温度 5 ℃~ 3 5 ℃、湿度 4 5 %~ 8 5 %)において製造所の指定する期間又は				査室監修 平成9年2月)」における「外装タイル・石張り 用接着剤の品質基準(案)」に基づく品質性能試験に適合す
	脱気装置 ※設けない ・設ける		製造後6ヶ月保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。	4 - 2 1 既存モルタル塗りの	・行う(※全面 ・図示の範囲)		るタイプIであり監督職員の承諾するもの又は特記による。
3 合成高分子系	【3.5.2~3】【表3.1.1】【表3.5.1		・タイル部分張替え工法用材料 接着強さ 標準 低温硬化 アルカリ温水 冷熱水中繰返し 熱劣化 強度(N/mm²) O. 6 O以上 O. 4 O以上 O. 4 O以上 O. 4 O以上	外	・既存モルタル撤去工法(範囲は図示 撤去部分の補修は、3. 欠損部改修工法による)		・タイル張替え工法[4.1.4] [4.5.8]
ルーフィングシート防水	防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 仕上げ塗料等 使用分類 ・POS工法 ・SーF1 ・SーM1 ・カラー ※非歩行		凝集破壊率(%) 75以上 50以上 50以上 50以上 50以上 皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ温水 熱劣化	壁 (2) ひび割れ部改修工法 改	* 成存モルダル撤去工法 (範囲は図示 撤去部分の補修は、3. 欠損部以修工法による)		# 申縮調整目地及びひび割れ誘発目地 位置 ※改修標仕表 4 . 5 . 1 による ・図示
7 1 10 17	・S 4 S 工法 ・S - F 2 ・S - M 2 ・シルバー ・軽歩行		引張強さ(N/mm²) 1.00以上 1.00以上 1.00以上 1.00以上 1.00以上	修	注入工法の種類		世世 次以修保は衣4.5.1による・凶小
	・M 4 S 工法 ・S - M 1 ・S - M 2		伸び(%)	事	※自動式低圧エポキン 0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※ 樹脂注入工法 ・手動式エポキシ樹脂 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40	4 浮き部改修工法	【4.1.4】【4.5.9~15】【表4.4.3~4】 改修工法の種類 アンカーピンの本数 (本/m²) 注入口の箇所数 (箇所/m³) 充てん量
	・POSI工法 ・SI-F1 ・SI-M1 ・S3SI工法 ・SI-F2 ・SI-M2		安定していること。 a. 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。	ŧ	注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70 ・機械式エポキシ樹脂 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130		(タイルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量 ・アンカーピンニング部分 ※16 ※25 ※25 m l
	・ S 4 S I 工法 ・ M 4 S I 工法		b. タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。 c. 「化学物質の審査および製造等の規則に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」	ル タ	注入工法 ・ ・ 注入材料 【4.2.2】		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・
	脱気装置 ・設ける ・設けない [3.5.3]		に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 d. 常温・常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造後6ヶ月保存しても上記の品質	ル 塗	※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形) ・		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	目地処理 P C コンクリートの場合 () [3.5.4]		性能に適合していること。	り 仕	検査(コア抜取り) ※行わない [4.3.4] ・行う(抜取り部の補修方法:)		ポリマーセメントスラリー注入工法 · ・ ・ ※50ml ・注入口付アンカーピンニング部分 ※9 ※16 ※25ml
4 塗膜防水	「3.6.2~3] [表3.1.1] [表3.6.1] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 仕上げ塗料塗り		f. 混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。	上げ	● しカットシール材充てん工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5]		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16
	・POX工法 ※X-1 ・シルバー ・L4X工法 ※X-2 ・カラー		・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ 圧縮強さ 曲げ強さ	外	充てん材料 品質・規格等 備 考 ・シーリング用材料 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充てん		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※50ml
	既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装(L4X工法の場合) ・除去する [3.2.6]		1. 0 N / m m² 以上2 0. 0 N / m m² 以上1 0. 0 N / m m² 以上a. こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。		ポリウレタン系シーリング材 ※行わない ⊙行う 		ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml
	脱気装置 ※設けない ・設ける [3.6.3]		b. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 c. 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第1種有機溶剤を使用しな		・可とう性エポキシ樹脂		エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・
5 脱気装置	型 材質 設置数量		いこと。 d. 形状に以上が無く、だれが生じないこと。		・シール工法 (※既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面)		アンカーピン 【4.2.2】 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
	・平面部脱気型 ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 () ・ステンレス ・鋳鉄 m 当たり1箇所		e. 常温・常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造後6ヶ月保存しても上記の品質性能に適合していること。		・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂		注入口付アンカーピン [4.2.2]
	・立上がり部脱気型 ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 () ・ステンレス ・銅 m²当たり1箇所				・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修 [4.4.2] [4.6.3]		材質 ※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm ・
⑥ シーリング	シーリング改修工法の種類 【3.1.4】【表3.1.2】				(※シール工法の範囲・)	5 目地改修工法	・目地ひび割れ部改修工法 [4.1.4] [4.5.16] ・伸縮目地改修工法 [4.1.4] [4.5.16]
	・						シーリング用材料 [3.7.1] 種類 ※改修標仕表 3.7.1 による
	シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2] [表3.7.1] ※下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする ※一リング材の種類(記号)						
	施工箇所シーリング材の種類(記号)建具廻りMS-2外壁化粧目地PU-2						
	77至16位日吧					\(\tau_{-1}\)	→ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
				P村信夫 建	長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405 1 級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号 1 W建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫 H22.7		9 A P 外壁改修工事
			210701	HADO HARAHUTA ATCHILECTUA	□ 20018□ VIII00 │ I W连末上 建议八正豆鳅 第143VI/万 中刊后天	LX 1	ry no il i i i i i i i i i i i i i i i i i i

6 陶磁器質タイル貼り	タイルの種類 [4.2.2] [4.5.7~8]	8 自動ドア開閉装置	※製造所標準製作規定寸法許容差による。 [5.7.2~3] [表5.7.1~3]	5 集成材等 G	[6.5.2]	20 カーペット敷き	・織じゅうたん [6.9.2~3] [表6.9.1]	
	施工箇所 形状寸法 (mm) きじ 磁器 世っ器 陶器 施ゆう無ゆう あり なし 標準 特注 適用 G ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		開閉方法 センサの種類 ※スライディングドア ・マットスイッチ ・電子マットスイッチ ・スイングドア ※光線スイッチ ・音波スイッチ ・熱線スイッチ ・光電スイッチ ・凍結防止措置(適用箇所は建具表による)		品名 規格・品質 芯材の樹種 化粧単板の樹種 ※集成材 ※一般材 ※たも・なら・しおじ ・構造用集成材 ※1級・2級・ ・造作用集成材 ※1等・2等・ ・化粧ばり造作用集成材 ※1等・2等・		種 別 パイル形状 色 柄 等 備考 ・A種 ・カットパイル ※単一色 (無地) ・B種 ・ループパイル ・柄物 (標準品) ・C種 ・カット、ループパイル併用 ・ 耐電性 ※人体帯電圧 3 kv以下 ・	
		9 自閉式	品質規格 ※改修標仕 5 . 8 . 3 による。 [5.8.3] [表5.8.1]		ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外・第三種		・タフテッドカーペット 【6.9.2~4】【表6.9.2】	
		上吊り引戸装置 10 木製建具	・製造所標準仕様による かまち戸の樹種 かまち () 鏡板 () (16.6.2)	6、接着剤	接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 [6.5.2] ※木工事に使用する接着剤 ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系		パイル形状 パイル長(mm) エ 法 備 考	
		10 木製莲具			エリア倒脂、メラミン倒脂、フェノール倒脂、レソルシノール倒脂又はホルムアルテヒド系 防腐剤(以下、「ユリア樹脂等」という。)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		・ルーノバイル ※4~6 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	壁タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ・マスク張り		建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外・第三種		【6.8.2】【6.14.2】 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、壁紙施工用でん粉系接着剤		耐電性 ※人体帯電圧3kv以下・	
	タイルの試験張り ※行わない ・行う	11 建具用金物	マスターキー ※製作する ・製作しない [5.6.4]		ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外・第三種		[6.9.2~3] [表6.9.2] パイル形状 種類 寸 法 総厚さ(mm) 備 考	
4 - 4 1 既存塗膜等の除去 及び下地処理	既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 【4.6.3】 [表4.6.2~5] 工 法 処理範囲 下地面の補修		建物用金具 錠類は、シリンダー箱錠(レバーハンドル)とする。 なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける	7 防腐、防蟻処理	行う箇所 ((6.5.2] 防腐処理 ※行う (※図示 ・)		※ループパイル ※第一種 ※500×500 ※6.5 ・第二種 ・カットパイル	
外	※サンダー工法 ※既存仕上面全体・・ ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体・ ・浮き部改修工法		R 金物 ・丁番(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい)		防蟻処理 ※行う(※図示 ・) 防腐、防蟻処理の種類、品質		・カット、ループ併用 耐電性 ※人体帯電圧3kv以下(フリーアクセスフロア新設範囲)	
 改 修	加圧力 ※30M P a 程度以上 ・欠損部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上面全体 ・		・ピボットヒンジ		表面処理用木材保存剤(防腐・防具剤)は監督職員の承諾するものとする。	21 せっこうボード、その		
事	・ボルエ法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・デッキブラシ清掃 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	12 ガラス	※ 建具表による [5.12.2] ・ガラスブロック [5.12.5] 寸法 (mm) 色 調 パターン 防火認定	8 床板張り \	フローリング及び縁甲板張り床 【表6.5.11】 ※無し ・有り ※合板張り ホルムアルデヒドの放散量	他のボード張り	種類 JISの記号 厚さ (mm)、規格等 ・硬質木毛セメント板 HW G ・15 ・20 ・25 ・ ・普通木毛セメント板 NW G ・15 ・20 ・25 ・	
**	塗膜はく離剤 [4.2.2]		※クリア ・熱線反射 ※無し ・乳白 ・カラー () ・防火戸		下張り用床板 ※規制対象外 ・第三種 ・板張り		・けい酸カルシウム板 O.8 F K G タイプ2 (無石綿) (・6 ・8 ・) ・ロックウール化粧吸音板 D R ※フラットタイプ (※9 (不燃) ・12 ・)	
ダ り 2 下地調整材	※下地調整塗材 【4.2.2】 [4.6.4]・ポリマーセメントモルタル	13 ガラス留め材及び溝			※単層フローリング ホルムアルデヒドの放散量		・凹凸タイプ (※12(不燃)・15 ・19 ・) ・四ツクウール化粧吸音板 DR ※フラットタイプ 9 (不燃)	
上 げ (ず) (3) 仕上げ塗材仕上げ	・防水形仕上塗材主材を使用 【4.1.4】【4.2.2】[表4.2.3~4】		建具の種類 材 種 アルミニウム製 ※シーリング材 ・ガスケット(FIX部はシーリング材) 鋼製及び軽量鋼製 ※シーリング材	9 軽量鉄骨天井下地	・縁甲板 ※ひのき ・ 野縁等の種類 [6.6.2] [表6.6.1]		(軒天井用) DR(凹凸) ・凹凸タイプ(※12 ・15) (不燃) DR(軒天) DR(軒天凹凸)	
外 壁	種類、仕上げの形状、工法 種 類 呼び名 仕上げの形状		ステンレス製 ※シーリング材 防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。	5 社里妖肖人开下地	屋外 (・19形 ※25形) 屋内(※19形 ・25形) 既存の埋込インサート ・使用する ・使用しない [6.6.3~4]		<td 2"="" color="</th></tr><tr><th></th><th>・外装薄塗材Sⅰ・可とう形外装薄塗材Sⅰ・ゆず肌状</th><th></th><th>板ガラスをはめ込む溝の大きさ
改修標仕 5 . 1 2 . 3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は、(社)日本建築学会</th><th></th><th>あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない [6.6.4]</th><th></th><th>化粧有(トラバーチン模様) ・シージングせっこうボード GB-S 12.5 (不燃)</th></tr><tr><th></th><th>○外装薄塗材 E・可とう形外装薄塗材 E・砂壁状・防水形外装薄塗材 E・平たん状</th><th></th><th>JASS17ガラス工事「3〉1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する。</th><th>10 軽量鉄骨壁下地</th><th>スタッドの高さが 5 mを超える場合 ※図示 [6.7.3] [表6.7.1]</th><th></th><th>・強化せっこうボード GB-F 1 2.5 (不燃) 1 5.0 (不燃) ・せっこうラスボード GB-L 9.5 ・化粧せっこうボード GB-D ※9.5 ・1 2.5</th></tr><tr><th></th><th>・外装薄塗材 S ・凹凸状 ・複層塗材 C E ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様</th><th>14 ガラス用フィルム</th><th>名 称 種 類 張り面 性能値</th><th>ロービールボンード張り</th><th>種類 JISの記号 色柄 厚さ (mm) ※発泡層のないもの ※NC・ ※無地・マーブル柄 ※2.5</th><th></th><th>・化粧せっこうボード (木目) GB-D 1 2.5 (不燃)幅440mm程度 模様 (※柾目 ・板目) 専用下地材付き</th></tr><tr><th></th><th>・可とう形複層塗材 C E 耐 候 性 3 種
・複層塗材 S i 上塗材</th><th></th><th>※ガラス飛散防止フィルム 第2種 ※内張り ・外張り 飛散防止率 D 1</th><th></th><th>・発泡層のあるもの ※柄物 ・無地 ・</th><th></th><th>・難燃合板 G ・生地、透明塗料塗り(ラワン合板程度)
・不透明塗料塗り(しな合板程度)</th></tr><tr><th></th><th>・複層塗材 E一複層塗材 R E・複層塗材 R S・複層塗材 R S・複層塗材 R S</th><th>15 重量シャッター</th><th>品質JIS A 5 7 5 9 による
[5.9.2] [表5.9.1]</th><th></th><th>・ ・ と ・</th><th></th><th>・メラミン樹脂化粧板 JIS K6903による 厚さ1.2 ・ミディアムデンシティ MDF G ・3 ・7 ・9 ・12 ・ ファイバーボード</th></tr><tr><th></th><th>・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E 防水形の増塗材 ※行う</th><th>10 至重ノヤッター</th><th>シャッターの種類 ・一般重量シャッター 耐風圧性能() N/m²</th><th>12 ビニル床タイル張り</th><th></th><th></th><th>・単板張りパーティクルボード G ・無研磨板 ・研磨板 ・</th></tr><tr><th></th><th>・防水形複層塗材RE
・防水形複層塗材RS</th><th></th><th>・外壁用防火シャッター 耐風圧性能() N/m² ・屋内用防火シャッター</th><th></th><th>※コンポジションビニル床タイル(半硬質) CT ※2 ・コンポジションビニル床タイル(軟質) CTS</th><th></th><th>・ハードボード (素地) HB G ・無研磨板 (・スタンダード ・テンパード) ・研磨板 (・スタンダード ・テンパード)</th></tr><tr><th></th><th>・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材 E ・平たん状 ・可とう形改修塗材 R E ・さざ波状 ・可とう形改修塗材 C E ・ゆず肌状</th><th></th><th>・屋内用防煙シャッター 開閉機能 ※上部電動式(手動併用) ・上部手動式 (16.10.2) (表16.10.1)</th><th></th><th>・ホモジニアスビニル床タイル H T ・</th><th></th><th>・インシュレーションボード <td rowspan=" lightblue;"<="" rowspan="2" th=""></td>	
	防火材料の指定が必要な場合 【4.2.2】(15.5.2)		危害防止機構 ※障害物感知装置(自動閉鎖型) [5.9.2]	13 帯電防止床タイル張	り 【6.8.2】 種類 「厚さ (mm) 性能		※規制対象外・第三種 軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材	
	※建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。		・シャッターの二段降下方式		・コンポジションビニル床タイル ※ 2 体積抵抗値(JIS K6911による) ・ホモジニアスビニル床タイル ※ 4.0又は4.5 1.0×10°Ω以下		※適用する ・適用しない	
4 塗膜防水仕上げ	※アクリルゴム系塗膜防水工法JISS A 6021-2000 (建築用塗膜防水剤) 外壁用に適合するものとする。JASS8 LA-W同等		ー般重量シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない 【5.9.2】 座板 ※ステンレス製 ・		・	22 吸音材	種類 JISの記号 厚さ (mm) ・ロックウール吸音ボード 1 号 RW-B ※25 ・	
	仕上げの形状 ・ゆず肌状 ・凸部処理 ⊙凹凸模様	16 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ・上部電動式(手動併用) 【5.10.2】【表5.10.1】	14 視覚障害者用タイル (誘導用及び	ブロックパターンは、JIS T 9251による。 [6.8.2] 色彩は黄色を原則とする。		※グラスウール吸音ボード32K GW-B ※25 ・	
1 改修工法の適用	[5.1.1, 3]		スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 [5.10.3] 形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 ガイドレール等 ※鋼板製 ・ステンレス製SUS304(厚さ1.5mm) [表5.10.2]	注意喚起用床材)	屋内 ※塩化ビニル製 ・磁器又はせっ器質タイル(※300 ・) ・レジンコンクリート製 ・磁器又はせっ器質タイル(※300 ・)	23 壁紙張り	Manage	
き ・	建具の種類 かぶせ工法 撤去工法 備 考 ・アルミニウム製建具 ・		アイトレール等 ※調 ※ ステンレス製 ・	15 ビニル幅木	高さ (mm) ※60 ・75 ・100 [6.8.2]		紙 (織物) (ビニル) (化学繊維) 無機質 ・ ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
具 改	・鋼製建具 ・外部 ・ ・内部 ・	17 オーバーヘッドドア		16 合成樹脂塗り床	【6.10.2~3】【表6.10.1~7】		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
修	・鋼製軽量建具 ・ ・ステンレス製建具 ・		セクション材 開閉方式 収納形式 ガイドレールの材質 ※スチールタイプ ※バランス式 ・スタンダード形 ・溶融亜鉛め マき鋼板 ・アルミニウムタイプ ・チェーン式 ・ローヘッド形 ※ステンレス鋼板		種 類 仕上げの種類 ・弾性ウレタン塗り床材 ※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ ・エポキシ樹脂塗り床材 ※薄膜流し展べ仕上げ		- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
2 見本の製作等	・特殊な建具の仮組(建具番号:) [5.1.5] [5.2.2] [表5.2.1]		・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・ハイリフト形 (SUS304) ・バーチカル形		・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑 ・防滑) ・樹脂モルタル仕上げ(※平滑 ・防滑)		素地ごしらえ [6.14.3] [表7.2.4] [表7.2.7]	
3 アルミニウム製建具	外部に面する建具 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 A種 S-4 ※A-3 ※70 ※図示	18 かぎ箱	耐風圧性能() N / m²		・防滑仕上げ ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外・第三種		モルタル、プラスター面 ※RB種 ・RA種(施工箇所:) せっこうボード面 ※RB種 ・RA種(施工箇所:)	
	・B種 S-5 ・ ※W-4 ・ ・C種 S-6 A-4 W-5 100	10 % C M	形式 ・30組用 ・60組用 ・120組用 ・	17 フローリング張り [6		24 モルタル塗り材料	吸水調整材 (6.15.3)	
	表面処理 ※B-1 ・B-2(※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)	1 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 【6.1.3】		種別材種工法仕上げ塗装等備考		全固形分(%) 吸水量(g) 接着強度(N/mm²) 界面破断率(%) 表示値±1.0 30分で1g以下 0.98以上 50以下	
	屋内建具 [5.2.4] [表5.2.2] 表面処理 ※C-1種又はB-1種 内 ・C-2種又はB-2種 は		※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲		※天然木化粧複合フローリング ※なら ※釘どめ工法(C種) ※塗装品 ・ひのき ・無塗装品 ・ ・		均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 防水剤(防水モルタル塗りの混入剤)	
4 網戸	(※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) 改 防 虫網 [5.2.3] 修		※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲		・ ・ ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤 混合割合 凝 結 時 間 曲げ及び圧縮強度比 吸水比 透水比	
	網の種別 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) 形 式 ※外部可動式 ・固定式		天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示の範囲	18 畳敷き			セメント重量の JIS R 5210の試験において 70%以上 5%以下 始発 1時間以上 終結 10時間以内	
5 鋼製建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による 耐風圧性能の適用は建具表による。	2 既存床の撤去並びに	ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ (接着剤とも) 【6.2.2】		改修標準仕様書 表 6 . 5 . 9 による床組 ※ B種・ ポリスチレンフォーム床下地 ※ C種・		膨張性のひび割れ及びそりがないこと。	
	特定防火設備の戸・適用する [5.3.4]	下地補修	・下地モルタルとも(※図示の範囲 ・除去範囲全て) 合成樹脂塗り床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法	40 40 40	畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。			
6 鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による [5.4.2] 簡易気密型ドアセットの適用は建具表による	3 既存壁の撤去並びに	改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内・ 既存間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2] [4.4.9]	19 ポリスチレンフォー 床下地材	ム 畳下地 厚さ (mm) ※40 ・65 ・80 フローリング類 厚さ (mm) ※80 ・95			
	耐風圧性能の適用は建具表による。 表面仕上げ ※ H L 仕上げ ・鏡面仕上げ 【5.5.4】	下地補修	※図示 ・モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強 ※行う ・行わない)					
	曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ (補強有り) [5.5.5] 特定防火設備の戸 ・適用する	4 木下地等	木材の品質 ※改修標仕6.5.2による ・市販品					
			※改修標任 6 . 5 . 2 による ・ 巾販品 代用樹種 ※改修標仕表 6 . 5 . 4 による ・代用樹種を適用しない箇所 (
			保存処理木材を適用する箇所()					
				1 中村信夫 第	長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405 1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号 N. 由村 H22 7	工事名称 滑石	9 A P 外壁改修工事	
			210701 NA	ADO Nakamura Architectu	型 20	改	7.修特記仕様書(その4) 平成21年版 A-004	

25 陶磁器質タイル張り	タイルの種類 [6.16.3]	37 ロールスクリーン	防炎性能 ※有り (20.2.13)	6 アクリルシリコン樹脂	□	【7.10.3】【表7.10.2~3】	10 モルタル及び	住底等の均しモルタル (7.2.9) (7.10.3) (表7.10.2) [8.2.10]	
	施工箇所 形状寸法 きじうわぐすり役物 色再生材 値 磁器 せっ器 陶器 施ゆう無ゆうありなし標準 特注 適用 G		製造所 性能の確認できる資料を監督職員に提出する。 - 装置 性 能	エナメル塗り		(グラウト材	※無収縮モルタル ・標仕 7 . 1 0 . 2 による B 種	
			電動 手引 (防炎性能) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 常温乾燥形ふっ素樹脂 エナメル塗り	下地の種類 新規塗りの種別 塗り替えの 鉄面 ※ A種 ・B種 ・A種 ※			グラウト材 [8.2.10] ※無収縮グラウト材	
					亜鉛めっき面 ※A種 ・B種 ・A種 ※ コンクリート及び押出成形セメント板面 ※A種 ・B種 ・A種 ※	6 B 種		無収縮モルタル及び無収縮グラウト材の仕様は次による	
		38 カーテン	・既存再使用する (養生方法:) [2.3.1] [5.1.6] ・新設する (20.2.14)	8 つや有合成樹脂	新規の塗りの種別 ・A種 ※B種	[7.12.2] [表7.12.1]		無収縮グラウト材 プレミックス及び現場調合形 混和剤 セメント系(酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨	
			施工箇所 形式 装置 片引 引分 電動 ひも引 手引	エマルション ペイント塗り				張する性質を利用するもの)とする。 セメント JIS R 5210 (ポルトランドセメント) による普通又は早強ポルトラ	
	タイルの見本焼き ※行わない ・行う(※外壁タイル ・ 内装タイル ※壁タイル接着剤張り ・積上げ張り			9 合成樹脂エマルションペイント塗り	新規の塗りの種別 ・A種 ※B種	[7.13.2] [表7.13.1]		ンドセメントとする。 砂 土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。	
26 断熱林 G	(19.9.2~3) 種類 施工箇所 厚さ (mm) 品質等				新規の塗りの種別 ・A種 ※B種	【7.14.2】【表7.14.1】		ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。	
	・押出法 ※2種b ※一般部 ※25 特定フロンを使用しない ポリスチレン ・ もの	39 カーテンレール	・既存再使用する [5.1.6]	模様塗料塗り	塗替えの場合 既存塗膜 下地調整	種 別		無収縮グラウトの品質及び試験方法(現場調合形については標準使用量・配合値) コンシステンシー Jロートによる流下時間	
	フォーム※3種b・接地部分※25保温板(スキン層付)・		・新設する (20.2.14) 材料 ※アルミニウム製 ・ステンレス製		合成樹脂エマルション模様塗り※RB種※A種・RC種※C-3種			練混ぜ完了から3分以内の値は8 ± 2 秒ブリージング練混ぜ 2 時間後のブリージング率 : 2.0%以下	
	・現場発泡断熱材 ※断熱材補修部分 サ定フロンを使用しない ・一般部 ※15	40 - ず = ノン パギックフ	形式 ・片引き ・引分け (※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする) ・既存再使用する [5.1.6]		平滑な塗料塗り ※RB種 ・A種 ・RC種 ・C-1種	· B種 □ · C − 2 種		凝結時間凝結開始時間1 時間以上終結時間1 0 時間以内無収縮性材齢 7 日収縮 しないこと	
	・	40 ブラインドボックス 及びカーテンボックス		1 鉄筋の種類		【8.2.1】【表8.2.1】		無収縮性 村廊 / 日 収縮しないこと 圧縮強度 材齢 3 日 2 0 N / m m² 以上 材齢 2 8 日 4 0 . 0 N / m m² 以上	
27 浴室天井材	市販品		溝幅×深さ (mm) ・9 0 × 1 5 0 ※ 1 2 0 × 8 0 ・ 1 2 0 × 1 5 0 ・ 1 5 0 × 8 0 ・	1	種類の記号 呼び名 (mm) ・SD295A ※ D16以下・			付着強度	
	材質 表面仕上げ 性能 幅(mm) 備考 ※アルミニウム製 ※焼付け塗装品 準不燃品 ※200 回り縁は樋付き		色彩 ※B-1 ・B-2(※ブラウン形 ・ブラック ・ステンカラー) 震 ・図示 ひ		· S D 3 4 5			試験方法 1)日本道路公団規格(JHS)の「無収縮モルタル品質管理試験方法」 3 1 2 - 1 9 9 2 による。なお、プレミックス形と現場調合形で混和剤	
	<td <="" color="block" rowspan="2" td=""><td>41 天井点検口</td><td> </td><td>2 溶接金網</td><td>網目の形状、寸法及び鉄線の径</td><td>[8.2.2]</td><td></td><td>が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う。 2)塩化物量は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」</td></td>	<td>41 天井点検口</td> <td> </td> <td>2 溶接金網</td> <td>網目の形状、寸法及び鉄線の径</td> <td>[8.2.2]</td> <td></td> <td>が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う。 2)塩化物量は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」</td>	41 天井点検口		2 溶接金網	網目の形状、寸法及び鉄線の径	[8.2.2]		が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う。 2)塩化物量は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」
	- 木目調 - 100		42 床点検口	材質 アルミニウム製(受け枠 ※アルミ製 ・ステンレス製) 及		網目の形状、寸法(縦×横) 鉄線の径又は呼び (mm) 規 ※ 100×100 ※6.0 ・ ・	格 G3551 による		の9.6塩化物量の試験方法による。 無収縮モシルタル
28 フリーアクセスフロア	(20.2.2) 株工等原	43 鋼製書架及び物品棚	Manage	3 鉄筋の継手	· · · · · ·	[8.3.4] [表8.3.3]		混和剤 セメント系 (酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの) とする。	
	施工箇所 構 法 (mm) 水平力 耐荷重性能 表面仕上げ材 備 考 ・パネル構法 ・1.0G ・3,000N ・帯電防止床タイル		・鋼製書架 JIS S 1 0 3 9 の規格による 水平荷重I 又は水平荷重 I ・鋼製物品棚 JIS S 1 0 4 0 の規格による ※ 1種・2種・3種		継手工法 呼び名(mm) 適用 ・ガス圧接	用箇所		セメント JIS R 5210 (ポルトランドセメント) による普通又は早強ポルトランドセメントとする。	
	・溝構法 ・0.6G ・5,000N ・タイルカーペット ・パネル構法 ・1.0G ・3,000N ・帯電防止床タイル	44 くつふきマット	市販品		・重ね継手 ・ガス圧接			砂 土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。	
	・ 清構法 ・ 0. 6 G ・ 5, 000N ・ タイルカーペット ・ パネル構法 ・ 1. 0 G ・ 3, 000N ・ 帯電防止床タイル ・ 溝構法 ・ 0. 6 G ・ 5, 000N ・ タイルカーペット		材質・塩化ビニル製(コイル状 ステンレス製受枠) ・ビニル製(ステンレス製受枠) 以 ・硬質アルミニウム製(受枠とも) 外	. 4 鉄筋及び溶接金網の 最小かぶり厚さ	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。 ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。	[8.3.5] [表8.3.6]		配合比 (各重量比) (セメント+混和剤):砂=1:1	
	5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。		・ステンレス製(受枠とも)	政小がぶり序で		. 6の値に加える寸法(mm)		無収縮モルタルの品質及び試験方法	
	表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による。 スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様 ・図示	45 流し台ユニット	Manage					コンシステンシー	
	コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様(コンセント本体は別途設備工事) コンセントの箇所数は図示		・流し台 ※1200 ・1500 ・1800 トラップ付き ※優良住宅部品 ・コンロ台 ※600 ・700 ・ バックガード ※有り	5 各部の配筋	柱の配筋 帯筋の組立ての形の種別	[8.3.4] [図8.3.4]		ブリージング練混ぜ 2 時間後のブリージング率 : 2.0%以下凝結時間1 時間以上	
	配線用取り出しパネル 配線取り出し開口:パネル1枚につき40mm×80mm程度の 開口1ヶ所以上 フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合		・つり戸棚 ※1200 ・900 ・600 ・水切り棚 ※1200 ・900 スキンレス製 ※1段式 ※市販品	. 6 ガス圧接	・H 形 ・W-I 形 ※W-Ⅲ形 圧接部の確認試験	[8.3.9]		終結時間 1 0 時間以内 無収縮性 材齢7日 収縮しないこと 圧縮強度 材齢3日 2 5 . 0 N / m m² 以上	
	※20~30パーセント ・ 空調用吹き出しパネル ※無し	46 屋内掲示板	枠の材質 ※アルミニウム製 表面の材質 ※塩ビ発泡シート張り ・	0 NALIX	※超音波探傷試験 ・引張試験	[0.0.0]		対齢 2 8 日 4 5 . O N / m m² 以上 付着強度 対齢 2 8 日 3 . O N / m m² 以上	
	・有り(※固定式 ・可変式:施工箇所は図示)	47 洗面カウンター	材 種 ・メラミン樹脂化粧板張り(心材:集成材) ・人工大理石	7 コンクリートの類別	レディーミクストコンクリートの類別	【8.1.3】【表8.1.1】		塩化物量 0.3 kg/m³以下 試験方法 1)日本道路公団規格(JHS)の「無収縮モルタル品質管理試験方法」	
29 可動間仕切	(20.2.3) 構造形式 パネル部の 表面材種 表面仕上げ 遮音性能 防火性能		奥行き (mm) ・約450 ・約600	及び強度	※Ⅰ類 ・Ⅱ類 普通コンクリートの設計基準強度	[8.1.3]		3 1 2 \ 1 9 9 2 による。 2)塩化物量は、JIS A 5 3 0 8「レディーミクストコンクリート」	
	株屋さ (mm) (厚さ (mm)) 我間は上げ 総目は能 め入に能 ・スタッド式 ※鋼板 ※メラミン樹脂又は ・あり ・スタッドパネル式 (※0.6 ・0.8) アクリル樹脂焼付け ・なし	48 収納・収納家具	材質		設計基準強度 F o 施工箇 (N / m m²)) ※ 2 1	i 所 ————————————————————————————————————	11 無筋コンクリート	の 9 . 6 塩化物量の試験方法による。 (6.14.2~3)	
	・パネル式 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		※規制対象外 · 第三種					程 類 設計基準強度 スランプ 粗骨材の最大寸法 施工箇所	
30 移動間仕切	遮音性能による区分 厚さ(mm) 表面材 表面仕上げ 操作方法	49 防煙垂れ壁	・固定式 材質 厚さ (mm) 高さ (mm) 備 考		軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度 F o 気乾単位容積質量 種 別	【8.10.1】【表8.10.1】 施工箇所		※普通コンクリート ※18 ※15又は 8 ※25mm ・軽量コンクリート ・20mm	
	・一般タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式 ・遮音タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式		※網入り磨板ガラス ※6.8 ※500 アルミ製枠付き ・線入り磨板ガラス ・		(N/mm²) (t/m³) ** 2 1		12 高い強度の	設計基準強度(N/mm²) · 27 · 30 · 33 · 36	
	・遮音タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式 ・電動式 ・電動式 ・ 登紙張り ・ 部分電動式 表面仕上げの壁紙張りの品質は23壁紙張りによる。		<td <="" color="block" rowspan="2" td=""><td>8 コンクリートの品質</td><td>スランプ</td><td>[8, 1, 4]</td><td>コンクリート</td><td>適用箇所() [8.9.3]</td></td>	<td>8 コンクリートの品質</td> <td>スランプ</td> <td>[8, 1, 4]</td> <td>コンクリート</td> <td>適用箇所() [8.9.3]</td>	8 コンクリートの品質	スランプ	[8, 1, 4]	コンクリート	適用箇所() [8.9.3]
	遮音性能は、JIS A 6512の遮音試験に準拠する		・垂直降下式 ※不燃布 ※500 ガイドレール (巻取り型) (不燃認定品) ・800 ※固定式(壁埋込型)			スランプ (cm) 施工箇所 ※18			※混和剤 ※高性能AE減水剤標準形又は遅延形
31 トイレブース	表面仕上げ材 ※メラミン樹脂系化粧板 (標準色 アルミ製コーナーエッジ付き) (20.2.5) ・ポリエステル樹脂系化粧板		・回転降下式 ・郵板製又はアルミ製 ※500 表面仕上げ		•		13 鉄骨製作工場	製作工場の加工能力 [8.1.5]	
32 階段滑止め	足形状 ※幅木型 ・足金物型 材種 ステンレスSUS304		・800 ※天井材張り ・	9 普通コンクリート	セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントB種 G	【8.2.5】【表8.2.3】		・監督職員の承諾する製作工場 ・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた (株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」	
32 阳权用止的	形 状 ビニルタイヤ入り 両端フラットエンド ※有り(・ステンレス製 ※ビニル製) ・無し		「		普通ポルトランドセメントは、JIS R5210に示された規定の他、 ものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。	、次の規定の全てに適合する		に定める「(・S・H・M・R・J)グレード」として国土交通大臣から認定を 受けた工場又は同等以上の能力のある工場	
	幅(mm) 約35 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法	7 1 材料	屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。		水和熱 7 d 3 5 2 J / g 以下 2 8 d 4 0 2 J / g 以下			入熱、パス間温度の溶接条件 適用箇所 ・図示 ※柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部	
33 階段手すり		塗	建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		混和材料			鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件 ※図示・	
	種 別 施工箇所 ※集成材クリアラッカー仕上げ (市販品 径 約45mm)	装 ② 下地調整			混和材料の種類 ※混和剤 ・混和材	[8.2.5]	14 施工管理技術者	※適用する (8.1.5)	
	- (市販品 怪 約45mm) - ビニル製ハンドレール (幅 約50mm)	16 エ 車	木部 ・RA種 ※RB種 鉄鋼面 ・RA種 ※RB種		AND THE PA				
34 黒板及び	(20. 2. 8)	카	亜鉛メッキ面 ・RA種 ※RB種 亜鉛メッキ面 (鋼製建具) ※RB種 ・RC種						
ホワイトボード	種類 寸法 (mm) 色彩 備 考 ・黒板 ※焼付け ※緑 ・黒 ※平面 ・曲面 マスクリーン付引分け		モルタル、プラスター面 ・RA種 ※RB種 コンクリート、ALCパネル面 ・RA種 ※RB種 (2-UE)、(2-ASE)及び (2-EUE) は除く						
	・ホワイト ※ほうろう ※白 ※平面 ・曲面 ・スクリーン付引分け ボード		(2 - F U E) は除く せっこうボード、その他ボード面 ・R A 種 ※R B 種 (表7.2.4~6]						
35 表示	衝突防止表示 ※図示(市販品 ※ステンレス製 径約30mm ・) (20.2.10)		※行わない・行う(補修範囲及び補修方法は図示)						
	(・両面 ・片面) ・無し	3 合成樹脂調合ペイント塗り	新規鉄面の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.4.4] [表7.4.2]						
	表示標識 案内用図記号についてはJIS Ζ 8210による。 誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。	4 フタル酸樹脂	新規木部の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.6.2] [表7.6.1] 新規株面 亜鉛めっき面の涂りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.6.2] [表7.6.1]						
36 ブラインド	製造所 監督職員の承諾する製造所 ・既存再使用する (養生方法:) [2.3.1] [5.1.6]	エナメル塗り (5) 2液形ポリウレタン	新規鉄面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.6.3] [表7.6.2] [7.9.2~4] [表7.9.1~3]						
	・新設する (20.2.12) 形 式 種類 スラットの材種 スラットの幅(mm)	エナメル塗り	下地の種類 新規塗りの種別 塗り替えの種別 備 考 鉄面 ※ A種 ・B種 ・ A種 ※ B種						
	※横型 ※ギア式 ・コード式 ※アルミニウム合金製 ※25 ・操作棒式 ・		亜鉛めっき面 ※ A種 ・B種 ・A種 ※B種 コンクリート及び押出成形セメント板面 ※ A種 ・B種 ・A種 ※B種		上 長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-04 1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085	05 CHECKED DATE	工事名称 滑石	9AP外壁改修工事 工事 設計図	
	・縦型 ・1本操作コード式 ・アルミスラット ・80 ・2本操作コード式 ・クロススラット ・100		210701 NAD	∭ ∥ ′∥	ジンド ペリー ブレ アル 1 級建築士事務所長崎県知事登録 第118085 al Design Office 1 級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信	i号 N.中村 H22.7 i夫 H22.7	改	7 修特記仕様書(その 5) 平成 2 1 年版 A-005	

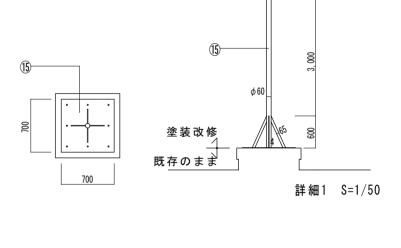
15 鋼材	鋼材の材質 [8.2.7] [8.2.7]	8.2.5] ヘ 1 アスベスト含有調査	・行う(下表による)・行わない	(1 0) 1 保証書の提出及び	請負者と下請業者の二者連名による保証書を監督職員に提出する。		
	種類の記号 施工箇所 規格等 ※JIS規格による		材料名 調査方法 1 材料あたりの試料数 ※ X 線回析分析 ※ 3	保証期間	種別 適用 保証期間 防水改修工事 ・アスファルト防水 ()年		
	※JIS規格による ※JIS規格による			の 他	・合成高分子系ルーフィングシート防水 ()年・塗膜防水 ()年		
		慮 2 アスベスト除去工事	吹付けアスベストの施工数量調査 [9.1.1] ※行う		・ (5)年 ・ ()年 ・長尺金属板葺 ()年		
16 スカラップ	※改良型スカラップ・	Ø \ IJ \	アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。		内装改修工事 ・防蟻処理 () 年 ・ () 年		
17 高カボル	高力ボルトの適用 ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高カボルト	8. 2. 8]	除去作業を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。 作業管理者は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督職員に提出し、承諾を受ける。		外壁改修工事・ アクリルゴム系外壁化粧防水材・ (10) 年・ (10) 年		
18 鉄骨工作仮組	・行う ※行わない	3.12.9] 改	吹付けアスベストのアスベスト処理後の機能回復のための工事 ※図示 測定室 ・図示		(注入、ピンニング、ポリマーセメント等) ()年 ()年		
19 溶接部の試験		1~12] 16	測定点・図示				
	※行う 	処理等	処理を行うアスベスト成形板の仕様等 【9.1.5】 材料名 厚さ(mm) 処理を行う範囲	2 イメージアップエ事	(1)休憩所 ・面積 m [®] ・内装の程度()		
20 錆止め塗料	耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う(※JIS K5622 2種 ・ ※行わない	3.16.3]			(2) 更衣室 ・面積 ㎡ ・内装の程度(・ロッカー (3) シャワー施設 ・ユニット ヶ所 ・現場建て ヶ所		
21 耐火被覆材		.2~6]			(3) シャリー施設 ・ユニッド ケ州 ・		
	種別 所要性能及び施工構造区分		調査結果は図面により記録し、監督職員に提出する。 (1)アスベスト成形板使用部位の確認		・塗装の程度 ・見学窓 (6) フラワーボックス ・大きさ () ・個数 個		
	・耐火材 ・乾式吹付けロックウール 吹付け ・半乾式吹付けロックウール	_	(2) アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 (3) アスベスト成形板使用数量の確認		・設置期間() (7) 夜間照明設備 ・仕様() ・個数 個		
	・湿式ロックウール		断熱材の種類 G [9.3.2]		・設置場所() ・照明時間() (8) PRコーナー ・設計図面に提示		
	・耐火板張り	_	材料名 厚さ(mm) 「ビーズ法ポリスチレンフォーム・押出法ポリスチレンフォーム		(9) PR看板 ・大きさ() ・個数 個 ・仕様())		
22 既存コンクリート面の目 荒し	適用範囲 [8.19.3] ※既存コンクリートとの打継ぎ面 ※既存コンクリートとモルタル文はグラウト材の充てん部の接合面	3, 20, 3]	・ ・ 使質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム ・ ロックウール ・ グラスウール		(11) 通学路等専用歩道・仮設図面に提示		
	大成行コングリードとモルタルメはダブグド科の元とん即の接占面・		断熱材 の 種類				
	※柱・梁面・壁面 打継ぎ面又は接合面全面の1/3程度 ・		既存外壁の仕上材の撤去 ・有り ・無し [9.3.3]				
	目荒らしの程度		下地面の清掃及び下地調整 ※断熱材製造所の指定する仕様				
00 + 1 +	※平均深さ5~10mm(最大深さ10~15mm)程度の凹部を施す	0.0.43	通気層・有り(mm)・無し [9.3.4] 試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を監督員に提出し監督職員の承諾を受ける はまままでは、制度をよった。				
23 あと施エアンカーの 材料	・金属拡張アンカー (耐震補強用) ※接着系アンカー	8.2.4] 5 ガラス改修工事	特記無き事項は、製造所の仕様による。 複層ガラスの厚さ 建具表による [9.4.2]				
	接着剤の品質 ※有機系 アンカー筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	日射遮へい性による区分 ※ U3-1・U3-2				
	・全ねじボルト	6 屋上緑化改修工事	システムの種類 ・管理型 ・省管理型				
24 あと施エアンカーの 穿孔	範囲 ※あと施工アンカー施工部分全て ・図示	3.11.2]	その他特記事項は図示				
	方法 ※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う ・はつり出しによる	7 透水性アスファルト 舗装改修工事	※再生クラッシャラン(RC-40)				
25 あと施エアンカーの 施工確認試験	アンカー筋 ※行う(確認強度は図示による)	B. 11. 5]	・クラッシャラン(C - 4 \ O)又はクラッシャランスラグ(C S - 4 O) 透水性の高いものを使用する 遮断層及び凍上抑制層の材料 [9.7.3]				
26 断熱材兼用型枠	(19. 9. 2)	(19. 9. 3)	・遮断層 ※川砂、海砂又は良質な山砂・厚さは図示				
	種類 施工箇所 厚さ(mm) 品質等 ・断熱材兼用型枠 ・木質系 ※壁(図示の範囲)※40以下 断熱抵抗	_	・凍上抑制層 ※再生クラッシャラン ・クラッシャラン 切り込み砂利 ・砂厚さは図示				
	・コンクリート系 ・		盛り土に用いる材料 [9.7.3] [表9.7.1] ・A種 ※B種 ・C種 ・D種				
	製造所 建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の 開発」において、評価を取得したもの		路床安定処理※添加材料による安定処理[9.7.3] [表9.7.3]種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種				
	開光」において、at im と 収得 じたもの		・生石灰 () ・消石灰 () 添加量 kg/m³(目標CBR ※5以上 ・)				
8 2 1 打増し壁に用いる シアコネクタ	現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ 種類 ・	8. 2. 4]	路床土の支持力比試験 ※行う(※乱した土 ・乱さない土) 路床締固め度の試験 ※行う				
耐震	間隔(mm) ※500×500 ・図示		アスファルト混合物 [9.7.6] [表9.7.7] 車道部 ※改質アスファルトI型				
	工法の種類 [8.19.8] 流込み工法または圧入工法	3.21.5]	歩道部 ※ストレートアスファルト [9.7.9]				
工	溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 柱頭柱脚の隙間部間の型枠	3. 21. 5]	アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う				
	※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む ・図示	8 PCB含有シーリン・材処分	ブ (1)事前調査等 シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。				
4 連続繊維シート巻き	採用した工法の規定を満足するもの	3. 2. 11]	・現場においてサンプルを採集 採取箇所 ※外壁目地 ・図示 ・				
	材質 引張り強度(含浸硬化後)		採取箇所数 ※部材が異なるごとに 1 箇所 ・図示 ・ 分析により P C B の含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。				
	・2500N/mm²以上・3000N/mm²以上ヤング係数(含浸硬化後)		(2) 施工調査等 調査範囲 ※図示・ 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと。				
	・2.35×10 ⁵ N/mm ² 程度 ・2.00×10 ⁵ N/mm ² 以上		シーリング使用部位の確認シーリング長さの確認				
		21.7]	施工範囲と工事管理区分の確認 仮設計画				
		21. 7]	廃棄物等の搬出方法				
	仕上げモルタルの除去 ※行う ・行わない						
	柱の隅角部の面取り ※工法の評価内容による	21.7]					
5 スリットの施工	スリット部の配管等の探査 ※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う	22. 2]					
	・はつり出し						
					上	│	工事図番
			21070	│	長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405 1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号 al Design Office 1級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫	改修特記仕様書(その6)	設計図 平成21年版 A-006
	1	V L		V			

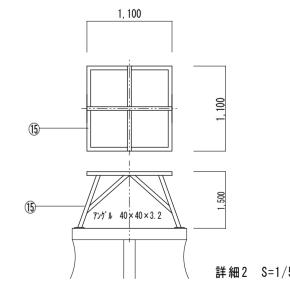




	凡例			
	1)	外壁	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
	D	(ベランダ手摺、窓台含)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
	2	上裏部	既存	アクリルリシン吹付け
	S)	(軒裏、庇裏、段裏)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
	4)	ペランタ゚手摺	既存	スチール製 SOP塗
	4)		改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=1200×W=1900
	,	縦樋	既存	塩ビ管100φ VP塗 SUS製掴金物 @1200
5	D)		改修	既存撤去後 VP管(カラー)100 φ 新設SUS製掴金物 @1200
6	6		既存	コーキング
	建具廻シーリング	改修	既存シーリング撤去後、変形シリコーン系(MS-2)打替	

7	隔て板	既存	鉄 枠 (L-40×40) 部SOP塗、 ケイカル板 VP塗
		改修	下地調整(RB種)後、鉄枠部SOP塗装 ケイカル板下地処理(RB種)後、EP-G塗替
9	窓格子	既存	スチール製 SOP塗
<u> </u>	心怕丁	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=900×W=2000
(1)	転落防止柵	既存	スチール製 SOP塗
U)		改修	下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
(12)	避難用ハッチ (タラップ付)	既存	400×500角鉄扉 SOP塗 タラップ:φ16 180×300(∪型)SOP塗
U.		改修	400×500角鉄扉、タラップ共 下地調整(RB種)後、SOP塗装
(13)	屋上点検口(タラップ付)	既存	900角鉄扉 SOP塗 タラップ: φ32 300×1400、φ16 5段 SOP塗
(13)		改修	900角鉄扉、タラップ共 下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
15)	屋上鉄部	既存	スチール製 SOP塗
	(アンテナ、タンク架台、	改修	下地調整(RB種)後、SOP塗装

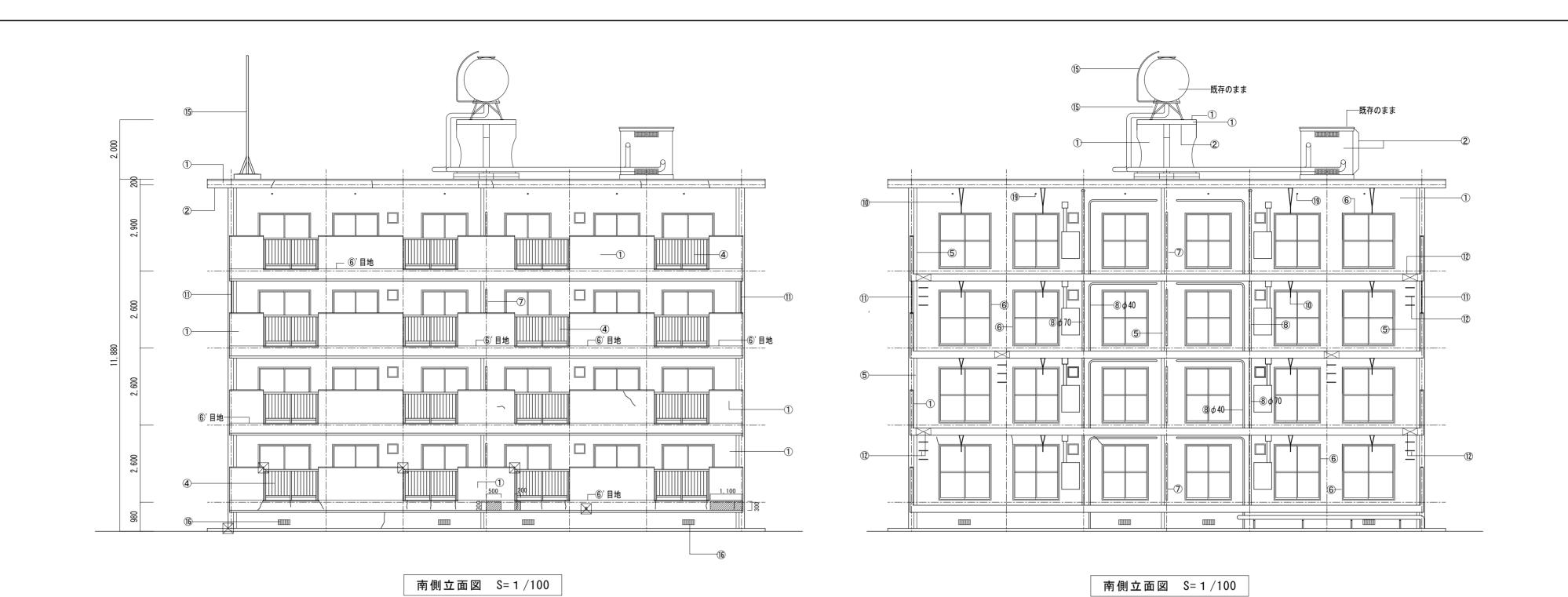




中村信夫 建築研究所
NADO Nakamura Architectual Design Office
長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405
1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号

1級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫

工事名称	滑石 9 AP外壁改修工		
図面名称	平面図	SCALE S=1/100, 1/50	
CHECKED N. 中村	DRAWN N. 中村	DATE H22. 7	NO. A-008



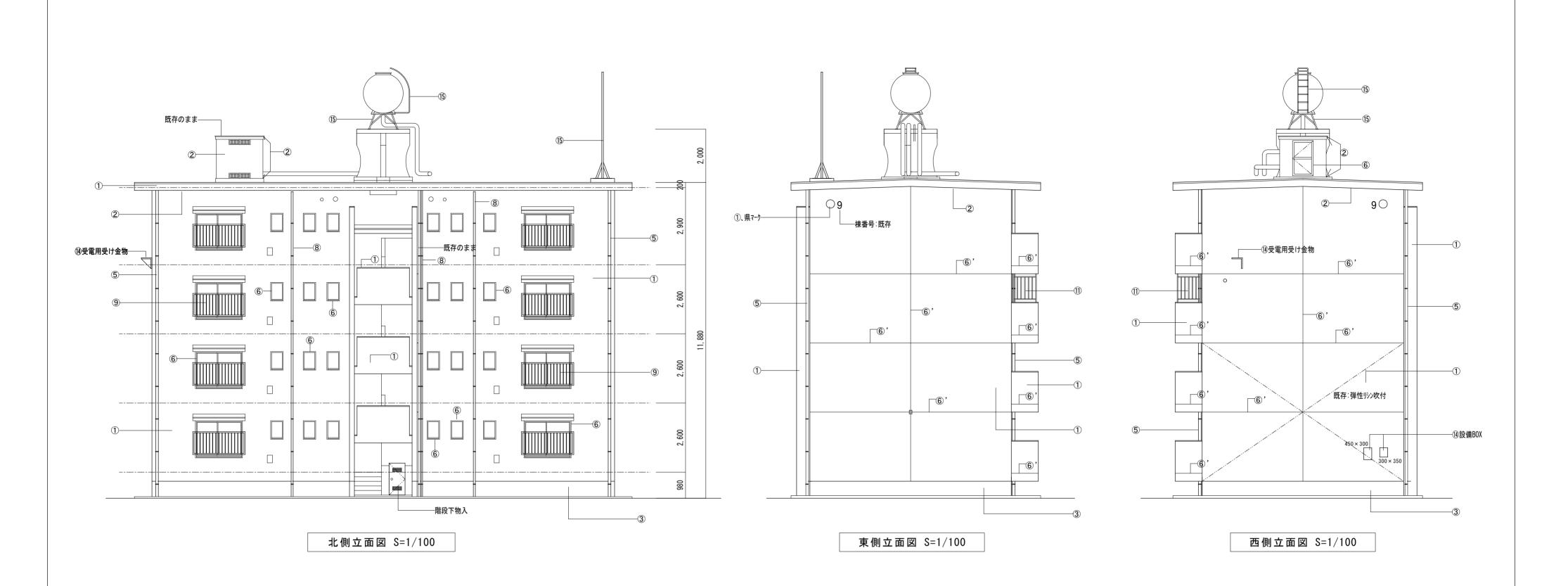
劣化種類
クラック Uカット シーリング材充填工法
モルタル浮き アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法
モルタル欠損 モルタル欠損部充填工法

	凡例		
(1)	外壁	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
	(ベランダ手摺、窓台含)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
2	 上裏部	既存	アクリルリシン吹付け
2	(軒裏、庇裏、段裏)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
4	ベランダ手摺	既存	スチール製 SOP塗
4		改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=1200×W=1900
(5)	縦樋	既存	塩ビ管100φ VP塗 SUS製掴金物 @1200
3		改修	既存撤去後 VP管(カラ-)100φ 新設SUS製掴金物 @1200
6	神目 洞ら、 ロン・ゲ	既存	コーキング
6	建具廻シーリング	改修	既存シーリング撤去後、変形シリコーン系(MS-2)打替
⑥ '	- III	既存	化粧目地
0	目地	改修	ポリウレタン系 (PU-2) 10×10
	で ナ ←	既存	鉄 枠 (L-40×40) 部 SOP塗 、 ケイカル板 VP塗
7	隔て板	改修	下地調整(RB種)後、鉄枠部SOP塗装 ケイカル板下地処理(RB種)後、EP-G塗替

	凡例		
(8)	設備管	既存	塩ビ製 排水管70φ VP塗装、 スチール製 ガス管φ40 SOP塗装
		改修	排水管:下地処理 (RB種)後、2-UE塗替、 ガス管:下地処理 (RB種)後、SOP塗替
10)	物干金物	既存	スチール製 SOP塗装
	120 並 120	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=560(1、2、3F) H=850(4F)
(1)	転落防止柵	既存	スチール製 SOP塗
W .		改修	下地調整(RB種)後、SOP塗装
(12)	避難用ハッチ (タラップ付)	既存	400×500角鉄扉 SOP塗 タラップ: φ 16 180×300 (∪型) SOP塗
		改修	400×500角鉄扉、タラップ共 下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
(15)	屋上鉄部 (アンテナ、タンク架台、 タンクタラップ等)	既存	スチール製 SOP塗
(13)		改修	下地調整(RB種)後、SOP塗装
(f)		既存	170×420 鋳鉄製 SOP塗
16	床下換気口	改修	下地調整(RB種)後、SOP塗装
19	1. 尼京华东口	既存	塩ビ管 40φ、 VP塗
	│ 小屋裏換気口 │	改修	下地処理(RB種)後、2-UE塗替

中村信夫 建築研究所	۔ ا
NADO Nakamura Architectual Design Office	3
長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405	
1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号	CH
1級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫	

工事名称 滑石9AP外壁改修工事					
図面名称]	立面図 1		SCALE S=1/100		
CHECKED	DRAWN	DATE	NO.		
N. 中村	N. 中村	H22. 7	A-009		



劣化種類
クラック
Uカット シーリング材充填工法
モルタル浮き
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法
モルタル欠損
モルタル欠損部充填工法

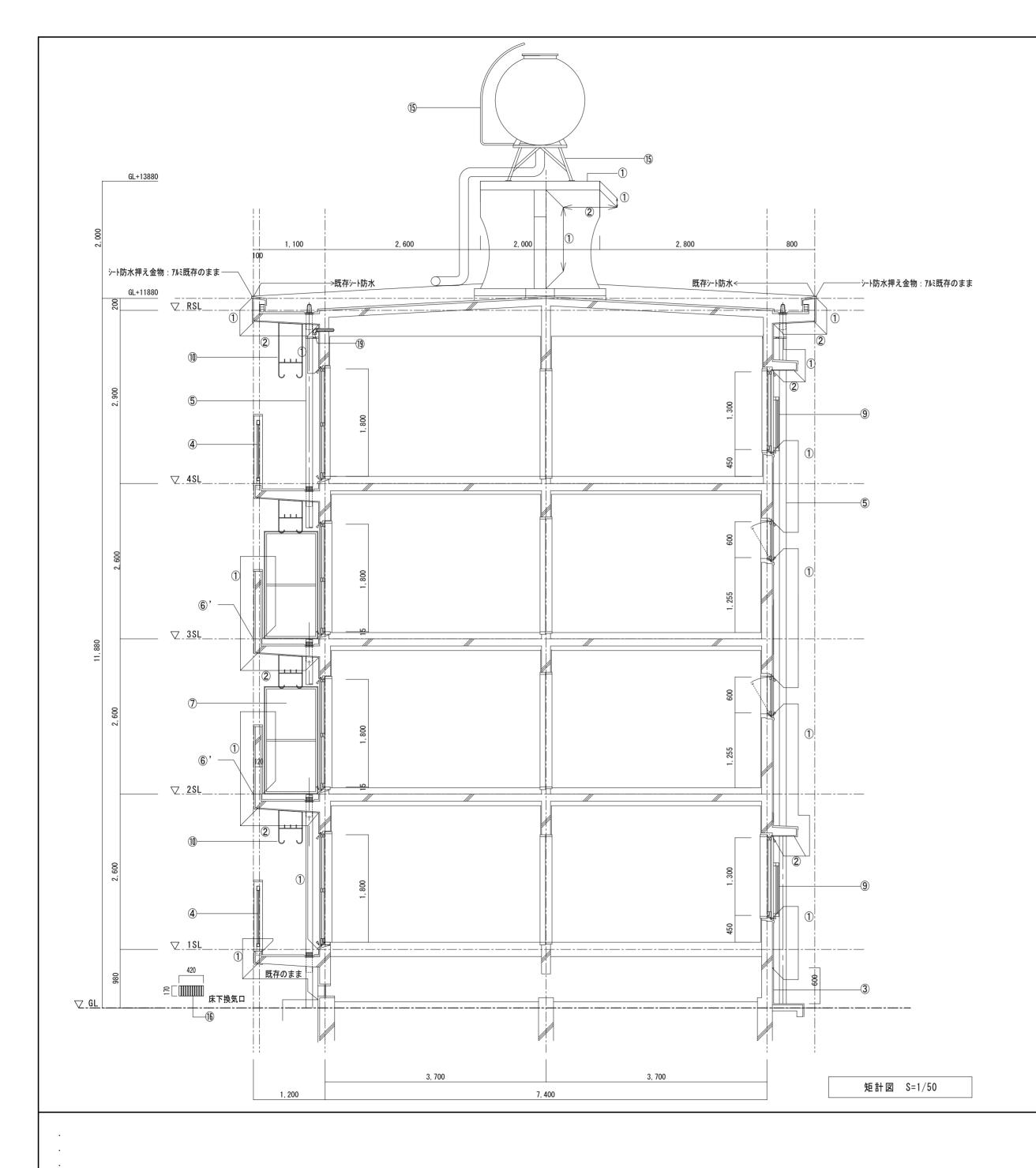
	凡例		
(1)	外壁	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
	(ベランダ手摺、窓台含)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
2	上裏部	既存	アクリルリシン吹付け
	(軒裏、庇裏、段裏)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
3	巾木	既存	モルタル刷毛引
3		改修	劣化部補修、高圧洗浄
	縦樋	既存	塩ビ管100φ VP塗 SUS製掴金物 @1200
5		改修	既存撤去後 VP管(カラー)100φ 新設SUS製掴金物 @1200
(C)	24日7回こ ロンガ	既存	コーキング
6	建具廻シーリング	改修	既存シーリング撤去後、変形シリコーン系(MS-2)打替

6 '	目地	既存	化粧目地
U		改修	ポリウレタン系 (PU−2) 10 × 10
8	設備管	既存	塩ビ製 排水管70φ VP塗装、 スチール製 ガス管φ40 SOP塗装
0	OX IM E	改修	排水管:下地処理(RB種)後、2-UE塗替、 ガス管:下地処理(RB種)後、SOP塗替
9	窓格子	既存	スチール製 SOP塗
9		改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=900×W=2000
(1)	転落防止柵	既存	スチール製 SOP塗
W		改修	下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
(1 4)	盤類	既存	SOP塗
(14)		改修	下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
(15)	屋上鉄部	既存	スチール製 SOP塗
	(アンテナ、タンク架台、 タンクタラップ等)	改修	下地調整 (RB種) 後、SOP塗装

中村信夫 建築研究所	
NADO Nakamura Architectual Design Office	
長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405	
1級建築十事務所長崎県知事登録 第118085号	

1級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫

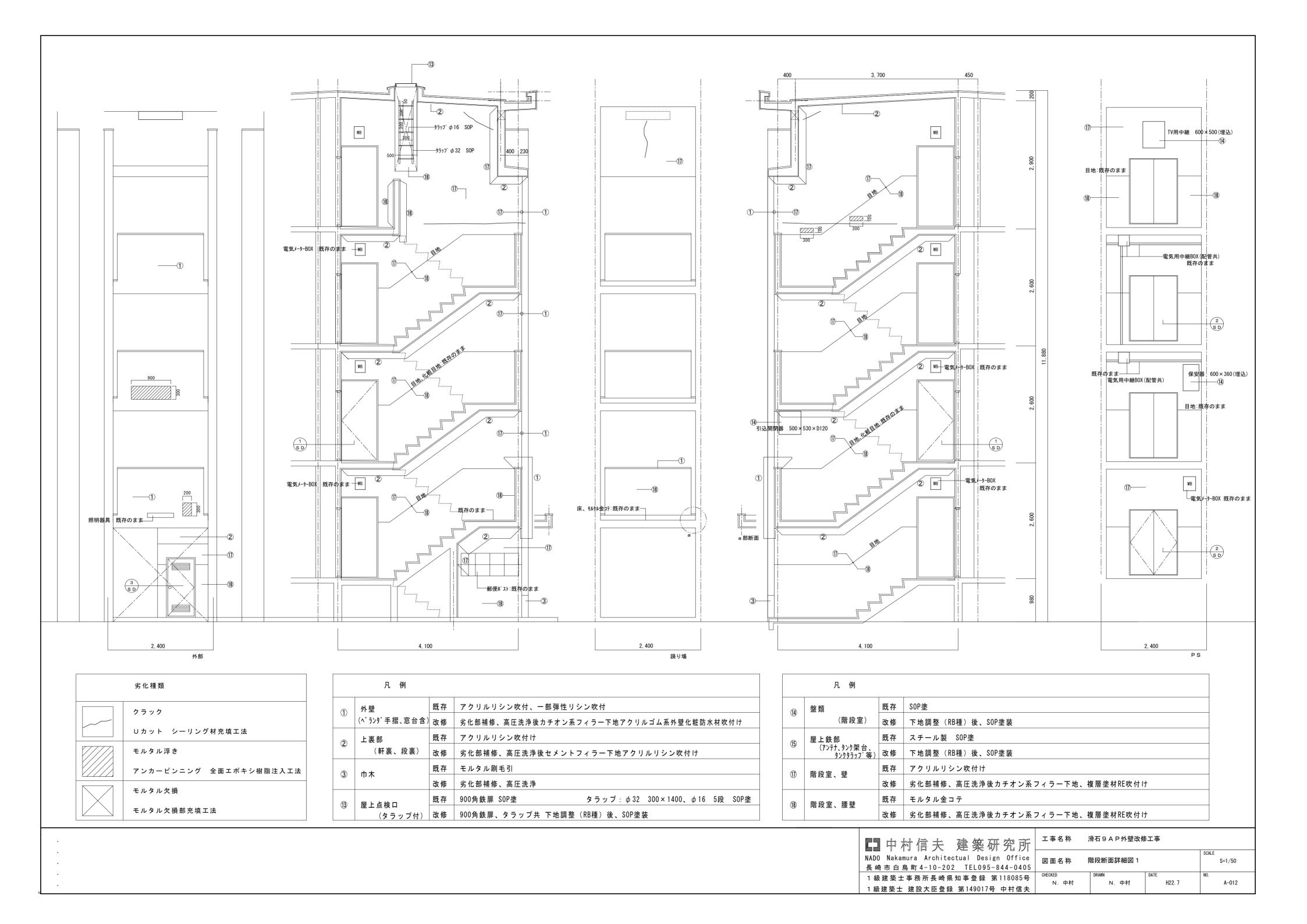
工事名称	滑石9AP外壁改修工事				
図面名称	立面図 2		SCALE S=1/100		
CHECKED	DRAWN	DATE	NO.		
N. 中村	N. 中村	H22. 7	A-010		

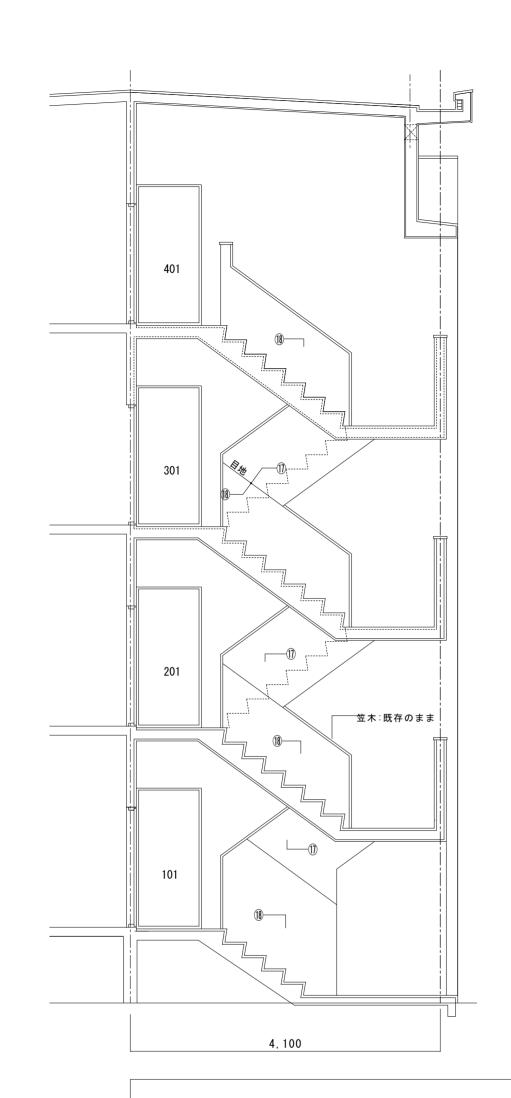


	凡例		
(1)	外壁	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
	(窓台含)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付
(2)	上裏部	既存	アクリルリシン吹付け
	(軒裏、庇裏、段裏)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
3	巾木	既存	モルタル刷毛引
	1,571	改修	劣化部補修、高圧洗浄
4	^ * ランダ手摺	既存	スチール製 SOP塗
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=1200×W=1900
(5)	縦樋	既存	塩ビ管100φ VP塗 SUS製掴金物 @1200
•	ጥቢ ገለ።	改修	既存撤去後 VP管(カラー)100 φ 新設SUS製掴金物 @1200
6	建具廻シーリング	既存	コーキング
•		改修	既存シーリング撤去後、変形シリコーン系(MS-2)打替
6 '	目地	既存	化粧目地
<u> </u>	1 25	改修	ポリウレタン系 (PU-2) 10×10打
7	隔て板	既存	鉄枠 (L-40×40) 部 SOP塗 、ケイカル板 VP塗
	PF C 11X	改修	下地調整(RB種)後、鉄枠部SOP塗装 ケイカル板下地処理(RB種)後、EP-G塗替
9	窓格子	既存	スチール製 SOP塗
<u> </u>	16 10 J	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=900×W=2000
(10)	物干金物	既存	スチール製 SOP塗装
	193 1 32 193	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=560(1、2、3F) H=850(4F)
Æ.	屋上鉄部	既存	スチール製 SOP塗
15)	(アンテナ、タンク架 台、 タンクタラップ等)	改修	下地調整(RB種)後、SOP塗装
1	c T 46 = 0	既存	170×420 鋳鉄製 SOP塗
16)	床下換気口	改修	下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
(19)	小民東梅与口	既存	塩ビ管 40φ、 VP塗
(13)	小屋裏換気口	改修	下地処理(RB種)後、2-UE塗替

中村信夫 建築研究所 NADO Nakamura Architectual Design Office 長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405 1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号 1級建築士建設大臣登録 第149017号 中村信夫

	工事名称	骨石 9 AP外壁改	文修工事	
	図面名称 5	毛計図		SCALE S=1/50
Ī	CHECKED	DRAWN	DATE	NO.
	N. 中村	N. 中村	H22. 7	A-011





劣化種類

モルタル浮き

モルタル欠損

モルタル欠損部充填工法

U カット シーリング材充填工法

アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法



			4, 100
(1)	外壁	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
	(ベランダ手摺、窓台含)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
2	上裏部 (軒裏、段裏)	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
3	巾木	既存	モルタル刷毛引
		改修	劣化部補修、高圧洗浄
(17)	階段室、壁	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地、複層塗材RE吹付け
(18)	階段室、腰壁	既存	モルタル金コテ
	四次王、	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地、複層塗材RE吹付け

402

302

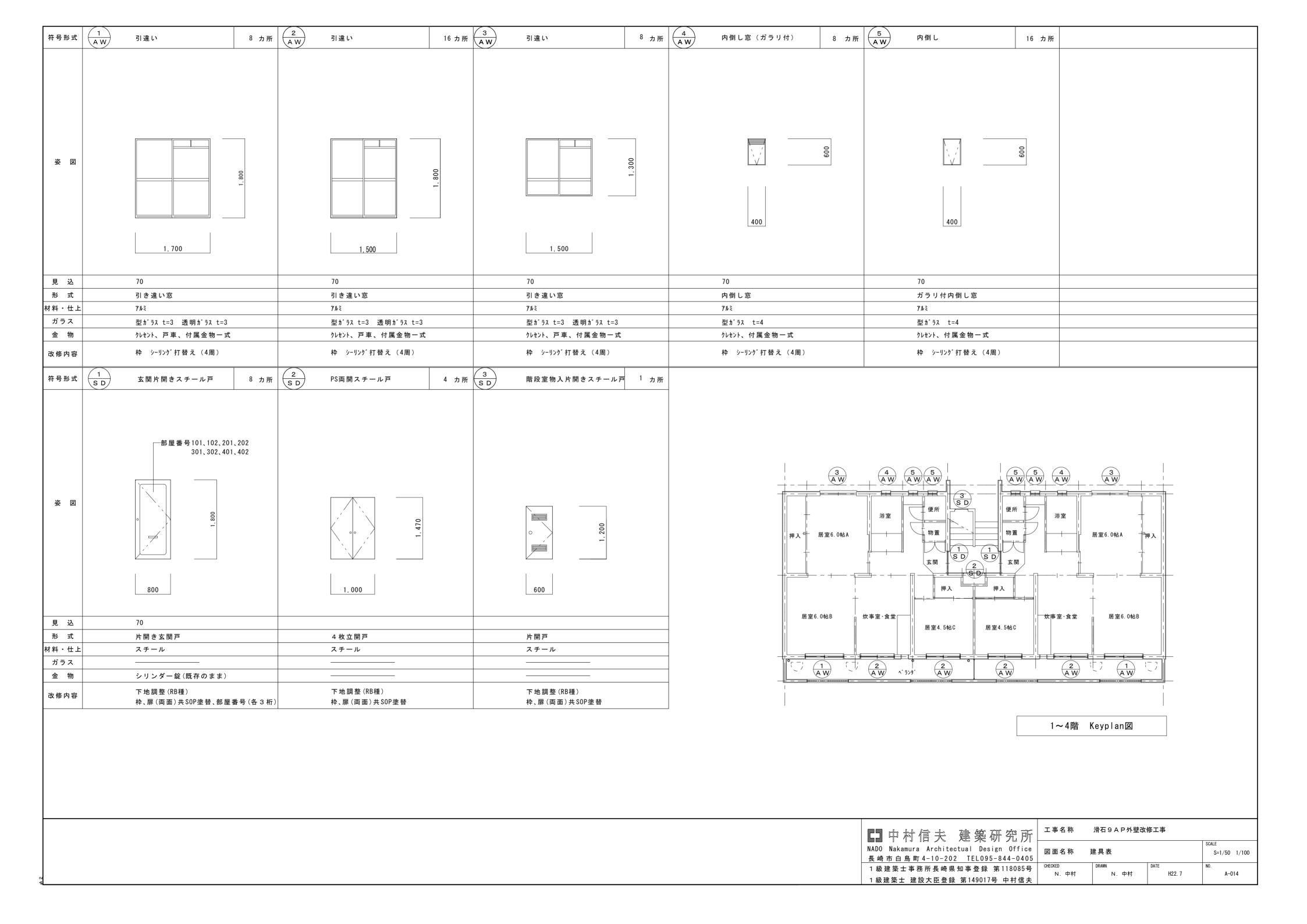
202

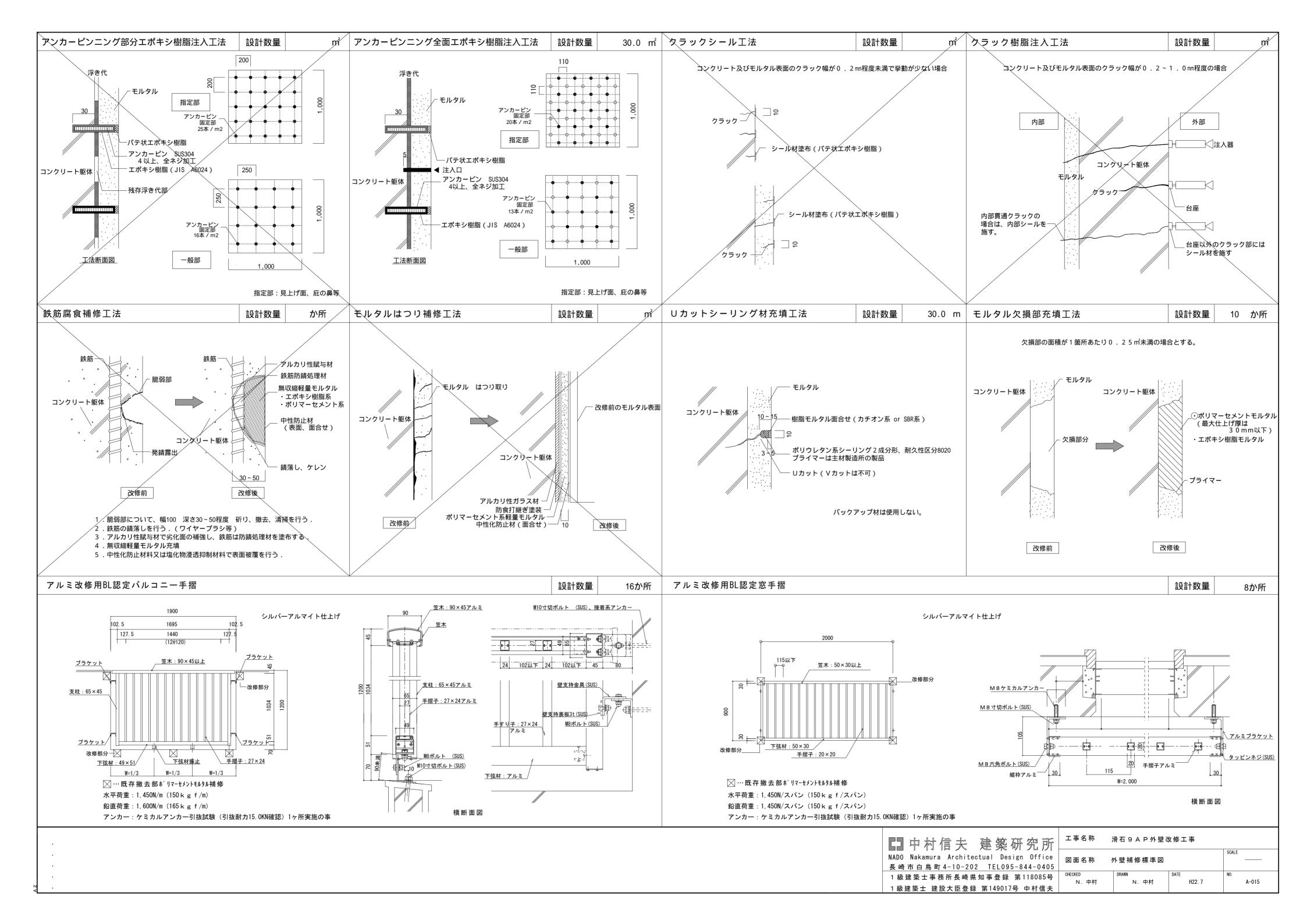
102

笠木:既存のまま

口 中村信夫 建築研究所	
NADO Nakamura Architectual Design Office	
長崎市白鳥町4-10-202 TEL095-844-0405	L.
1級建築士事務所長崎県知事登録 第118085号	`
1級建築士 建設大臣登録 第149017号 中村信夫	

工事名称	滑石9AP外壁改修工事			
図面名称	階段断面詳細図 2		SCALE S=1/50	
CHECKED	DRAWN	DATE	NO.	
N. 中村	N. 中村	H22. 7	A-013	







▲:敷地出入口 ▲:建物出入口

凡例

 特記事項
 建物名称
 図面名称

 013_滑石10AP
 位置図

滑石10AP外壁改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-001	改修特記仕様書(その1)	007	案内図・配置図	013	階段断面詳細図 2
002	改修特記仕様書(その2)	008	平面図	014	建具表
003	改修特記仕様書(その3)	009	立面図 1	015	外壁補修標準図
004	改修特記仕様書(その4)	010	立面図2		
005	改修特記仕様書(その5)	011	矩計図		
006	改修特記仕様書(その6)	012	階段断面詳細図 1		

長崎県土木部建築課 平成23年2月

滑石10AP外壁改修工事設計図

仕様書

I 工事概要

3. 工事種目

1. 工事場所 長崎市滑石6丁目 2. 延床面積 509.12 m²

・改修工事

4 . 工事内容 ・外壁改修工事 ・塗装改修工事

Ⅱ 工事仕様

1. 特記事項

- (1)項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- (2)特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。 〇印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
- ⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の (. .) 内表示番号は、下記標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (4)特記事項に記載の(別 . .)は(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。
- (5)製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。 (6)Gの印は長崎県の「環境物品等調達方針」の特定調達品目を示す。

2. 工事種目 及び 共通仕様

(1)下記工事種目全てを工事範囲とする。なお、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、下記の各共通仕様による。

工事種目	共通仕様	
・ 建築工事	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成19年版) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・電気設備工事	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成19年版)公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成19年版)公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・機械設備工事	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成19年版)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成19年版)公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
• 昇降機設備工事	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成19年版)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(2) 木造の場合は、木造建築工事共通仕様書(建設大臣官房官庁営繕部監修 平成10年度版)を適用する。

3. 工事科目(●印の付いたものが対象工事)

建物別及び屋外		エ	事 種	別	
工事科目				概	要
● 仮設工事	一式	一式	一式		
O ±工事	一式	一式	一式		
〇 地業工事	一式	一式	一式		
〇 鉄筋工事	一式	一式	一式		
〇 コンクリート工事	一式	一式	一式		
〇 鉄骨工事	一式	一式	一式		
○ コンクリートプロック・ALCパネル・押出成型セメント板工事	一式	一式	一式		
● 防水工事	一式	一式	一式		
〇 石工事	一式	一式	一式		
〇 タイル工事	一式	一式	一式		
〇 木工事	一式	一式	一式		
〇 屋根及びとい工事	一式	一式	一式		
〇 金属工事	一式	一式	一式		
〇 左官工事	一式	一式	一式		
〇 建具工事	一式	一式	一式		
〇 カーテンウォールエ事	一式	一式	一式		
● 塗装工事	一式	一式	一式		
〇 内装工事	一式	一式	一式		
〇 ユニット及びその他の工事	一式	一式	一式		
〇 排水工事	一式	一式	一式		
〇 舗装工事	一式	一式	一式		
〇 植栽工事及び屋上緑化工事	一式	一式	一式		
● その他	一式	一式	一式		
0	一式	一式	一式		
	一式	一式	一式		

1		建物別	及び屋	外		エ	事種		別		
エー事	科目							設	備	概	要
〇 電	灯	設		備	一式	一 式	一式				
〇 動	カ	設		備	一式	一式	一式				
〇 受	変	電	设	備	一式	一式	一式	$\bigcirc 3 \phi$	kVA	Ο1 <i>φ</i>	kVA
〇 静 」	上 形	電源	設	備	一式	一式	一式		Ah		セル
O 自	家 発	電	設	備	一式	一式	一式				kVA
O 雷	保	護	设	備	一式	一式	一 式	OIBJIS		〇新川	IS
〇 構 内	情 報	通信	網設	備	一式	一式	一式				
〇電	話	設		備	一式	一式	一式				
〇 構	内 交	換	設	備	一式	一式	一式	外 線	回線	内 線	回線
〇 拡	声	設		備	一式	一式	一式	増幅器	W		回線
〇 音 響	響 ○映	像	設	備	一式	一式	一 式				
〇 出 追	☑ ○情	報表	示 設	備	一式	一式	一式				
〇電	気 時	計	設	備	一式	一式	一式				
0 1 2	ター	・ホン	,設	備	一式	一式	一式				
O テ レ	ビ共	同受价	言 設	備	一式	一式	一式				
〇 自 動	」 火 災	報 知	設	備	一式	一式	一式	OP型	0	R型	回線
〇 中 央	監 視	,制御	〕設	備	一式	一式	一式				
〇 防	犯	設		備	一式	一式	一式				
					一式	一式	一式				
O 構	内 配	電	線	路	一式	一式	一式				
〇 構	内 通	信	線	路	一式	一式	一式				
〇 外	ιŁΤ	雲		備	一式	一式	一式				

建物別及び屋外		エ	事 種		31)	
工事科目			屋外	設	備概	死 要
〇 空気調和設備	一式	一 式	一式			
〇 換気設備	一式	一式	一式			
〇 排煙設備	一式	一式	一式			
〇 自動制御設備	一式	一式	一式			
〇 衛生器具設備	一式	一式	一式			
〇 給水設備	一式	一式	一式			
〇排水設備	一式	一式	一式			
〇 給湯設備	一式	一式	一式			
〇消火設備	一式	一式	一式			
〇 厨房機器設備	一式	一式	一式			
〇 ガス設備	一式	一式	一式			
〇 浄化槽設備			一式	,		

建物別		エ	事 種		別		
工事科目				設	備	概	要
〇 一般エレベーター	-式	一式	一式				
〇 一般油圧エレベーター	- 去	一式	一式				
〇 普及型エレベーター	一式	一式	一式				
〇 非常用エレベーター	一式	一式	一式				
〇 機械室レスエレベーター	一式	一式	一式				
〇 小荷物専用エレベーター	一式	一式	一式				
〇 エスカレーター	一式	一式	一式				
	一式	一式	一式				

1 適用基準等	特記 事項 ・建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房営繕部監修(平成17年版) ・工事写真の撮り方(建築編)平成21年版 長崎県土木部建築課	8 工事報告	工事月報 ※ 作成する ・ 作成しない 当月の工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成し、監督職員に提出する。 履行報告書 ・ 作成する ※ 作成しない 中間前金払を選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時	IC			
		9 電気保安技術者	実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出する。 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐 電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 ・不要	L.			
		10 施工条件	・現場説明書による・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(; (i) (i)			
2 施工管理	請負者は、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規定、長崎県建築工事検査基準、 (1.3.1) 長崎県建築工事検査専門職員職務要綱に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に 定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工監理体制を遵守する。	11 工事関係者連絡会議	※組織する 工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間 に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の 行うため、工事関係者連絡会議を組織する。	の安全施工			
③ 工事実績情報の登録	請負者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、 (1.1.4) 工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更があった日から、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしなければならない。	(12) 騒音振動の防止	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示1536号)により指定された建設機械を使用する。 適用工事(土、地業、コンクリート、舗装、植裁、とりこわし等)				
	変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 登録後、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届き次第、督職員に提示すること。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	(13) 排出ガス対策型 建設機械	請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要 10月8日建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日国総施第225号)」に基づき指定				
4 施工体制台帳	工事を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、(1.1.5) それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、所定の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出する。また、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。記載内容に変更が生じた場合においても、その都度すみやかに監督職員に提出すること。なお、下請け契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款又は工事下請基本契約書を添付する。ただし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。		ガス対策型建設機械を使用する。 また、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度な 「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民 技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使 で、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職 承諾を得なければならない。 (ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限 ・バックホウ(ベースマシンを含む) ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルトーザー ・発動発電機(可搬式)	間開発建設 用すること 員と協議し、			
5 施工体系図	請負金額が500万円以上の工事の場合、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出 (1.1.5) 用」を作成し、監督職員に提出すること。 また、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある 場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上に		・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼル動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼抜機、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続全周回転オールケーシング掘削機)	管圧入・引			
⑥ 発生材の処理等	なる時は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。 ・処理方法、処理場等は現場説明書による ※構外搬出適切処置 (1.3.8) 建設廃棄物処理契約書及び建設廃棄物用マニフェスト	①4 過積載の防止	・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン ダンプトラック等による過積載等の防止について (1)工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 (2)過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。				
	請負者(排出事業者)は、建設廃棄物の適正処理をするため、排出事業者と収集運搬業者及び 排出事業者と処分業者で建設廃棄物処理委託契約(二者契約)を行い、建設廃棄物を運搬処理す る毎かつ品目毎(混合廃棄物は除く)にマニフェストを発行して委託処理する。 また、工事中に発生する梱包材等も建設廃棄物として適正に処理すること。 産業廃棄物処理フロー図、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表		 (3)資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては資材納入業者の利害することのないようにすること。 (4)さし枠の装着又は物品載荷装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入のないようにすること。 (5)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同 	りすること			
	請負者は、工事着工前に産業廃棄物処理フロー図を作成する。記載内容に変更があった場合、 その都度すみやかに訂正すること。 また、産業廃棄物を搬出する場合においては、マニフェストにより適正に処理されていることを確認すること。 工事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を作成し、監督職員へ提出する。 なお、その他の資料については請負者にて整備保管し、監督職員から請求があった場合はこれを		の加入者の使用を促進すること。 (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させを排除すること。 (7) 以上のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。				
	提示すること。 請負金額が500万円以上の工事の請負者は、再資源利用計画書及び再資源利用促進計画書を 所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。また、工事完了後、実施状況を記録し、監督	15) 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督 指示する様式の工事事故報告書を作成し、指示する期日までに提出する。	員 が (
	職員に提出する。 提出は、所定の様式及び電子ファイル(建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)により作成されたもの)とする。 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事の計画の策定及び説明	16 不可抗力による損害	により、監督職員に報告する。 なお、天災等とは、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも影 ぼしたと認められる場合をいう。ただし、請負者が善良な注意義務を怠ったことに基づくも				
	※適用する ・適用しない 建設リサイクル法の対象工事の請負者は、当該建設工事に係わる特定建設資材廃棄物の再資源 化等が完了したときは、再資源化報告書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。	17) 建築材料等	除く。 本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会 他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。				
7 品質計画	総合施工計画書 ※ 作成する ・作成しない 工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 また、内容を変更する必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう 適切な措置を講ずる。 (1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図(請負金額500万円以上の場合) (5) 主要工事 (6) 品質計画						
	(品質目標、管理方針、重要管理事項、工種別施工計画書作成要領、検査立会項目等) (7) 養生計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全・環境対策 (10) 仮設計画 (11) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (12) 産業廃棄物処理フロー図 (13) その他		また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとしを使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。	、同等品			
	・建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 ※風速(Vo=) ※地表面粗度区分(・I ・II ・II ・IV) ・積雪区分 建告示第1455号 別表 ()						
上 陸	県土木部建築課 ^{課長 総括補佐 課長補佐 係長 設計者}	滑石	工 事 「10AP外壁改修工事 設計図	図			
	小						

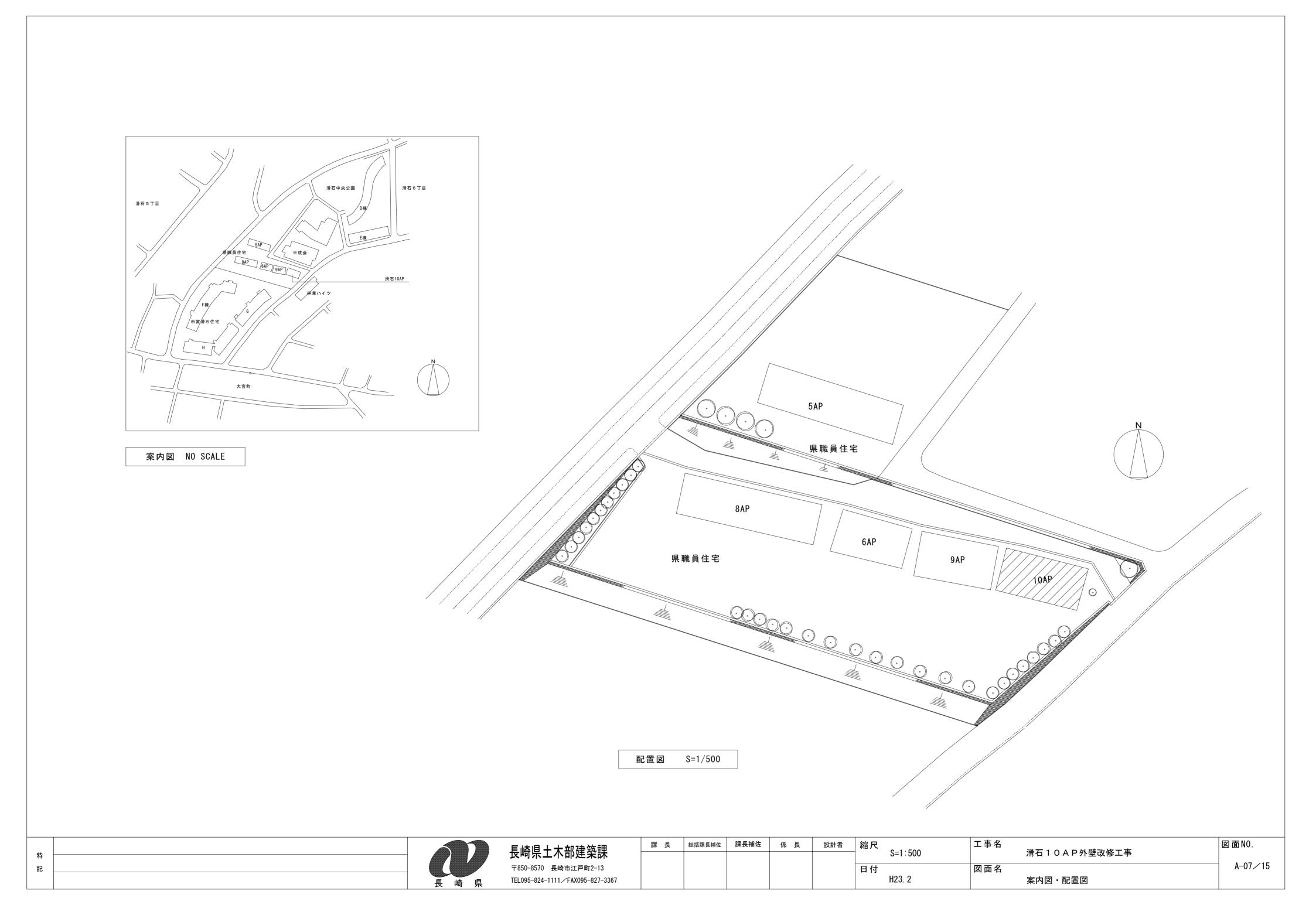
(18) 化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを	(24) 保険の付保及び事故の補償	請負者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。 また、雇用者等の義務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任を持って、適正 な補償を行う。	32 保全に関する資料	※ 提出する 提出部数 ()部 ・ 提出しない 1.8.3(a)の他、下記について必要事項を記入の上監督職員に提出する。 提出は、所定の様式及び電子ファイルとする。	[1.8.3] 43 交通誘導員	・ 1・2級交通誘導警備検定合格者 (一般国道10路線と敷地入口が接する場合等) ※ 1・2級交通誘導警備検定合格者または交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等 として監督職員が認めた者
	放散しないか、放散の極めて少ないものとする。 2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3)接着材はフタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が		請負者は、建設業退職金共済組合に該当する場合は、同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	33 提出書類	管理者のための建築保全の手引き(改訂版)(建設大臣官房官庁営繕部監修) 契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等は、監督職員を経由しておただし、次に定めるものを除く。 (1) 請負代金に係わる請求書 (2) 代金代理受領諾申請書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係わる書類		資格 資格要件 1・2級交通誘導警備 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って 専門的な知識・技能を有すると認めた者。 交通誘導に関し専門的 な知識及び技能を有す る 整備業法における指定講習を終了した者または 警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者。
	極めて少ないものとする。 5) 1) 、3) 及び4) の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の計器等	25 技能士		(34) 既存建物との取合い	工事中、取合工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復する。		
	は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。 規制対象外 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施工令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品	25 技能士	適用工事種別 技能検定作業 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		設備機器の位置、取合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける ※図示・現状地盤の平均高さとし、監督職員の指示による。	る。	・ 設置する 請負者は、契約後1ヶ月以内に設計図書の照査を行い、質問や提案事項等を整理し、監督職員が 確認できる資料および質問書を書面により提出すると同時に、工事監理連絡会の開催を要請する。
	③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種		・シーリング防水工事作業	37) 施工体制点検調査への協力	長崎県が「公共工事現場点検強化事業業務」を委託している「調査監」が、工事現: 施工体制等の点検調査を実施するときは、これに協力すること。 1) 本工事は、工事現場における施工体制等の点検調査を(財) 長崎県建設技術研: 委託しているので、(財) 長崎県建設技術研究センターの「調査監」により本意 ることがある。 2) 「調査監」は点検調査を実施するものであり、本工事における指示等の権限を	第センターに45 土砂等運搬に使用す第センターにダンプトラックに調査を実施すついて有しない。46 環境物品等調達品目	る 1. 適正な契約のもとに使用すること。 2. 運送契約による場合は事業用車両(緑ナンバー)を使用すること。 3. 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。 環境物品等調達品目に規定される製材等及びフローリングを使用する場合、原料となる原木の合法性
	第二性 ① J I S 及 び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品 ② 建築基準法施工令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧 J I S の E 0 規格品 ④ 旧 J A S の F CO 規格品		内装改修工事 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・左官作業 ・壁装作業 ・大工工事作業 ・タイル張り作業 塗装改修工事 ・建築塗装作業		3) 「調査監」は、本調査時には技術調査監証明書(身分証明書)を携帯し、請負: 「調査監」の証明書 (表) (表) (裏)	者に提示する。 について (47) エ事の一時中止	等を証明する資料(証明書もしくは納品書)を提出すること。 また、その写しを完成図書に添付すること。 1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、次に該当する場合は、請負者に対してあらかじめ書面を
19 揮発性有機化合物の 室内濃度の測定	施工完了時に指定した室の測定対象化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下 であることを確認して監督職員に報告する。なお、報告書は、所定の様式及び電子ファイルとする。		耐震改修工事・鉄骨組立作業・型枠工事作業・とび作業・鉄筋組立作業コンクリートブロック・コンクリートブロック工事作業・ALCパネル工事・エーエルシーパネル工事作業石工事・石張り作業		身分証明書 No. 号 1. 調査は「施工体制等調査要領」による。 下記の者は「調査監」として 2. 調査監は、点検等には本証を携帯し、必要な: 認定したものであることを証明する。 何時でも提示できるようにしていなければな 所属 長崎県建設技術研究センター 3. 本証は他人に貸与する等不正に行使してはな	6au.	もって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。 (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または
217776237772	測定法 ※パッシブ型採取法 ・検知管法 ・検知紙法 ・定電位電解法 ・吸光光度法 施工前の測定 ・行う ・行わない		植栽工事 ・造園工事作業 機械設備工事 ・配管施工(配管工事) ・熱絶縁施工(保温工事)		氏名 ○○○○ 4. 本証は損傷し、または紛失したとき若しくは変更が生じたときは、速やかに再交付を受け発行日年月日 発行日年月日年月日 ない。 有効期限年月日 5. 本証は、離職、転任等不要になったときは、	なければなら	不可能となった場合。 (2)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。 (3)工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。
	測定対象化学物質 ・学校施設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン エチルベンゼン、スチレン ・学校以外の施設		・建築板金施工(ダクト製作および取付け) ・冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)		長崎県建設技術研究センター 納しなければならない。 理事長 〇〇〇〇 印 6. 本証は公印及び写真貼り付けのないものは無	効とする。	2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
	・学校以外の他設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定場所(※図示 ・) 測定箇所数() 箇所	26) 建設機械等	軽油仕様の建設機械等に使用する軽油は、規格(JIS)にあったものを使用する。	③8 調査・試験に対する協力	請負者は、長崎県、国及び長崎県が指定する第三者が行う調査及び試験(公共工事等諸経費動向調査、施工合理化調査等)に対して、監督員の指示によりこれに協力する。		3. 前1項及び2項の場合において、請負者は工事全体の施工を一時中止(主たる工事の部分中止により工期が延長になった場合を含む)する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出すること。 また、請負者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。
②② 資材等の県内優先	工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用		請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等から採油する調査に対して 監督員の指示によりこれに協力する。	(39) 重点的な監督業務	WTO対象工事において、低入札調査基準価格を下回って落札した場合は、重点的を実施する。	な監督業務	
調達	しなければならない。 ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。	②7)工事写真	下記工事写真を監督職員に提出する。 区分 分類 規格 撮影箇所数 部数 原版の大きさ 備考	40 B + B # I - L 7 7 W	上記以外で重点的な監督業務を実施する工事・対象工事 ※対象外工事	48 解体工事等における 石綿障害予防措置に ついて	2. 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去を行う際は、作業場所を隔離すること。
	請負金額が、500万円以上になる場合、本工事に使用した資材(アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリートニ次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。)を工事完成までに、書面(様式-2)(県内業者、県内産建設資材の活用用):建設資材使用報告書)及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。		※着工前 カラー ※サービス ・1部 ※3部 ・1部 24×36以上 ・36以上 ・ ・24×36以上 ・ 	要求の排除対策	請負人は、当該工事の施工にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱(平成18年7月 改正)に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。 (違反したことが判明した場合、指名除外の措置を行う等、厳正に対処する。) 1. 不当要求を受けた場合(下請け業者が受けた場合も含む)は、毅然として拒否し、 署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督員に	、所轄の警察	3. 石綿等の除去を行う際は、作業場所を隔離するとともに、隔離作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。 また、隔離作業場所を負圧に保つとともに、隔離作業場所の出入口に前室を設置すること。 4. 隔離の解除にあたり、事前に隔離作業場所内における石綿等の粉じんを処理すること。 5. 請負者は、石綿等の除去を行う作業員に、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上
	請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面(様式-3(県内業者、県内産建設資材の活用用):長崎県内産資材を使用しない理由書)及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。		内部 () ・1部 2部増 2部増 1部 2部増 2を制度 2を制度 2を制度 2を制度		2. 暴力団又は暴力団関係者から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、所に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督員に報告する。 3. 上記1, 2の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2の要因により工期に遅れたれがある場合には、速やかに監督員と工程に関する協議を行う。	所轄の警察署	の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。
	工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければ ならない。		デジタルカメラを使用する場合の仕様は次による。 仕様項目 内容 総画素数 100万画素以上		れがめる場合には、体でがに血自貝と上性に関する励機で11 り。		
	県内生産品とは ①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。 「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの(二次製品)であれば、 県内生産品として取り扱う」		記録画素数 640 × 480以上 ファイル形式 J P E G 圧縮率 1/1>圧縮率≥1/10程度 MO、C D - R O M、C D - R	(41) 現場技術者等の 腕章着用	現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章:なお、腕章の仕様については、下記例を参考として監督職員と協議する。 (例1) 現場代理人の場合	を着用する。	
	②公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)その他関連する 仕様書等の基準を満たす資材・製品であること。	28 完成写真	下記完成写真を監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。 分類・規格 撮影箇所数 提出部数 原板の大きさ ・カラー				
(21) 特別な材料の工法 (22) 下請負人	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。 下請負人は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。		※キャビネ版 外部() 内部() ※2 ・6 ※100×125以上 ※べた焼 (他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出) ・カラー半切木製パネル 外部() 内部() ※2 ・		現場代理人	cm程度 9 cm程度 	
	(1)請負者が、工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2)下請負人が長崎県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3)下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。		324 × 400 (mm)		(例2) 監理技術者、主任技術者の場合		
	(4)下請負人が共同企業体でないこと。 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定しなければならない。 ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう 努めるものとする。		100×125以上の原板を使う場合は、監督職員にあらかじめべた焼を提出し確認を受ける。 電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出とする。 完成写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督職員の指示による。 ※監督職員の承諾する撮影業者 (ただし、建築完成写真撮影の実績のある業者とする)		〇〇技術者	cm程度 9 cm程度	
	請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面(様式-1(県内業者、県内産建設資材の活用用):下請企業使用報告書)及び電子ファイルによって監督職員	29 完成図	・既存図面修正 ※作成する		(例3)現場代理人と技術者を兼務している場合		
	に提出すること。 請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面(様式-4(県内業者、県内産建設資材の活用用):長崎県内下請企業を使用しない理由書)及び		完成図の種類 ※改修標仕表1.8.1による ただし、種類は当該工事で該当する図面、表及び計画書とする。			The state of t	
②3)使用人等の管理	説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。 なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を 「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。 請負者は、使用人等(下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものを含む)		完成図の原図サイズ及び仕様 ※原図 部数 1部 ※陽画複写図 形態 A (2)版2つ折り製本 部数 (1)部		()		
	の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保する。 また、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとと もに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督する。		・ CADデータ 形態 C D − R ファイル形式 D X F 形式及びオリジナル形式		2. 請負代金が500万円以上の工事の場合には、請負者が配置する監理技術者、主任技主任技術者を含む)、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料免許証等)を携行しなければならない。		
		30 施工図	・ 提出しない 【1.8.1~2】 ※ 提出する 提出部数 (1) 部 工事完成後は監督職員の指示する施工図を提出する。なお、本工事に係る施工図等の著作者の 権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。	42 瑕疵点検	※行う ・行わない 瑕疵点検の時期 竣工後 ※1年 ※2年 ・		
		③1)施工計画書	※ 提出する 提出部数 (1)部 ・ 提出しない 【1.8.1~2】 工事完成後は監督職員の指示する施工計画書を提出する。なお、本工事に係る施工計画書等の 著作者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。		瑕疵点検を行うときは、事前に内容、方法、立会等について監督職員に確認を受ける。		
			210701	〒850-	課長 総括補佐 課長補佐 係 射		T 事 図 番 プロ 1 O A P 外壁改修工事 2 番 で修特記仕様書(その 2) 平成 2 1 年版

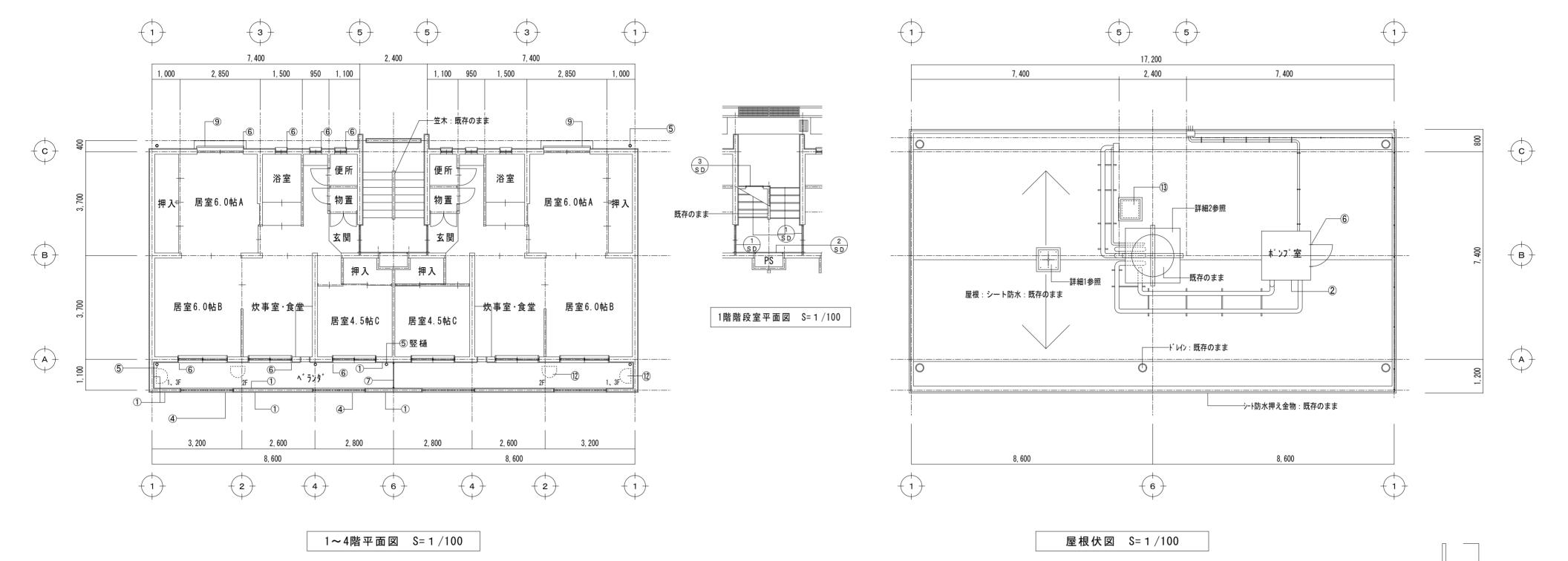
1 足場その他	内部足場 種別 ※きゃたつ、足場板等 ・ 【2.2.1】	(7) ŁW	といの材種		・ポリマーセメントモルタル	3) 欠損部改修工法	既存モルタル面の欠損部 【4.1.4】【4.4.8		
(2) たりでである。 (2) たりでは、 (2) では、 (2) で	内部定場 種別 次さやたり、定場板等 ・	7) 211	※配管用鋼管 ・硬質塩化ビニル管 ・排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP-VU) G 鋼管製といの防露 (カラ-) [3.8.3] [表3.8.5]		・ボリマーセメントモルタル ポリマーセメントモルタルの種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレン一酢ビ系等	(3) 欠損部改修工法	成存モルダル面の欠損部 <td <="" color="1" rowspan="2" td=""></td>		
改 設 T	防護シートによる養生 ※行う ・行わない		・次の箇所は行わない () ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒドの放散量		曲げ強さ 圧縮強さ 接着強さ(N/mm²) 標準時 湿潤時 低温時		・モルタル塗替え工法 改修標仕 4 . 2 . 2 (g)による 塗り厚 2.5 mmを超える場合の補強		
事	足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省 基発第0424 001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のあ		※規制対象外 ・第三種 掃除口 ※有り ・なし		6. 0以上 2.0. 0以上 1. 0以上 0. 8以上 0. 5以上 表面状態 だれの下がり量は5mm以下とし、ひび割れが発生していないこと。		※行う ・行わない ・図示 既製目地材 ・適用する(形状 ※図示 ・)		
	る足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方		縦どい受け金物の取付け [3.8.3] ※図示 ・標仕 1 3 . 5 . 3 (d)(2)による		透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。	(4) 浮き部改修工法	【4.1.4】【4.4.10~15】【表4.4.		
	式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	8 アルミニウム製笠木	【3.9.2~3】【表3.9.1】		・ポリマーセメントスラリー		改修工法の種類 アンカーピンの本数 (本/m²)注入口の箇所数 (箇所/m²) 充てん量 (モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量		
	材料、撤去材料等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種		種 類 呼称肉厚(mm) 表面処理 固定間隔 備 考 ・250形 1.6以上 ※A-1種又は 固定方法及び間 隅角部及び突当たり部等の役物は		広がり速度 長さ変化率 引張接着性 曲げ性能 吸水性 耐久性 (cm/s) (収縮) (材齢28日) (材齢28日) (72時間) (劣化曲げ強さ)		・アンカーピンニング部分 ※16 ※25 ※25ml エポキシ樹脂注入工法 ・ ・		
(2) 養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等・ 【2.3.1】[2.3.1]		・300形 1.8以上 B-1種 隔は品質計画で 定めたもの 本体製造所の仕様による		3以上 3%以下 0.5N/mm² 5.0N/mm² 15%以下 5.0N/mm² 以上 以上 以上		・アンカーピンニング全面 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25 m lエポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・		
	既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ※行わない ・行う (図示)		・100形 ()		保水係数 O. 35~O. 55 粘調係数 O. 50~1. OO		・アンカーピンニング全面 ※13 ※20 ※12 ※20 ・25ml ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ※50ml		
3 仮設間仕切	仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1]		・ ・ 板材折曲げ形の取付工法 ・図示 [3.9.3]		・吸水調整材		・注入口付アンカーピンニング部分 ※9 ※16 ※25ml エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・		
	種別 下地 仕上材(厚さ mm) 充てん材 塗装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・) ※無し	9 折板葺	(13.3.2~3) (表13.2.1)		項目 全固形分(%) 吸水性(g) 接着強度(N/mm²) 界面破断率(%) 品質・性能 表示値±1%以内 30分で1g以下 0.98以上 50%以下		・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25ml エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・		
	・B種 ・木下地 ※せっこうボード(※9.5 ・) 厚さ mm ・片面 ※C種 単管下地 防炎シート		形式 ※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形 形状(mm) 山高() 山ピッチ() 板厚※0.6 ・0.8		均質で有害と認められる異物の混入がないこと。		・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・		
	仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度・ ※無し ・鋼製扉 ※片面フラッシュ程度・ ・有り		材料 ※塗装溶融 5 5 % アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (規格等) (CGLCCR-20-AZ150)	4 1 1 ひび割れ部改修工法			アンカーピン		
4 監督職員事務所	・既存建物内の一部を使用する ・構内に設置する ・設けない [2.4.1]		軒先面戸板 ※有り ・無し	外	注入工法の種類		材質 ※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの・		
(a) = # m d	・規模及び仕上げの程度は現場説明書による		断熱材 ※有り(種別: 厚さ: mm) ・無し 耐火性能 ※30分耐火 ・無し	改	樹脂注入工法 ・ ・ ・手動式エポキシ樹脂 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40 注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70		注入口付アンカーピン 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm		
(5) 工事用水 (6) 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)	1 施工数量調査	調査範囲 ※外壁改修範囲 ・図示の範囲 【1.5.2】	修	・機械式エポキシ樹脂 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130 ・ 注入工法 ・	1 肝左々イル張りの物・	は ・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲		
1 アスファルト防水	(3.3.2~3] 【表3.1.1】 [表3.3.3~10]	4	調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び	事	注入材料 [4.2.2]	4 \sum 3	撤去範囲 ※下地モルタルまで ・張付けモルタルまで ・タイルのみ		
3 防	防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 保 ・P1B ・B-1 ※B-2	壁	新汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の		※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024低粘度形又は中粘度形)		改修箇所 ※既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面(・コンクリート面 ・モルタル面)		
 水 改	護 ・P1BI ・T1BI ・BI-1 ※BI-2 防 ・P2AI ・AI-1 ※AI-2	後 修 T	形状、寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表	ン ク	検査 (コア抜取り) ※行わない (4.3.4) ・行う (抜取り部の補修方法:)	修 \	※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.3		
公 修 T	水 ・P 2 A 露出 ・M 4 C ・C - 1 ※ C - 2	事	示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 調査報告書の部数 ※2部・		・ リカットシー 火材充てん工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5]	事	注入工法の種類		
事	防水 ・M3D ・POD 屋内 ・P1E ・P2E	共 ② 改修材料	・既製調合モルタル	ト 打	充てん材料 品質・規格等 備 考 ・シーリング用材料 ※ 1 成分形又は 2 成分形 ポリマーセメントモルタルの充てん		樹脂注入工法		
	「「「「「「「「「「」」」	事	保水率 単位容積重量 接着強さ(N/mm²) 長さ変化率 曲げ強さ (%) (kg/l) 標準時 温冷繰返し後 (%) (N/mm²)	放	ポリウレタン系シーリング材 ※行わない ⊙行う	7	注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70 ・ 機械式エポキシ樹脂 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130・		
	アスファルトの種類 ※3種 ・4種 [3.2.2] [3.3.2] 保護コンクリートのコンクリート種類 ※普通コンクリート [3.3.2]	· 埃	70.0以上 1.80程度 0.60以上 0.40以上 0.20以下 4.0以上	仕	・可とう性エポキシ樹脂	張し	注入工法 · · 注入材料 【4		
	POD工法の二重ドレン ※設けない ・設ける M3D、POD工法の脱気装置 ※設けない ・設ける [3.3.3]		<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td> げ 外 </td><td>・シール工法 ・パテ状エポキシ樹脂</td><td>世</td><td>※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形) ・</td></td>	<td> げ 外 </td> <td>・シール工法 ・パテ状エポキシ樹脂</td> <td>世</td> <td>※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形) ・</td>	げ 外	・シール工法 ・パテ状エポキシ樹脂	世	※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A6024低粘度形又は中粘度形) ・	
	既存露出防水層表面の仕上げ塗装(M 4 C 工法の場合) ・除去する [3.2.6] 断熱工法の断熱材 厚さ(mm) ※ 2.5 ・ [3.3.2]		2. O N/mm²以上 6. O N/mm²以上 5 O . O N/mm²以上 3 O . O N/mm²以上 3 . O (%)以下 a. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。		壁	・可とう性エポキシ樹脂	上げ	検査(コア抜取り) ※行わない 【4 ・行う(抜取り部の補修方法:)	
	ただし、特定フロンを含まないもの。 立上り部の保護 (3.3.2) ・れんがの種類 ※見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが形コンクリート		b. 対象となる被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 c. 常温・常湿 (温度 5 ℃~ 3 5 ℃、湿度 1 5 %~ 8 5 %)において製造所の指定する期間又は製造後	2 欠損部改修工法	※充てん工法 ・エポキシ樹脂モルタル	外	Uカットシール材充てん工法 (既存タイル張り撤去面) [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5		
	ブロックとする。 ・乾式保護材の材料 ※押出成形セメント板 厚さ15mm		6ヶ月保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。 ・可とう性エポキシ樹脂	3 鉄筋腐食の補修	・ポリマーセメントモルタル回復目標レベル【改修監理指針4.7.3】【改修監理指針図4.7.4】		充てん材料 品質・規格等 備 考 ・シーリング用材料 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充てん ポリウレタン系シーリング材 ※行わない ・行う		
	起民体設切の物料 ATT 国政ルビアンド版 存亡 1 3 111111		性能 常温物性 低温性 加熱変化 引張接着性 引張強さ 1. O N/mm²以上 1. O N/mm²以上 1. O N/mm²以上	3 飲加險及仍們廖	・恒久 ・延命 ・暫定 補修の方法		・可とう性エポキシ樹脂		
2 改質アスファルト シート防水	「3.4.2~3] [表3.1.1] [表3.4.1~3] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 厚さ(mm)		が成協と 1.0 0 // mim 以上 1.0 0 // mim 以上 2.0 0 // mim 以上 3.0 0 // mim 以上 3.0 0 // mim 以上 2.0 0 // m		・ひび割れ補修工法・鉄筋腐食補修工法	3 欠損部改修工法	・タイル部分張替え工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.		
	・M4AS工法 ・AS-1 ・AS-2 ・AS-3 ・M3AS工法 ・AS-4 ・AS-5 ・AS-6		押出し性 60秒以下 スランプ 3mm以下				接着剤の種類 品質・規格等 ※ポリマーセメントモルタル		
	<td <="" colspan="2" style="text-align: left;" td=""><td></td><td>加熱減量 5%以下 a. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。</td><td></td><td>・鉄筋腐食抑制工法 ・中性化抑制工法 ・塩害抑制工法</td><td></td><td>・タイル部分張替え工法用接着剤 「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した 外装タイル・石張りシステムの開発』(建設大臣官房技術調</td></td>	<td></td> <td>加熱減量 5%以下 a. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。</td> <td></td> <td>・鉄筋腐食抑制工法 ・中性化抑制工法 ・塩害抑制工法</td> <td></td> <td>・タイル部分張替え工法用接着剤 「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した 外装タイル・石張りシステムの開発』(建設大臣官房技術調</td>			加熱減量 5%以下 a. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。		・鉄筋腐食抑制工法 ・中性化抑制工法 ・塩害抑制工法		・タイル部分張替え工法用接着剤 「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した 外装タイル・石張りシステムの開発』(建設大臣官房技術調
	・M4ASI工法 ・POASI工法		b. 対象となる被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 c. 常温・常湿 (温度 5 ℃~ 3 5 ℃、湿度 4 5 %~ 8 5 %)において製造所の指定する期間又は				査室監修 平成9年2月)」における「外装タイル・石張り 用接着剤の品質基準(案)」に基づく品質性能試験に適合す		
	脱気装置 ※設けない ・設ける		製造後6ヶ月保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。	1 既存モルタル塗りの	・行う(※全面 ・図示の範囲)		るタイプIであり監督職員の承諾するもの又は特記による。		
			・タイル部分張替え工法用材料 接着強さ 標準 低温硬化 アルカリ温水 冷熱水中繰返し 熱劣化	撤去 外					
3 合成高分子系 ルーフィング	「あるのまま」 <td black="" black<="" color="" rowspan="2" td=""><td></td><td>強度(N/mm²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 凝集破壊率(%) 75以上 50以上 50以上 50以上</td><td>壁 (2) ひび割れ部改修工法 改 (2) ひび割れ部改修工法</td><td>※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.4.2] [4.4.5]</td><td></td><td>・タイル張替え工法 【4.1.4】【4 (4.5.8】【表4</td></td>	<td></td> <td>強度(N/mm²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 凝集破壊率(%) 75以上 50以上 50以上 50以上</td> <td>壁 (2) ひび割れ部改修工法 改 (2) ひび割れ部改修工法</td> <td>※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.4.2] [4.4.5]</td> <td></td> <td>・タイル張替え工法 【4.1.4】【4 (4.5.8】【表4</td>		強度(N/mm²) 0.60以上 0.40以上 0.40以上 0.40以上 凝集破壊率(%) 75以上 50以上 50以上 50以上	壁 (2) ひび割れ部改修工法 改 (2) ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法 [4.1.4] [4.4.2] [4.4.5]		・タイル張替え工法 【4.1.4】【4 (4.5.8】【表4	
シート防水	・POST法 ・S-F1 ・S-M1 ・カラー ※非歩行 ・S4ST法 ・S-F2 ・S-M2 ・シルバー ・軽歩行			皮膜物性 標準 高温 低温 アルカリ温水 熱劣化 引張強さ(N/mm²) 1.00以上 1.00以上 1.00以上 1.00以上 1.00以上 伸び(%) 30以上 30以上 30以上 20以上 20以上	修	(※既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面) 注入工法の種類 ひび割れ幅(mm) 注入口間隔(mm) 注入量(cc/m) 備 考		位置 ※改修標仕表 4.5.1 による ・図示	
	・M 4 S 工法 ・S - M 1 ・S - M 2		伸び(%) 30以上 30以上 30以上 20以上 20以上 貯蔵安定性 容積と粘度に著しい変化がないこと。 耐熱性 JIS A 5548に準じた試験において、80℃で4週間、9.8Nおもりで	事	※自動式低圧エポキシ 0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※ 樹脂注入工法 ・ ・ ・手動式エポキシ樹脂 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40	4 浮き部改修工法	【4.1.4】【4.5.9~15】【表4.4. 改修工法の種類 アンカーピンの本数 (本/m²))注入口の箇所数 (箇所/m³) 充てん量		
	・POSI工法 ・SI-F1 ・SI-M1 ・S3SI工法 ・SI-F2 ・SI-M2		・	 €	・手動式エポキン樹脂 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40 ・ 注入工法 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70 ・ ・機械式エポキシ樹脂 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130 ・		改修工法の種類 アンカービンの本数(本/m)注入口の箇所数(箇所/m) 充くん量 (タイルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量 ・アンカーピンニング部分 ※16 ※25 ※25 m		
	・ S 4 S I 工法 ・ M 4 S I 工法		b. タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。 c. 「化学物質の審査および製造等の規則に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」	ル タ	注入工法 ・ ・ 注入材料 (4.2.2)		エポキシ樹脂注入工法 ・		
	脱気装置 ・設ける ・設けない [3.5.3]		に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 d. 常温・常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造後6ヶ月保存しても上記の品質	ル 塗	※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024低粘度形又は中粘度形)		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	目地処理 P C コンクリートの場合 () [3.5.4]		性能に適合していること。 e. ずれ抵抗性があること。	り 仕	検査 (コア抜取り) ※行わない [4.3.4] ・行う (抜取り部の補修方法:)		ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ※50m ・注入口付アンカーピンニング部分 ※9 ※16 ※25m		
4 塗膜防水	「3.6.2~3] [表3.1.1] [表3.6.1] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 仕上げ塗料塗り		f. 混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。	上げ	● ロカットシール材充てん工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5]		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16		
	・POXI法 ※X-1 ・シルバー ・L4XI法 ※X-2 ・カラー		・エポキシ樹脂モルタル 接着強さ 圧縮強さ 曲げ強さ	外	充てん材料 品質・規格等 備 考 ・シーリング用材料 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充てん		エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50m		
	既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装(L4X工法の場合) ・除去する [3.2.6]		1. 0 N / m m² 以上 2 0. 0 N / m m² 以上 1 0. 0 N / m m² 以上 a. こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。		ポリウレタン系シーリング材 ※行わない ⊙ 行う		ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ・注入口付アンカーピンニング ※9 ※16 ※9 ※16 ※50 m		
도 때등 # 목	脱気装置 ※設けない ・設ける [3.6.3]		b. 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 c. 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第1種有機溶剤を使用しな		・可とう性エポキシ樹脂		エポキシ樹脂注入タイル固定工法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
5 脱気装置	型 材質 設置数量		いこと。 d. 形状に以上が無く、だれが生じないこと。 a. 党得・党場(得度20+15℃ 場度65+20%)において制造後6ヶ日保存しても上記の品質		・シール工法 (4.1.4) [4.2.2] [4.4.7] (※既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面)		アンカーピン 【 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの 。		
	・平面部脱気型 ・ステンレス ・鋳鉄 m 当たり1箇所		e. 常温・常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造後6ヶ月保存しても上記の品質性能に適合していること。		・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂		・ 注入口付アンカーピン 材質 ※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm		
	・立上がり部脱気型 ・ステンレス ・銅 m²当たり1箇所				・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修 [4.4.2] [4.6.3] (※シールエ法の範囲 ・)	5 目地改修工法	材質 ※ステンレスSUS304、呼び径外径6mm ・		
6 シーリング	シーリング改修工法の種類 ・シーリング充てん工法 ・シーリング再充てん工法				/// / / /AM		・申縮目地改修工法 (4.1.4] [4 ・・申縮目地改修工法 (3.1.2) [表		
	・拡幅シーリング再充てん工法 ・ブリッジ工法 シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2] [表3.7.1]						種類 ※改修標仕表 3 . 7 . 1 による		
	※下表以外は、改修標仕表 3 . 7 . 1 を標準とする 施工箇所 シーリング材の種類 (記号)								
	建具廻り MS-2 外壁化粧目地 PU-2								
				上版	· 県土木部建築課 おおまでは、 は、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	 	│		
			210701	₹850-	ホエ小叩姓采跡 -8570 長崎市江戸町2-13 -824-1111/FAX095-827-3367	改化	・		

6 陶磁器質タイル貼り	タイルの種類 「4.2.2] [4.5.7~8] 施工箇所 「 形状寸法 (mm) 磁器 せっ器 陶器 施ゆう 無ゆう あり なし 標準 特注 適用 G 備 考	8 自動ドア開閉装置	※製造所標準製作規定寸法許容差による。 [5.7.2~3] [表5.7.1~3] 開閉方法 センサの種類 ※スライディングドア ・マットスイッチ ・コイングドア ※米線スイッチ ・コイングドア ※米線スイッチ	5 集成材等 G	品名 規格・ ※集成材 ※一般材 ·構造用集成材 ※ 1 級	※たも ・なら ・しおじ	20 カーペット敷き	 ・織じゅうたん [6.9.2~3] [表6.9.1] 種 別 パイル形状 色 柄 等 備考 ・A種 ・カットパイル ※単一色 (無地) ・B種 ・ループパイル ・柄物 (標準品)
		9 自閉式	・スイングドア ※光線スイッチ ・音波スイッチ ・熱線スイッチ ・光電スイッチ ・凍結防止措置(適用箇所は建具表による) 品質規格 ※改修標仕 5 . 8 . 3 による。 [5.8.3] [表5.8.1]		・造作用集成材 ※ 1 等 ・化粧ばり造作用集成材 ※ 1 等 ホルムアルデヒドの放散量 ※ 5	· 2 等 · · 2 等 · · 3 等 · · 第三種		・ C 種 ・ カット、ループパイル併用 ・ 耐電性 ※人体帯電圧 3 kv以下 ・ ・タフテッドカーペット [6.9.2~4] [表6.9.2]
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上吊り引戸装置 10 木製建具	・製造所標準仕様による かまち戸の樹種 かまち () 鏡板 () (16.6.2) ふすまの上張り ※新鳥の子又はビニル紙程度 (押入等の裏面は除く) (表16.6.3) ・鳥の子	6 接着剤		ノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系という。)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量		パイル形状 パイル長 (mm) 工 法 備 考 ・カットパイル ※5~7 ・ ※全面接着工法 ・ループパイル ※4~6 ・ ・グリッパー工法 ・レベルループパイル ※4 ・ ・カット、ループ併用 ・
	壁タイル張りの工法 [4.5.7~8] [表4.5.3] 外装タイル ・密着張り ・マスク張り タイルの試験張り ※行わない ・行う ************************************	11 建具用金物	建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 (16.6.2) ※規制対象外 ・第三種 マスターキー ※製作する ・製作しない 建物用金具 [5.6.2~3] [表5.6.1~2]		ユリア樹脂等を用いた接着剤のホル ※規制対象外・第三種			耐電性 ※人体帯電圧 3 kv以下 ・ [6.9.2~3] [表6.9.2] パイル形状 種 類 寸 法 総厚さ(mm) 備 考 ※ループパイル ※第一種 ※500×500 ※6.5
及び下地処理	既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 【4.6.3】【表4.6.2~5】 工法 処理範囲 下地面の補修 ※サンダー工法 ※既存仕上面全体・ ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体・ ・浮き部改修工法 加圧力 ※30M P a 程度以上 ・欠損部改修工法		錠類は、シリンダー箱錠(レバーハンドル)とする。 なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい) ・ピボットヒンジ	7 防腐、防蟻処理	行う箇所() () () () () () () () () () () () () (·		・第二種 ・ ・ カットパイル ・カット、ループ併用 耐電性 ※人体帯電圧 3 kv以下(フリーアクセスフロア新設範囲)
修	・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上面全体・ ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・デッキブラシ清掃 ・高圧水洗	12 ガラス	※ 建具表による 【5.12.2】 ・ガラスブロック 【5.12.5】 寸法 (mm) 色 調 パターン 防火認定	8 床板張り	フローリング及び縁甲板張り床 ※無し ・有り ※合	【表6.5.11】 な板張り ホルムアルデヒドの放散量	21 せっこうボード、その他のボード張り	種類 JISの記号 厚さ (mm)、規格等 ・硬質木毛セメント板 HW G ・15 ・20 ・25 ・ ・普通木毛セメント板 NW G ・15 ・20 ・25 ・
涂 (塗膜はく離剤 [4.2.2] ※下地調整塗材 [4.2.2] [4.6.4] ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上塗材主材を使用	13 ガラス留め材及び溝	※クリア ・熱線反射 ※無し ・乳白 ・カラー () ・防火戸		下張り用床板	※規制対象外 ・第三種		・けい酸カルシウム板 O.8 F K G タイプ2 (無石綿) (・6 ・8 ・) ・ロックウール化粧吸音板 D R ※フラットタイプ (※9 (不燃) ・12 ・) ・凹凸タイプ (※12 (不燃)・15 ・19 ・) ・ロックウール化粧吸音板 D R ※フラットタイプ 9 (不燃) ・町元タイプ (※12 ・15) (不燃)
上 げ 外 壁	【4.1.4】 [4.2.2] [表4.2.3~4] 種類、仕上げの形状、工法		アルミニウム製 ※シーリング材 ・ガスケット(FIX部はシーリング材) 鋼製及び軽量鋼製 ※シーリング材 ステンレス製 ※シーリング材 防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。 【5.12.3】	9 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋外 (・19形 ※25形) 屋! 既存の埋込インサート ・使! あと施エアンカーの引抜き試験 ・4	[6.6.2] 【表6.6.1】 内 (※19形 ・25形) 用する ・使用しない [6.6.3~4]		DR(軒天) DR(軒天凹凸) ・せっこうボード GB-R ※12.5 (不燃) ・9.5 (準不燃) ・不燃積層せっこうボード GB-NC 9.5 (不燃) 化粧無 (下地張り用) 化粧有 (トラバーチン模様)
	・可とう形外装薄塗材 S i ・可とう形外装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S ・ 四凸状	14 ガラス用フィルム	改修標仕5.12.3以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は、(社)日本建築学会 JASS17ガラス工事「3、1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員 に提出する。	10 軽量鉄骨壁下地	スタッドの高さが 5 mを超える場合	※図示 [6.7.3] [表6.7.1]		・シージングせっこうボード GB-S 1 2 . 5 (不燃) ・強化せっこうボード GB-F 1 2 . 5 (不燃) 1 5 . 0 (不燃) ・せっこうラスボード GB-L 9 . 5 ・化粧せっこうボード GB-D ※9 . 5 ・1 2 . 5
	・複層塗材 C E ・可とう形複層塗材 C E ・複層塗材 S i ・複層塗材 E ・複層塗材 E ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様 耐候性 ※耐候性 3 種 上塗材 溶媒 ※水系 ・溶剤系	14 カラス用フィルム	名 称 種 類 張り面 性能値 ※ガラス飛散防止フィルム 第2種 ※内張り・外張り 飛散防止率 D1 ・ 品質JISA5759による		種類 JIS ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	・ ※無地 ・マーブル柄 ※2.5 ※柄物 ・無地		模様 (※柾目 ・板目) 専用下地材付き ・難燃合板 ・生地、透明塗料塗り(ラワン合板程度) ・不透明塗料塗り(しな合板程度) ・メラミン樹脂化粧板 JIS K6903による 厚さ1.2
	●複層塗材RE ・複層塗材RS ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材 E ・防水形複層塗材RE	15 重量シャッター	「5.9.2] [表5.9.1] シャッターの種類 一般重量シャッター 耐風圧性能 (12 ビニル床タイル張り	工法 ※熱溶接工法 ・ 実付け (施工 種 類 ※コンポジションビニル床タイル (多)	[6.8.2] JISの記号 厚さ (mm) 備 考 半硬質) CT ※ 2		・ミディアムデンシティ ファイパーボード M D F
	・防水形複層塗材RS ・可とう形改修用仕上塗材 ・可とう形改修塗材E ・平たん状 ・ さざ波状 ・ 可とう形改修塗材CE ・ ゆず肌状		- 屋内用防火シャッター 屋内用防煙シャッター 屋内用防煙シャッター 開閉機能 ※上部電動式(手動併用) - 上部手動式 (16.10.2) (表16.10.1)	13 帯電防止床タイル張り	・コンポジションビニル床タイル (! ・ホモジニアスビニル床タイル ・	軟質) CTS · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		・研磨板 (・スタンダード ・テンパード)
4 塗膜防水仕上げ	防火材料の指定が必要な場合 ※建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。 ※アクリルゴム系塗膜防水工法		危害防止機構 ※障害物感知装置 (自動閉鎖型) ・シャッターの二段降下方式 一般重量シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない [5.9.2]		種 類 ・コンポジションビニル床タイル ・ホモジニアスビニル床タイル ・	※4.0又は4.5浦えい抵抗値(JIS A1454による)	22 吸音材	軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シー\ル材 ※適用する ・適用しない [表6.13.1]
	JISS A 6021-2000 (建築用塗膜防水剤) 外壁用に適合するものとする。 JASS8 LA-W同等 仕上げの形状 ・ゆず肌状 ・凸部処理 ⊙凹凸模様	16 軽量シャッター	座板 ※ステンレス製 ・	14 視覚障害者用タイル (誘導用及び 注意喚起用床材)	・ ブロックパターンは、JIS T 9 色彩は黄色を原則とする。 屋 内 ※塩化ビニル製 ・磁器	・	23 壁紙張り	種類 JISの記号 厚さ (mm) ・ロックウール吸音ボード 1 号 RW - B ※ 2 5 ・ ※グラスウール吸音ボード 3 2 K GW - B ※ 2 5 ・ [6.14.2]
1 改修工法の適用 建	【5.1.1、3】 建具の種類 かぶせ工法 撤去工法 備 考 ・アルミニウム製建具 ・ ・鋼製建具 ・外部 ・		形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.10.4] ガイドレール等 ※鋼板製 ・ステンレス製SUS304(厚さ1.5 mm) [表5.10.2] 座 板 ※ステンレス製 ・ 耐風圧性能 () N/m²	15 ビニル幅木	・レジンコンクリート製 屋 外 ※レジンコンクリート製 高さ (mm) ※60 ・75 ・1	・磁器又はせっ器質タイル(※300 ・) IOO 【6.8.2】		施工箇所 壁紙の種類 紙 繊維 (織物) (ピール) (化学繊維) (化学繊維) ・ ・ ・ ・
会 改 修 工 事	・内部 ・ ・鋼製軽量建具 ・ ・ステンレス製建具 ・	17 オーバーヘッドドア	Table 1 Table 2 Ta	16 合成樹脂塗り床	・エポキシ樹脂塗り床材 ※薄	【6.10.2~3】【表6.10.1~7】		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 アルミニウム製建具	種 別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※A-3 ※70 ※図示	18 かぎ箱	・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・ハイリフト形・バーチカル形 耐風圧性能() N/m² ・バーチカル形		• 樹月	膜流し展べ仕上げ (※平滑 ・防滑) 脂モルタル仕上げ (※平滑 ・防滑) 滑仕上げ レムアルデヒドの放散量		素地ごしらえ 【6.14.3】【表7.2.4】【表7.2.4】【表7.2.7】 モルタル、プラスター面 ※RB種 ・RA種(施工箇所:) ・RA種(施工箇所:) 世っこうボード面 ※RB種 ・RA種(施工箇所:) ・第三種 【6.14.2】
	・ B種 S - 5 ・ W - 4 ・	1 改修範囲	形 式 ・3 O 組用 ・6 O 組用 ・1 2 O 組用 ・	17 フローリング張り G	種別材	ら ※釘どめ工法 (C種) ※塗装品	24 モルタル塗り材料	吸水調整材 【6.15.3】 全固形分(%) 吸水量(g) 接着強度(N/mm²) 界面破断率(%) 表示値±1.0 30分で1g以下 0.98以上 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
4 網戸	表面処理 ※C-1種又はB-1種 ・C-2種又はB-2種 (※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) 防虫網 網の種別 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316)		・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修		・ひの ・ ひの ・ ひの ・ ・ ひの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			防水剤 (防水モルタル塗りの混入剤)
	網の種別 ※合成樹脂製 ・カマス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) 工 ま	2 既方中の坳土壮がに	※既存のまま ・図示の範囲	18 畳敷き	下地の種類 改修標準仕様書 表6.5.9による			セメント重量の JIS R 5210の試験において 70%以上 95%以下 80%以下 5%以下 始発 1時間以上 終結 10時間以内 下級 膨張性のひび割れ及びそりがないこと。 既製目地材 ※適用しない ・適用する
	耐風圧性能の適用は建具表による。 特定防火設備の戸 ・ 適用する [5.3.4] 簡易気密型ドアセットの適用は建具表による [5.4.2]	2 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ(接着剤とも)		ポリスチレンフォーム床下地 畳表及び畳床はVOC含有量が少ない 温 畳下地 厚さ(mm) ※ 4	10 .65 .80		
	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による 耐風圧性能の適用は建具表による。 表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ (5.5.4) 曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ(補強有り) (5.5.5) 特定防火設備の戸 ・適用する	3 既存壁の撤去並びに 下地補修 4 木下地等	既存間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※図示 ・モルタル塗り(塗り厚 2 5 m m を超える場合の補強 ※行う ・行わない) 木材の品質 [6.5.2] [表6.5.2~3]	床下地材	フローリング類 厚さ(mm) ※8	30 • 95		
	A22/13 / W	. रार I स्थ्यं प र्म	** *** *** *** *** *** *** *** *** **					
			210701	〒850−	· 県土木部建築課 8570 長崎市江戸町2-13 -824-1111/FAX095-827-3367	課長 総括補佐 課長補佐 係長 設計者		第石10AP外壁改修工事 工事 図 番 政修特記仕様書(その4) 平成21年版

	T	N I		T		N I	
25 陶磁器質タイル張り	形状寸法 き じ うわぐすり 役 物	37 ロールスクリーン	防炎性能 ※有り (20.2.13) 製造所 性能の確認できる資料を監督職員に提出する。	6 アクリルシリコン樹脂 エナメル塗り	旨 新規鋼製建具等 ※B種 【7.10.3】【表7.10.2~3】	10 モルタル及び グラウト材	柱底等の均しモルタル (7.2.9) (7.10.3) (表7.10.2) [8.2.10] ※無収縮モルタル
	施工箇所 (mm) 磁器 せっ器 陶器 施ゆう無ゆう あり なし 標準 特注 適用 G (mm) は はっぱい は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		施工箇所 装置 性能 電動 手引 (防炎性能)	7 常温乾燥形ふっ素樹脂	【7.11.2~4】【表7.11.1~3		- 標仕 7 . 1 0 . 2 によるB種
				エナメル塗り	下地の種類 新規塗りの種別 塗り替えの種別 備 考 鉄面 ※ A種 ・B種 ・A種 ※B種		グラウト材 ※無収縮グラウト材
					亜鉛めっき面 ※A種 ・B種 ・A種 ※B種		
		38 カーテン	・既存再使用する (養生方法:) [2.3.1] [5.1.6]		コンクリート及び押出成形セメント板面 ※A種 ・B種 ・A種 ※B種		無収縮モルタル及び無収縮グラウト材の仕様は次による 無収縮グラウト材 プレミックス及び現場調合形
			・新設する (20.2.14) 施工箇所 形式 装置 ひだの種類 性能 備考	(8) つや有合成樹脂 エマルション	新規の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.12.2] 【表7.12.1		混和剤 セメント系(酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。
	役物:標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 タイルの見本焼き ※行わない ・行う(※外壁タイル ・)			ペイント塗り			セメントJIS R 5210 (ポルトランドセメント) による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
	内装タイル ※壁タイル接着剤張り ・積上げ張り			9 合成樹脂エマルションペイント塗り	新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 [7.13.2] [表7.13.1]		砂 土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選 されたものを絶対乾燥状態で使用する。
26 断熱林 G	(19.9.2~3)				・ 新規の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 【7.14.2】【表7.14.1		ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。
	種類 施工箇所 厚さ(mm) 品質等 ・押出法 ※2種b ※一般部 ※25 特定フロンを使用しない			模様塗料塗り	塗替えの場合		無収縮グラウトの品質及び試験方法(現場調合形については標準使用量・配合値)
	ポリスチレン ・ ・ もの ・	39 カーテンレール	・既存再使用する 【5.1.6】 ・新設する (20.2.14)		既存塗膜 下地調整 種別 合成樹脂エマルション模様塗り ※RB種 ※A種		コンシステンシー Jロートによる流下時間 練混ぜ完了から3分以内の値は 8±2秒
	保温板		材料 ※アルミニウム製 ・ステンレス製 形式 ・片引き ・引分け (※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする)		・R C種 ※ C - 3 種 平滑な塗料塗り ※ R B 種 ・A 種 ・B 種		ブリージング 練混ぜ 2 時間後のブリージング率 : 2.0%以下 凝結時間
	・一般部 ※15 ・ 数燃性※3級・2級	 40 ブラインドボックス	・既存再使用する 【5.1.6】		・R C 種 ・C - 1 種 ・C - 2 種		終結時間 1 O 時間以内 無収縮性 材齢 7 日 収縮しないこと
	ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した	及びカーテンボックス	・新設する	4 外	IO 0 41		压縮強度 材齢3日 20N/mm²以上
	断熱材のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		・市販品(アルミニウム製 押出し型材) 溝幅 x 深さ (mm)	1 鉄筋の種類	[8.2.1] [表8.2.1 種類の記号 呼び名(mm)		材齢 2 8 日 4 0 . 0 N / mm² 以上 付着強度 材齢 2 8 日 2 . 5 N / mm² 以上
27 浴室天井材	√ 市販品 材質 表面仕上げ 性能 幅(mm) 備 考		・9 0 × 150 ※		·SD295A ※ D16以下 · ·SD345 ※ D19以上 ·		塩化物量 0.3 kg/m³以下 試験方法 1)日本道路公団規格(JHS)の「無収縮モルタル品質管理試験方法」
	※アルミニウム製 ※焼付け塗装品 準不燃品 ※200 回り縁は樋付き ・アルマイト処理品 ・100 とし、製造所の		· 図示		•		3 1 2 - 1 9 9 2 による。なお、プレミックス形と現場調合形で混和剤が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う。
	・硬質塩ビ製 ※塗装品 ※300 標準品とする。	41 天井点検口	材 質 アルミニウム製(※額縁タイプ ・目地タイプ)	2 溶接金網	網目の形状、寸法及び鉄線の径 【8.2.2		2) 塩化物量は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」 の9.6塩化物量の試験方法による。
	- 木目調 - 100	42 床点検口	オ 質 アルミニウム製(受け枠 ※アルミ製 ・ステンレス製) 事 及		網目の形状、寸法(縦×横) 鉄線の径又は呼び (mm) 規 格 ※ 100×100 ※6.0 JIS G3551 による		
28 フリーアクセスフロア	(20. 2. 2)	43 鋼製書架及び物品棚	び		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		無収縮モVルタル 混和剤 セメント系(酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨
	施工箇所 構 法 仕上り高 適用地震時 耐荷重性能 表面仕上げ材 備 考 水平力		種類 規格等 耐荷重による種類 ・鋼製書架 JISSIO39の規格による 水平荷重I又は水平荷重II	3 鉄筋の継手	継手工法 呼び名(mm) 適用箇所		張する性質を利用するもの)とする。セメントJIS R 5210 (ポルトランドセメント)による普通又は早強ポルトラ
	・パネル構法 ・1.0G ・3,000N ・帯電防止床タイル ・溝構法 ・0.6G ・5,000N ・タイルカーペット		・鋼製物品棚 JIS S1040の規格による ※1種・2種・3種 修		・ガス圧接・重ね継手		ンドセメントとする。 砂 土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選
	・パネル構法 ・1.0G ・3.000N ・帯電防止床タイル ・溝構法 ・0.6G ・5,000N ・タイルカーペット	44 くつふきマット	市販品 ・塩化ビニル製(コイル状 ステンレス製受枠) 節		- ガス圧接		エボチェコングリード標準が力量に定められた品質を有するもので、特に相談した。
	・パネル構法 ・ 1 . O G ・ 3 . 0 0 0 N ・ 帯電防止床タイル		・ビニル製(ステンレス製受粋)	4 鉄筋及び溶接金網の			配合比 (谷里重比) (七メント+混和剤):砂=1:1
	・		・硬質アルミニウム製(受枠とも)・ステンレス製(受枠とも)	最小かぶり厚さ	- ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。 施工箇所 標仕 表 8 . 3 . 6 の値に加える寸法(mm)		
	の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。 表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による。	45 流し台ユニット	<u>躯</u> 体		柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面 ※10 ・		無収縮モルタルの品質及び試験方法 コンシステンシー Jロートによる流下時間
	スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様・図示 コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様(コンセント本体は別途設備工事)		種類 寸法(L= mm) 適用内容 規格・品質等 ・流し台 ※1200 ・1500 ・1800 トラップ付き ※優良住宅部品	5 各部の配筋			練混ぜ完了から3分以内の値は 8±2秒
	コンセントの箇所数は図示		・コンロ台 ※600 ・700 ・グックガード ※有り (セクショナルキッチンI型)	3 古品の鼠別	帯筋の組立ての形の種別 [8.3.4] [図8.3.4		凝結時間 基結開始時間 1時間以上
	配線用取り出しパネル		・つり戸棚 ※1200・900・600 ・水切り棚 ※1200・900 スキンレス製 ※1段式 ※市販品		·\H 形 · W — I 形 ※W — Ⅲ形		終結時間 1 0 時間以内 無収縮性 材齢7 日 収縮しないこと
	フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ※20~30パーセント・	46 屋内掲示板	枠の材質 ※アルミニウム製	6 ガス圧接	圧接部の確認試験 ※超音波探傷試験		圧縮強度 材齢3日 25.0N/mm²以上 材齢28日 45.0N/mm²以上
	空調用吹き出しパネル ※無し・有り(※固定式 ・可変式:施工箇所は図示)		表面の材質 ※塩ビ発泡シート張り・		・ 引 張 試 験		付着強度 材齢 2 8 日 3. 0 N / m m² 以上 塩化物量 0. 3 k g / m³ 以下
29 可動間仕切	(20. 2. 3)	47 洗面カウンター	材 種 ・メラミン樹脂化粧板張り(心材:集成材) ・人工大理石 奥行き(mm) ・約450 ・約600	7 コンクリートの類別 及び強度	レディーミクス コンクリートの類別 [8.1.3] [表8.1.1 ※ I 類		武験方法 1)日本道路公団規格(JHS)の「無収縮モルタル品質管理試験方法」 3 1 2 1 9 9 2 による。
23 时期间证例	横進形式 パネル部の 表面材種 ま面は上げ 渡き性能 防火性能			及び退及	普通コンクリートの設計基準強度 【8.1.3		2)塩化物量は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」
	***スタッド式 *** ***スタッド式 *** ***スタッド式 *** ***の方式 *** **メラミン樹脂又は ・あり ・あり	48 収納・収納家具	材質 (12.2.2) (19.7.2) 形状・寸法 ※図示		設計基準強度 F o 施工箇所 (N/mm²)		の9.6塩化物量の試験方法による。
	・スタッドパネル式 (※0.6 · 0.8) アクリル樹脂焼付け () ・なし ・パネル式 ・		合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		<u>** 2 1</u>	11 無筋コンクリート	
30 移動間仕切	(20. 2. 4)	49 防煙垂れ壁	・固定式		軽量コンクリートの設計基準強度 [8.10.1] 【表8.10.1		(N/mm²) (cm) 相背がの最入り法 施工箇所 ※普通コンクリート ※18 ※15又は\8 ※25mm
			対 質 厚さ (mm) 高さ (mm) 備 考 ※網入り磨板ガラス ※6.8 ※500 アルミ製枠付き		設計基準強度 F o 気乾単位容積質量 種 別 施工箇所		・軽量コンクリート ・ ・20mm
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・線入り磨板ガラス ・ ・線入り磨板ガラス ・		<u>*2 1</u>	12 高い強度の	設計基準強度(N/mm²) [8.9.1~2] [8.9.4]
	・遮音タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式 (36db以上) ・壁紙張り ・部分電動式		・可動式		•	コンクリート	- 2 7 - 3 0 - 3 3 - 3 6 適用箇所 ()
	表面仕上げの壁紙張りの品質は23壁紙張りによる。 遮音性能は、JIS A 6512の遮音試験に準拠する		種類 材質 高さ(mm) 備 考 ・垂直降下式 ※不燃布 ※500 ガイドレール	8 コンクリートの品質	スランプ 施工箇所		混和材料 【8.9.3】 【 ※混和剤
31 トイレブース	表面仕上げ材 ※メラミン樹脂系化粧板(標準色 アルミ製コーナーエッジ付き) (20.2.5)		(巻取り型) (不燃認定品) ・800 ※固定式(壁埋込型) ・可動式(天井収納型)		<u>** 1 8</u>		※高性能AE減水剤標準形又は遅延形 -
	・ポリエステル樹脂系化粧板 足形状 ※幅木型 ・足金物型		・回転降下式 鋼板製又はアルミ製 ※500 表面仕上げ ・800 ※天井材張り	9 普通コンクリート	セメントの種類 [8.2.5] 【表8.2.3	13 鉄骨製作工場	製作工場の加工能力 ・監督職員の承諾する製作工場
20 Mk cn. va . 1 L					※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種		・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた
32 階段滑止め	材種		降下機構 煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)		・高炉セメントB種 G 普通ポルトランドセメントは、JIS R5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合する		(株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」 に定める「(・S・H・M・R・J)グレード」として国土交通大臣から認定を
	両端フラットエンド ※有り(・ステンレス製 ※ビニル製) ・無し幅(mm) 約35				<u>ものとする。ただし、無筋コンクリートに</u> 用いる場合を除く。 ***********************************		受けた工場又は同等以上の能力のある工場 入熱、パス間温度の溶接条件
	取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法	7 1 材料	屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。 建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量		水和熱 28d 402J/g以下		適用箇所 ・図示 ※柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部 鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
33 階段手すり	種 別 施工箇所	塗 生	※規制対象外・第三種		混和材料 混和材料の種類 【8.2.5		※図示 ·
	※集成材クリアラッカー仕上げ	改 2 下地調整	【7.2.2~7】【表7.2.1~7】 下地面の種類 下地調整の種別		※混和剤	14 施工管理技術者	※適用する (8.1.5)
	(市販品 径 約45mm) ・ビニル製ハンドレール(幅 約50mm)	修 工	下地面の種類 下地調整の種別 備 考 木部 ・RA種 ※RB種		・混和材		
		事	鉄鋼面 ・RA種 ※RB種 亜鉛メッキ面 ・RA種 ※RB種				
34 黒板及び ホワイトボード			亜鉛メッキ面(鋼製建具) ※RB種 ・RC種 モルタル、プラスター面 ・RA種 ※RB種				
	・黒板 ※焼付け ※緑 ・黒 ※平面 ・曲面 スクリーン付引分け ※緑 ・黒		コンクリート、A L C パネル面 ・R A 種 ※R B 種 (2 - U E)、(2 - A S E)及び (2 - F U E)は除く				
	・ホワイト ※ほうろう ※白 ※平面 ・曲面 ・スクリーン付引分け		せっこうボード、その他ボード面 ・RA種 ※RB種				
	ボード		既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 【表7.2.4~6】 ※行わない ・行う (補修範囲及び補修方法は図示)				
35 表示	衝突防止表示 ※図示(市販品 ※ステンレス製 径約30mm ・) (20.2.10) (・両面 ・片面)	3 合成樹脂調合	新規鉄面の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 【7.4.4】【表7.4.2】				
	・無し 表示標識 案内用図記号については JIS Z 8210による。	ペイント塗り					
	誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。 製造所 監督職員の承諾する製造所	4 フタル酸樹脂 エナメル塗り	新規木部の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 【7.6.2】【表7.6.1】 新規鉄面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 【7.6.3】【表7.6.2】				
36 ブラインド	・既存再使用する (養生方法:) [2.3.1] [5.1.6] ・新設する (20.2.12)	5 2液形ポリウレタンエナメル塗り	下地の種類 新規塗りの種別 塗り替えの種別 備 考				
	形式 種類 スラットの材種 スラットの幅 (mm) ※横型 ※ギア式 ・コード式 ※アルミニウム合金製 ※25		鉄面 ※ A種 ・B種 ・A種 ※B種 亜鉛めっき面 ※ A種 ・B種 ・A種 ※B種				
	・操作棒式 ・ ・縦型 ・1本操作コード式 ・アルミスラット ・80		コンクリート及び押出成形セメント板面 ※A種 ・B種 ・A種 ※B種	長崎	課長 総括補佐 課長補佐 係長 設計者 12 12 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15	工事名称	滑石10AP外壁改修工事 設計図
	- 2本操作コード式 ・クロススラット ・100		210701		-8570 長崎市江戸町2-13 -824-1111∕FAX095-827-3367	3	数修特記仕様書(その 5) 平成 2 1 年版 A-05/15

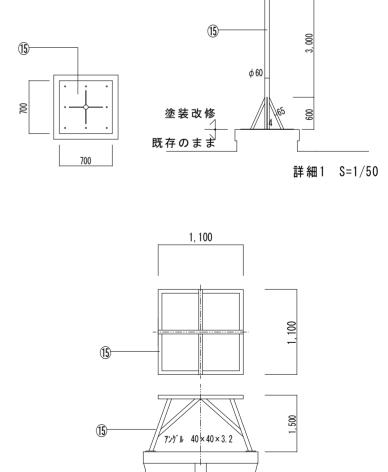
	5 鋼材	鋼材の材質 [8.2.7] [表8.2.5]	1 アスベスト会友調本	・行う(下表による) ・行わない	(10) (1 保証書の提出及び	────────────────────────────────────			
	ניו יייע	種類の記号 施工箇所 規格等 ※JIS規格による	9	対 料 名 調査方法 1材料あたりの試料数 ※ X 線回析分析 ※ 3	保証期間	種別 適用 保証期間 防水改修工事 ・アスファルト防水 () 年			
	\	※JIS規格による ※JIS規格による	境	· · · ·	の ##	・ 合成高分子系ルーフィングシート防水 () 年 ・ 塗膜防水 () 年			
		X O I O MITTER S	に	吹付けアスベストの施工数量調査	1124 [9.1.1]	・			
	6 スカラップ		(グ	※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う		・長尺金属板葺 () 年 内装改修工事 ・防蟻処理			
	7 高カボルト	高力ボルトの適用 [8.2.8]		関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。 除去作業を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。		・			
		※トルシア形高カボルト ・JIS形高カボルト ・溶融亜鉛めっき高カボルト		作業管理者は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督職員に提出し、承諾を受ける。 吹付けアスベストのアスベスト処理後の機能回復のための工事 ※図示		○外壁補修(注入、ピンニング、ポリマーセメント等)() 年			
	8 鉄骨工作仮組	・行う ※行わない [8.12.9]	改	測定室 ・図示 測定点 ・図示		· (左)((
	9 溶接部の試験	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 [8.14.11~12] ※行う	\ \ \ \	処理を行うアスベスト成形板の仕様等	[9.1.5] 2 イメージアップ工具	事 項 目 適 用			
	0 錆止め塗料	耐火被覆材の接着する面の塗装 [8.16.3]	処理等 \	材料名 厚さ (mm) 処理を行う範囲 ※図示・		(1)休憩所 ・面積 m³ ・内装の程度() (2)更衣室 ・面積 m³ ・内装の程度()			
	24 T 02 T 41	・行う (※JIS K 5 6 2 2 2種 ・) ※行わない				・ロッカー ・ユニット ケ所 ・現場建て ケ所			
	:1 耐火被覆材	[8.17.2~6]		施工調査 アスベスト成形板の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。		(4) トイレの水洗化 ・水洗 ・簡易水洗 (5) 仮囲いのデザイン ・範囲() ・仕様()			
		種別 所要性能及び施工構造区分		調査結果は図面により記録し、監督職員に提出する。 (1)アスベスト成形板使用部位の確認		<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td></td><td></td></td>	<td></td> <td></td>		
		・耐火材 ・乾式吹付けロックウール 吹付け ・半乾式吹付けロックウール		(2)アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 (3)アスベスト成形板使用数量の確認		・設置期間 () ・ の で で で で で で で で で で で で で で で で で で			
		・湿式ロックウール	4 外断熱改修工事	断熱材の種類 G	[9. 3. 2]	・設置場所(・照明時間((8) PRコーナー ・設計図面に提示	<u>) </u>		
		・耐火板張り	7 万则然以廖上尹	材料名 厚さ (mm) ドルブステレンフォーム・押出法ポリスチレンフォーム		(8) PRコー) - 設計四間に提示 (9) PR看板 ・大きさ() ・仕様()			
	2 既存コンクリート面の 目荒し	適用範囲 ※既存コンクリートとの打継ぎ面		・ 硬質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム ・ ウックウール ・ グラスウール		(11) 通学路等専用歩道・仮設図面に提示			
	日元し	※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合面		断熱材の種類	[9.3.2]				
		・ 目荒らしの範囲		・ 防火性能 防火性能	19.5.21				
		※柱・梁面・壁面 打継ぎ面又は接合面全面の 1 / 3 程度 ・		既存外壁の仕上材の撤去 ・有り ・無し	[9.3.3]				
		目荒らしの程度		下地面の清掃及び下地調整 ※断熱材製造所の指定する仕様 ・	70.0 N				
		※平均深さ5~10mm(最大深さ10~15mm)程度の凹部を施す		通気層 ・有り (mm) ・無し 試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を監督員に提出し監督職員の承諾を受ける	[9.3.4]				
	お料	あと施工アンカーの材料 (8.2.4) ・金属拡張アンカー (耐震補強用)		特記無き事項は、製造所の仕様による。	70.10				
		※接着系アンカー 接着剤の品質 ※有機系	5 ガラス改修工事	複層ガラスの厚さ	[9.4.2]				
		アンカー筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼 ・全ねじボルト	6 屋上緑化改修工事	システムの種類	[9.6.1]				
		穿孔前の埋込み配管等の探査 [8.11.2]		・管理型・省管理型 その他特記事項は図示					
	穿孔	範囲 ※あと施エアンカー施工部分全て ・図示 方法 ※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う	7 透水性アスファルト		【表9.7.5】				
		・はつり出しによる	舗装改修工事	※再生クラッシャラン(RC-40)・クラッシャラン(C-40)又はクラッシャランスラグ(CS-40)					
	5 あと施エアンカーの 施工確認試験	アンカー筋 ※行う (確認強度は図示による) [8.11.5] ・行わない		透水性の高いものを使用する \	[9.7.3]				
	6 断熱材兼用型枠	(19. 9. 2) (19. 9. 3)		・遮断層 ※川砂、海砂又は良質な山砂・厚さは図示					
		種類 施工箇所 厚さ(mm) 品質等 ・断熱材兼用型枠 ・木質系 ※壁(図示の範囲)※40以下 断熱抵抗		・凍上抑制層 ※再生クラッシャラン ・クラッシャラン 切り込み砂利 ・砂 厚さは図示					
		・コンクリート系 ・ =厚さ/熱伝導率 ・プラスチック系 = 0.676以上		·A種 ※B種 ·C種 ·D種	【表9.7.1】				
		(m²・kl/w) 製造所 建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の		路床安定処理 ※添加材料による安定処理 [9.7.3]	[表9.7.3]				
		開発」において、評価を取得したもの		種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰() ・消石灰()					
0 2	1 打増し壁に用いる	現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ [8.2.4]		添加量 kg/m³(目標CBR ※5以上 ・) 路床土の支持力比試験 ※行う(※乱した土 ・乱さない土)					
一	シアコネクタ	種類 ・ 間隔(mm) ※500×500 ・図示		路床締固め度の試験 ※行う アスファルト混合物 [9.7.6]	【表9.7.7】				
震	2 増設・補強工事の	工法の種類 [8.19.8] [8.21.5]		車道部 ※改質アスファルトI型 歩道部 ※ストレートアスファルト					
	コンタリートの打込み	流込み工法または圧入工法		アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う	[9.7.9]				
事	3 柱補強	溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 柱頭柱脚の隙間部間の型枠							
		※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む ・図示	8 PCB含有シーリング 材処分	(1) 事前調査等 シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。					
	4 連続繊維シート巻き	材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの		・現場においてサンプルを採集 採取箇所 ※外壁目地 ・図示 ・					
		材質 引張り強度(含浸硬化後)		採取箇所数 ※部材が異なるごとに 1 箇所 ・図示 ・ 分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。					
		· 2500N/mm²以上 · 300 QN/mm²以上		(2) 施工調査等 調査範囲 ※図示 ・					
		ヤング係数 (含浸硬化後) ・2. 35×1 0°N/mm²程度		処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと。 シーリング使用部位の確認					
		· 2. 00×10 ⁵ N/mm²以上 工法		シーリング長さの確認 施工範囲と工事管理区分の確認					
		※(財)日本建築防災協会の評価を受けた工法		仮設計画 廃棄物等の搬出方法					
		下地調整 仕上げモルタルの除去							
		※行う ・行わない 柱の隅角部の面取り [8.21.7]							
		※工法の評価内容による							
	5 スリットの施工	スリット部の配管等の探査 [8.22.2]							
		※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う ・はつり出し							
						時果土木部建築課 50-8570 長崎市江戸町2-13 課長 総括補佐 課長補佐 係長 語	工事名称 滑石10AP外型	壁改修工事	
					文 F 〒85 210701 長崎県 TELO	- リハエバロルモスの 50-8570 長崎市江戸町2-13 95-824-1111/FAX095-827-3367	改修特記仕様書	A 00 (15	
			N I	T	у <u>х</u> ч ж		1		





	凡例		
(1)	外壁	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
	(ベランダ手摺、窓台含)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
2	上裏部	既存	アクリルリシン吹付け
	(軒裏、庇裏、段裏)	改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
4)	ベランダ手摺	既存	スチール製 SOP塗
4	へ /// 丁垣	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=1200×W=1900
⑤	縦樋	既存	塩ビ管100φ VP塗 SUS製掴金物 @1200
9	和4.1200	改修	既存撤去後 VP管(カラー)100 φ 新設SUS製掴金物 @1200
6	建具廻シーリング	既存	コーキング
(b)	注 共 週 ンー リ フ ク	改修	既存シーリング撤去後、変形シリコーン系(MS-2)打替

7	隔て板	既存	鉄 枠 (L-40 × 40) 部 SOP塗 、 ケイカル板 VP塗
		改修	下地調整(RB種)後、鉄枠部SOP塗装 ケイカル板下地処理(RB種)後、EP-G塗替
9	窓格子	既存	スチール製 SOP塗
	76.1L 1	改修	既存撤去後アルミ製新設(アンカーステンレス製)H=900×W=2000
(12)	避難用ハッチ	既存	400×500角鉄扉 SOP塗 タラップ:φ16 180×300 (∪型) SOP塗
	(タラップ付)	改修	400×500角鉄扉、タラップ共 下地調整 (RB種) 後、SOP塗装
(13)	 屋上点検口	既存	900角鉄扉 SOP塗 タラップ: φ32 300×1400、φ16 5段 SOP塗
19	(タラップ付)	改修	900角鉄扉:取替え(ステンレス製)、タラップ:下地調整(RB種)後、SOP塗装
(15)	屋上鉄部	既存	スチール製 SOP塗
(13)	(アンテナ、タンク架台、 タンクタラップ等)	改修	下地調整 (RB種) 後、SOP塗装



A-08/15

		長崎県土木部建築課	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	縮尺	0_1:100 1:50	工事名		図面N0.
特		文呵 宗工小 叩 姓采床							S=1:100, 1:50		滑石10AP外壁改修工事	
記		〒850-8570 長崎市江戸町2-13						日付		図面名		☐ A-08∕1
	長崎県	TEL095-824-1111/FAX095-827-3367							H23. 2		平面図	